

令和 2 年 第 6 回 定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 12 月 11 日 開会

令和 2 年 12 月 14 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和2年
第6回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

12月11日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○町長あいさつ	5
	○議事日程の報告	8
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	9
	○諸般の報告	9
	○一般質問	16
	5 番 浅 見 裕 彦 議員	16
	10 番 関 根 修 議員	29
	4 番 宮 原 みさ子 議員	40
	2 番 黒 澤 克 久 議員	50
	8 番 大 野 伸 恵 議員	57
	○延 会	67



12月12日(土)	○休 会
12月13日(日)	○休 会



12月14日(月)	○開 議	71
	○議事日程の報告	71
	○一般質問	71
	1 番 向 井 芳 文 議員	71
	3 番 阿左美 健 司 議員	80
	○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
	・ 議案第51号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運	

動の公営に関する条例

○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
・議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
・議案第53号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
・議案第54号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
・議案第55号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
・議案第56号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
・議案第57号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
・議案第58号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号)	
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
・議案第59号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第2号)	
○日程の追加	109
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
・発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について	
○閉会中の継続審査の申し出	112
○閉会	112

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第89号

令和2年第6回横瀬町議会定例会を、令和2年12月11日横瀬町役場に招集する。

令和2年12月4日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

令和2年第6回横瀬町議会定例会 第1日

令和2年12月11日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 浅 見 裕 彦 議員

10 番 関 根 修 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 黒 澤 克 久 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

1、延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設楽政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長
大沢賢治	代監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

令和2年第6回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会も新型コロナウイルス感染防止対策を取り、通常どおり行います。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

本定例会において、5番、浅見裕彦議員につきましては、座ったままでの発言を許可し、採決は挙手をもって起立とみなします。



◎開議の宣告

○内藤純夫議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

本日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。開催に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので令和2年度も師走となり、何かと慌ただしさが感じられるようになってまいりました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から多くの町の主要事業を中止いたしました。11月に入って以降、全国で急速に感染が拡大し、まだまだ先が見えない状況下ではありますが、引き続き感染予防に細心の注意を払い、職員と一丸となって各種施策に取り組み、この難局に対応してまいりたいと考えております。

それでは、各事業の進捗状況の一部について報告をさせていただきます。まず、地域おこし協力隊についてです。11月1日付で、宮下遥明さんが着任いたしました。秩父市出身で29歳の方です。宮下さんは、専門学校を卒業後、映像関係の民間企業に勤めておられました。ウェブ制作部で撮影担当カメラマン、演出を手がけるディレクター、さらに人事担当業務など多岐にわたる部署で活躍をされてきました。横瀬町では、今までの経験、とりわけ映像制作の豊富な経験を生かし、映像作家、ビデオグラファーとして、町の地域資源やイベントなどを映像化し、どんどん発信をし、地域活性化タウンプロモーションの分野で活躍することを目指しています。町の新しい魅力を創出するためのチャレンジに大いに期待をしております。

次に、地域公共交通事業についてです。平成28年度から本格運行しているブコーさん号は、目的地まで

の乗車時間の長さや運行便数の少なさ、そして何より健康上の理由などでバス停まで行けない人が利用できないなどの課題がありました。利用者のさらなる利便性向上のため、11月18日の地域公共交通会議を経て、新しい公共交通として、バス停を設けないドア・ツー・ドアのデマンド型乗り合い交通を導入する方向で準備を進めてまいります。今月より町民の皆様への周知、広報活動を開始します。さらに、来年2月以降、今のブコーさん号と並行してデマンド乗り合い交通の実証運行を行い、令和3年4月の正式導入を目指します。

次に、空き家対策関係です。全国的に空き家が増加し、社会問題となっています。本町でも重要課題の一つとして捉え、総合的かつ計画的に実施するために、空き家対策協議会を今年度発足させ、11月10日の協議会を経て、空き家対策計画を定めました。空き家対策は、安全、安心のための危険空き家対策であると同時に、今後の町の活性化や景観環境づくりのための町の重要施策の一つです。今後も町民が安心して快適に暮らせる生活環境を保全するため、空き家等の有効活用の促進とともに、空き家の発生を未然に防止する対策に取り組んでまいります。

次に、災害時における福祉避難所についてです。10月1日に介護老人保健施設なでしこを運営する医療法人健秀会と、災害時における福祉避難所に関する協定を締結しました。これにより、福祉避難所は7か所となり、11月18日には各施設にご協力いただき、町で初めてとなる福祉避難所設置訓練を実施いたしました。町では、引き続き災害時における対応力の強化を鋭意図ってまいりたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関係について報告をさせていただきます。まずは、埼玉県の補助事業であります高齢者インフルエンザワクチン接種の自己負担助成事業です。新型コロナウイルス感染症患者とインフルエンザ罹患者の区別がつきにくいことなどによる医療現場の負担増大が懸念されるため、インフルエンザ罹患者及び重症者を減らすことにより、医療現場の負担軽減を図ることを目的として、10月1日から12月31日までの接種について、重症リスクの高い65歳以上の高齢者を対象に、高齢者インフルエンザ予防接種費用の自己負担分1,200円を補助いたします。

続いて、国の補助事業で新型コロナウイルス感染症検査費助成金交付事業です。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止するため、65歳以上の高齢者が本人の希望により検査を行う場合の費用を2万円を上限に助成するもので、11月9日から3月31日までの検査分が対象になります。

続きまして、地方創生臨時交付金を利用したマスクの配布状況の報告です。在宅で生活をされている65歳以上の方全員に不織布マスク1箱を配布しています。11月13日から各地区7か所を回り、配布を行っておりますが、対象者は全部で2,667名で、12月8日現在2,459名、約92%の方への配布が済みしております。受け取りに来られない方については、職員の訪問等を含め、一人でも多くの方に配布できるよう対応してまいりたいと考えています。

次に、地方創生臨時交付金を利用し、シニアのための町とつながるICT福祉事業を実施しています。60歳以上の町民及び聴覚障がいのある方を対象に、町との新たなつながりの創出に向け、タブレットやスマホなどの機器購入費助成やスマホ教室を実施し、シニア世代のデジタルシフト化への手助けを行うものです。12月9日現在、23名の方から機器購入補助申請を受け付けております。

次に、12月1日から税務会計課といきいき町民課の窓口で、課税証明書や住民票などの交付手数料の支払いをペイペイで支払うことができるようになりました。他の電子マネーなどの決済については、順次使

用可能となります。行政サービスのキャッシュレス化を推進するほか、現金の受渡しによる接触機会を減らして、新型コロナウイルスの感染防止に役立ててまいります。

次に、秩父地域キャッシュレス決済促進事業を12月1日から令和3年1月31日までの2か月間実施いたします。横瀬町、秩父市、皆野町及び小鹿野町の1市3町の共同により、地域消費の拡大並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、非接触型決済方法で事業を実施するものです。一般財団法人秩父地域地場産業振興センターに事業委託を行い、ペイペイを用いた支払いに対し、月に最大20%が戻ってくるキャンペーンです。現在全地域内で1,000店以上、横瀬町内では73店がキャンペーンに参画をしています。

次に、よこらぼについてです。11月審査分までで提案142件に対し82件を採択しています。事業展開をしている中から幾つか紹介をさせていただきます。まず、はたらクラスについてです。今回も秩父地域と秩父地域以外でご活躍をされている方それぞれに講師を務めていただきました。9月26日、10月17日、11月21日に、感染症対策を行いつつ、エリア898で開催をされました。これまで同様、オンラインでの参加も可能で、幅広い世代の方に参加をしていただきました。当日参加できなかった方も閲覧できるよう、エリア898のホームページからユーチューブで配信をしております。

次に、株式会社ドリームインキュベータと共同で行った正しい世論の可視化プロジェクトについてです。本プロジェクトの一環として実施した観光客に関する意識、価値観調査に関し、多くの町民の皆様にご協力いただきましたことを改めて感謝を申し上げます。調査の結果をまとめた報告書を9月末に町のホームページに掲載し、広報10月号にも結果概要を掲載しております。本調査の実施に当たり、埼玉大学社会調査研究センターに多大なご協力をいただいたほか、現在結果の詳細な分析について、立教大学観光学部のご支援をいただいているところであります。今後調査結果を町の施策の検討、実施に積極的に活用してまいります。

次に、11月20日から22日までの3日間、旧芦ヶ久保小学校で開催されたアートセッション in 横瀬についてです。約300名の方が参加をされました。社会福祉法人昴が主体となり、障がいのある方の日常生活の中にある表現の種を発見、発信すること、そしてコロナ禍で離れてしまった人と人の心の距離を近づけることを目的とした取組です。絵画や工作に限らず、文字がすき間なく書き込まれたスケジュール帳など、何気ない日常の中にある表現に着目した作品が数多く展示されていました。

次に、堀江車輛電装株式会社のユニバーサル野球で世界に楽しみをつくらうです。障がいのある方、そして子供から高齢者まで誰でも簡単に野球を楽しめるよう、町内ボランティアの協力の下、大型の野球盤のようなユニバーサル野球場を製作いたしました。11月24日には、横瀬小学校で6年生と特別支援学級の児童が、また28日には社会福祉法人清心会協力の下、さやかグループの対抗試合を実施いたしました。応援される喜び、応援の大切さを知ることをテーマとし、とても盛り上がる大会となりました。今後は、横瀬町で生まれ、横瀬の名を冠した組み立て式の横瀬ユニバーサル野球場が全国を駆け巡ることを楽しみにしています。

なお、よこらぼについては、一般社団法人日本経営協会が主催する自治体総合フェアにおける特別企画第12回協働のまちづくり表彰の優秀賞を受賞し、12月4日にオンラインで事例発表をさせていただきました。ちなみにこの表彰のグランプリは、石川県の加賀商工会議所の10年以上継続している婚活プロジェク

ト、準グランプリは千葉県四街道市の子供の育ちを支える地域づくりのプロジェクトに次ぐ優秀賞ということで、静岡市のプロジェクトとともに受賞をしました。この表彰は、公と官が協働、連携して推進したプロジェクト活動、制度、枠組みづくりなどの取組の中から、自治体経営のイノベーションを牽引し、地域社会の活性化に大いに貢献したプロジェクトを選出し表彰するものです。ゼロから立ち上げ、試行錯誤しながらも、4年間実績を積み上げてきたよこらぼに対して、徐々に全国的な認知がなされるようになり、こうした評価がされるようになってきたことは大変喜ばしいことと感じています。引き続きよこらぼはしっかり運営してまいりたいと思います。

最後に、東京2020オリンピック・パラリンピック関連の報告です。来年度に延期になりました東京2020オリンピック・パラリンピック競技会については、新型コロナウイルス感染拡大が収束していない現状、開催が不透明な状況ではありますが、当町では国の支援をいただきながら、欧州の小国アンドラ公国との国際交流展開を目指して準備を進めています。アンドラ公国は、ヨーロッパ西部、スペインとフランスの国境近くのピレネー山脈中にある美しい山々に囲まれた人口7万7,000人ほどの小さな国です。既に同国オリンピック委員会との間では、交流を進めることについては合意しており、現在同国のホストタウンとしての登録を目指して、内閣官房に対して申請をしている段階です。同国からは、現時点でカヌーの選手が1名出場することが決定していると聞いています。新型コロナの状況が許せばではありますが、町を挙げてアンドラの選手の挑戦を応援したいと考えております。

オリンピック・パラリンピックに関わるチャンスがあること、さらに秩父地域にも似た山の中の小国アンドラとの国際交流のチャンスがあることは非常に貴重なことと捉えており、新型コロナウイルス感染症の状況次第とはなってしまうますが、町民の皆さんを元気にするような様々な事業を検討してまいりたいと考えております。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例制定1件、条例の一部改正2件、補正予算6件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

8番 大野 伸 恵 議員

9番 若 林 想一郎 議員

10番 関 根 修 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎議会運営委員会委員長登壇〕

○若林想一郎議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、12月4日午後2時より、301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局2名でございます。会議録署名委員に関根修委員、若林清平委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議いたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は12月11日から12月14日の4日間と決定いたしました。なお、12日土曜日と13日日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○内藤純夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11日から14日までの4日間とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○内藤純夫議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、第4回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議

長の諸報告を配付してありますので、ご了承願いたいと思います。

次に、令和2年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに令和2年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、代表監査委員に報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定例監査等監査の結果についてご説明を申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明をさせていただきます。内容につきましては、令和2年9月23日、10月22日及び11月19日に地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和2年度一般会計歳入歳出現金出納状況及び各特別会計に関わる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者から現金の出納状況を知るに必要な調書の提出、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

次に、定例監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、令和2年11月27日に地方自治法第199条第4項、同条第2項及び第7項の規定により報告したものでございます。本年度の定例監査等は、本庁舎内の各課及び下水道事業、水質管理センター、町民会館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、横瀬中学校、学校給食調理場、保育所を対象に、10月29日、30日及び11月4日の3日間で実施いたしました。

監査対象は、あらかじめ指定した事務を除き、平成30年10月から令和2年9月末までの各箇所の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財政的援助団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、各箇所における財務に関する事務の執行状況及び新型コロナウイルス感染症による影響について並びに指定箇所における随意契約事務、現金、切手類の管理、備品管理について監査を実施いたしました。指定様式等資料の提出及び関係書類の提示を求め、各課長及び関係職員の説明後に質疑応答を行いました。

財政的援助団体の監査につきましては、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会、有限会社果樹公園あしがくぼ、一般社団法人横瀬町観光協会を対象に実施したところでございます。

監査の結果について申し上げます。なお、詳細については結果報告を御覧いただき、ここではその要旨を申し上げさせていただきます。本定例監査を実施したところ、各箇所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については適正に執行されており、特に問題はないものと認められました。また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、歳入において町民税法人分への影響が見込まれたところでございます。今回のコロナ禍は、社会のあらゆる方面に大きな影響を与えており、一日も早い収束を願っております。

財政的援助団体の社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会、有限会社果樹公園あしがくぼ、一般社団法人横

瀬町観光協会とも関係諸帳簿を確認した結果、適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、定例監査等の結果については、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和2年11月30日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表いたしましたので、申し添えます。

以上で私からの説明を終わります。

○内藤純夫議長 大沢代表監査委員の説明を終わります。

次に、常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

4番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和2年11月27日午後2時より、横瀬町役場議場にて行いました。出席者、委員6名全員、事務局2名、執行部11名です。会議録署名委員といたしまして、大野伸恵委員、若林想一郎委員をお願いいたしました。

審査事件等について、(1)、所管事務調査、横瀬町の文化財保護の現状と課題について、(2)、教育委員会報告、(3)、その他でございます。

審査経過まとめといたしまして、1、所管事務調査、横瀬町の文化財保護の現状と課題について、資料に基づき教育次長より説明を受け、質疑応答を行いました。各委員からの主な質疑といたしましては、文化財後継者、人形芝居、芦ヶ久保の獅子舞、里宮の神楽などの後継や養成についての質疑がありました。歴史民俗資料館については、今後の運用と資料の管理や保存に関する現状と今後の取組などの質疑がありました。そのほか、ザゼンソウの自生地現状と保護についてなどの質疑がありました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

2、教育委員会報告を教育長より資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。教育長の報告では、コロナウイルス感染症の影響で休校期間がありましたが、ここまでの教育課程はおおむね終了していること、秩父地区中学スポーツ交流会が無観客で開催される旨の報告などがありました。まとめといたしまして、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめといたしました。

3、その他でございますが、執行部から所管事務事項の報告、説明がありましたが、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくこととしました。

審査事件等終了後、歴史民俗資料館の視察を行い、館長より資料館の説明を受け、質疑応答を行いました。

以上、報告といたします。

○内藤純夫議長 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

1番、向井芳文委員長。

〔向井芳文産業建設常任委員会委員長登壇〕

○向井芳文産業建設常任委員会委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきまし

たので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された審査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により以下のとおり報告いたします。

開催日時ですが、令和2年11月27日午前10時より。開催場所は、横瀬町役場議場において行いました。出席者は、委員6名、執行部4名、事務局2名でございます。会議録署名委員といたしまして、新井鼓次郎委員、小泉初男委員をお願いをいたしました。

審査事件等ですが、(1)、所管事務調査、空き家の現状と今後の対策について、(2)、その他でございます。

審査経過まとめでございますが、(1)、所管事務調査に関してですが、加藤建設課長より空き家の現状と今後の対策について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。質疑応答の内容は、町の空き家の現状に関する事、町の役割に関する事、特定空家の判断基準と具体的な取組に関する事、役場の相談体制に関する事及び今後の運用に関する事等でした。なお、全体の内容といたしましては、執行部の説明といたしまして、調査の結果、町内には218戸の空き家があり、特定空家は11戸、うち特に危険なものは2戸把握しているとのことで、その2戸については問題解決できるように取り組んでいる。また、課を超えたプロジェクトチームを立ち上げるとともに、補助金の設置や空き家バンクの活用等を積極的に行っている。そして、それらの広報や相談体制の充実にも力を入れているとのことであり、さらなる調査の推進と、補助金や空き家バンクを活用しての所有者への問題解決のアプローチの充実、相談体制の強化、困難な事例を解決することでのプロセスの体系化等をお願いいたしました。

まとめといたしまして、当委員会としては、空き家の現状と今後の対策について説明を受け、質疑応答を行ったということでまとめいたしました。

(2)、その他でございます。執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会といたしましてはこれら報告、説明を聞きおくことといたしました。

なお、会議終了後、今年の台風により被害を受けた場所の復興された道路等の視察を行いました。

以上でございます。

○内藤純夫議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

5番、浅見裕彦委員長。

○浅見裕彦広報常任委員会委員長 この場所からすみません。委員長からの報告を求められましたので、広報常任委員会の報告を行います。お手元に資料が行っていると思いますので、御覧になってください。

広報常任委員会の報告書。本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告します。

開催日時であります。2回開催しましたので、初めのが令和2年10月14日午後1時より、横瀬町役場3階301号室において行いました。出席者、委員6名全員と事務局1名、会議録センター1名であります。

初めに、会議録署名委員を決めまして、阿左美健司委員、大野伸恵委員をお願いいたしました。

審査事件等であります。1、議会だより第128号の編集について、2、その他であります。

審査結果、まとめであります。1、議会だより第128号の編集について協議検討を行い、詳細について決定してきたところであります。これを受けまして、会議録センターで物を作りますが、最終確認につい

ては正副委員長に一任ということで決定をしたところであります。その他については特にありませんでした。

次に、開催日時の2番目ですが、令和2年12月4日午後3時より、横瀬町役場3階301号室において行いました。出席者、委員6名全員と事務局1名、会議録センター1名であります。会議録署名委員について、向井芳文委員と宮原みさ子委員をお願いいたしました。

審査事件等についてであります。1、議会だより第129号の編集について、2、その他であります。

審査経過とまとめであります。1、議会だより第129号の編集について、これは大枠的なアウトライン、それから担当者を決めてということで行って来ました。協議検討を行ったということであります。その他については特にありませんでした。以上です。

以上をもちまして広報常任委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 次に、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長登壇〕

○若林想一郎横瀬小学校校舎整備事業特別委員会委員長 議長よりご指名をいただきましたので、横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和2年11月16日午前10時。開催場所、横瀬町役場302会議室。出席者、委員10名、議長、執行部9名、事務局2名、設計事務所2名。会議録署名委員、関根修委員、若林清平委員をお願いをしました。

審査事件等でございます。1、横瀬小学校校舎整備事業について、2、その他。

審査結果、教育委員会及び設計事務所より説明を受け、質疑応答を行いました。質疑の内容につきましては、予算について、ワークテラスについて、木材使用について、連絡橋について、入札について等でございます。

まとめ、当委員会として報告を受け、質疑応答を行い、聞きおくことといたしましたが、次回特別委員会において結論を出す方向に持っていくということでまとめといたしました。

続いて、第5回の横瀬小学校校舎整備事業特別委員会の報告をさせていただきます。本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和2年12月7日午後2時。開催場所、横瀬町役場302会議室。出席者、委員10名、議長、執行部9名、事務局2名、設計事務所2名。会議録署名委員に向井芳文委員、新井鼓次郎委員を指名させていただきました。

審査事件等、1、横瀬小学校校舎整備事業について、2、その他。

審査経過でございます。教育委員会より、前回特別委員会時に事後回答とした質問の回答を受け、質疑応答を行いました。質疑の内容につきましては、木材使用、費用について、非常階段、連絡橋について、また入札について等ございました。

まとめ、当委員会としましては質疑応答を行い、今後このまま進めていく方向でよいかの採決を行いま

した。採決の結果、賛成6、反対3で賛成することと決定いたしました。なお、採決終了後に、委員会よりトイレ内水栓について、自動水栓とするよう提言したいとの申出があり、満場一致をもってこれを採決したため、町長に対して提言書を送付するというで決定いたしました。

以上、報告といたします。

○内藤純夫議長 常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

なお、今お手元に資料が配られていると思うのですが、今回ちょっと全員協議会が2回ありましたので、時系列での説明とさせていただきますので、全員協議会の中に本会議が入って、本会議終了後にもう一度全員協議会があったということをご理解ください。

それでは、報告させていただきます。全員協議会を令和2年11月10日10時より、秩父クリーンセンター3階大会議室にて開催いたしました。議事としては、(1)、諸報告、①、令和2年第3回定例会管理者提出議案の概要について、②、消防防災拠点施設整備事業の進捗状況について、(2)、議会運営について、①、議会改革調査研究特別委員会中間報告について、②、その他、広域水道料金変更の説明会参加人数の報告がありました。人数、秩父市が10名、皆野町が6名、長瀬町が9名、横瀬町が12名、小鹿野町が44名。なお、小鹿野町については、説明会終了時刻が9時45分までかかったということを報告いただきました。

続きまして、第3回11月定例会についてご説明させていただきます。令和2年11月17日10時より開会。日程第1、会議録署名議員の指名でございます。2番、山中進議員、3番、黒澤秀之議員、4番は赤岩秀文議員です。

第2、会期の決定、これは本日1日と決定いたしました。

第3、諸報告、第4、委員長報告、議会改革調査研究特別委員会中間報告を委員長から報告がありました。

第5、管理者提出議案の報告、第6、一般質問、今回2名で、秩父市、黒澤秀之議員、小鹿野町、出浦正夫議員です。

第7、議案第19号 令和元年度秩父市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、総員起立でした。

第8、議案第20号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例、総員起立でした。

第9、議案第21号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、起立多数でした。

第10、議案第22号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例、総員起立でした。

第11、議案第23号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例、これは起立多数でした。なお、反対が2名、討論もございました。討論が、反対が2、賛成が1ということでした。

第12、議案第24号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）です。これは総員起立でした。

第13、議案第25号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）、総員起立でございました。

続きまして、全員協議会が令和2年11月17日16時20分より、秩父クリーンセンター3階大会議室で行われました。議事は、（1）、議会改革調査特別研究委員会の中間報告に基づく調整についてということで、①、議場について、秩父市の議場を使うことについての反対の意見があったために採決を行うということでした。起立多数で進みました。続いて、②、2月定例会の会期日数についても併せて採決を行いました。

以上で秩父広域市町村圏組合全員協議会、定例会に関する報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどよろしく申し上げます。

1つは代表監査委員についてであります。今回の報告書の中で、定例監査等の結果についてということで、11月27日付の文書で、これで監査結果、共通事項になっています。令和2年度予算の執行状況ということで、令和2年9月末の一般会計から特別会計の歳出の執行率について記載があります。一般会計、今年度非常に予算増えまして、55億円で、当初より増えてきて、歳出が23億円ということで42.8%、その他特別会計39.4%、上半期が終わってこの執行率の状況ということについて、どういうふうに数字上から見ているか、その点について、1点よろしくお願いたします。

もう一点は、今度は総務文教厚生常任委員長にお伺いします。今回の文化財の保護ということで、ザゼンソウ自生地の現状と保護についてということがありました。これは、芦ヶ久保にザゼンソウはあるのですが、なかなか花が咲かないとずっと聞いているところです。この保護についてという形で、どう花を咲かそうかということについてのこんなやり取りがあった回答とかというのがありましたら、その点についての説明をよろしくお願いたします。2点です。

○内藤純夫議長 報告者の答弁を求めます。

大沢代表監査委員。

○大沢賢治代表監査委員 ご質問いただきまして、ありがとうございます。

お手元にお配りをさせていただいております11月27日付の定例監査等結果についての中の第5、監査結果、（1）、共通事項、（ア）、令和2年度予算の執行状況、この部分についてのご質問でございます。それで、この表のところに括弧書きがされております、右上のところにされておりますけれども、このデータが例月出納検査9月のものでございます。この執行状況の説明書きの中にもあるのですけれども、確かに4月から9月まで上半期が終わっているわけですが、9月末時点でひとまず終わったわけですが、9月分等、支払いがまだ10月に入ってから行われるという部分が一つはございます。それから、議員からもお話がありましたように、補正予算でかなりの増額がされているというようなことも、執行率を若干下げる要因にはなっているかと思えます。ですが、この数字的に、一般会計でいいますと、9月末で

42.8%、実はこれ10月末で私の今手元の見ましたら47%ぐらいまでに上がってきております。全体のはちょっと分かりませんが、ここにも書いてありましたけれども、年度後半にこれから執行が進められていくものというふうに思っておりますので、現時点ではおおむね妥当な数値であるというふうに考えるところでございます。

以上です。

○内藤純夫議長 4番、宮原みさ子委員長。

○宮原みさ子総務文教厚生常任委員会委員長 浅見議員からの質問に関してでございますが、ザゼンソウの件に関しては委員の方からの質疑がありまして、去年の台風以降、大分ザゼンソウの生育も減っているということで、現地を見ていただいたものも見せていただきました。今後所有者の方もなかなか高齢になっているということで、町有林にできないかというお話も質疑で出てまいりました。その結果、町としての対応は、ザゼンソウの保護にはまた努めていくという答弁はしております。ただ、やっぱりザゼンソウの自生地ということで保護していきたいという町政の答弁ということで聞いたのですけれども、よろしいでしょうか。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○内藤純夫議長 再開いたします。

◇

◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

質問者・答弁者とも簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党、浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問します。

質問に入る前に、議長によるこのような形での私の病状に対して特段のご配慮をいただきまして、大変ありがとうございます。着座のままですが、ここで進めますので、よろしくお願ひします。また、執行部、議員皆さんのご協力に感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは冬場に来て一層猛威を振るい、陽性感染者が増え続け、昨日は全国で2,971名、埼玉県でも過去最高の188名となっています。医療現場は大変なことになっています。落ち着いている間に手を置くことなく、Go To キャンペーンなどによる政府の後手後手対策は、国民の命を最大限守る姿勢にはなっていないと感じます。自助努力を要請し、一人一人の取組が強調されていますが、政府主導による公助こそが大事です。今必要なことは、医療現場への手厚い保護を行い、医療崩壊を起こさないような取組をすべきであります。

秩父地域においても感染症が広がりつつあります。秩父市の35名、皆野町3名、長瀬町では最近確認され、10名となっています。横瀬町は今は1件の状況ですが、感染したくてする人はいませんし、誰でも感染の可能性はあります。感染した方に対して不当な差別、偏見が生じないようにしましょう。横瀬町は、助け合い、支え合いを大切にしてきた町であります。これから先、もし感染者が出たとしても、みんなで助け合えるような町でありたいものだと考えております。

それでは、質問に入ります。第6次横瀬町総合振興計画でも掲げている住みよい町、7つの柱における2の柱、高齢者や障がい者に優しい町、7の柱、温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町にも通じる支え合いを強め、住みよいまちづくりを基本テーマとしての実態把握とこれからの進め方について伺うものであります。

質問事項1では、社会的弱者の把握についてであります。要旨明細(1)で、住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等のこういう町で税を課しているものがあります。未納者のうち、生活困難と推察できる家庭数の把握と、どのような対応を行っているかについて伺うものであります。

(2)は、高額医療費を請求できるのに請求していない家庭の状況と、その家庭に対してどのような対応を行っているかについて伺うものであります。

(3)としましては、母子手帳交付者のうち、各種相談や定期健診などに来ない家庭の把握状況と、その家庭に対してどのような対応を行っているかについてであります。

4番目は、高齢者見守りネットワーク、あるいはひとり暮らし高齢者配食サービス等の実施状況と、どのような問題点があるかについて伺うものであります。また、避難行動要支援者への地域連携による個別支援計画の進捗状況についても、今現在どのようになっているかについての説明等もよろしくお願ひいたします。障がい者支援の実態がどうなっているかについてもであります。なかなか大変な障がい者もいると思います。このコロナ禍の中で町としてどのような対応をしているかについても伺うものであります。

最近埼玉県が調査した、高校生によるヤングケアラーが報告されています。埼玉県でも条例を制定してきているところではありますが、新聞報道だというと25人に1人が該当するとありました。これで計算すると、横瀬町60人で3ということは180名の高校生がいると、そのうちの25人に1人、7人から8人がいると推測されているのですが、このような把握状況はどうなっているかについてであります。

もう一点、コロナ禍において自殺が増えているという報道があります。新聞報道によると警視庁による

と、全国の児童自殺者数は今年7月から10月にかけて4か月連続で前年を上回り、10月末時点の総数は1万7,219人、こういうふうになっていて、今後この傾向が今までずっと最低を記録してきたのですが、この傾向が止まり上昇に転じる可能性が高いと言われています。新型コロナウイルスの感染拡大で仕事を解雇されたり、学校に従来どおり通えなくなったりして、多くの人々が深刻な打撃を受けている。先行きが見えない中、経済的な苦境や心身の不調が進み、孤立感を深めている人もいます。横瀬町の状況についての変化の把握をされている範囲で結構です。あるいは取組等についてあれば伺いますので、よろしく願いいたします。

次に、学校状況の(5)であります。学校に登校できない子、時々休む児童生徒の実態と対応状況について伺います。まだまだ情報を共有したいことはたくさんありますが、各課からの実態と対応状況について伺いますので、よろしく願いいたします。

次に、質問事項の2であります。これは1の状況を踏まえて、各課で対応している家庭等を一元的に捉え、支え合いを強めることが大事と考えます。横瀬町は、少ない職員でいっぱいの仕事を行っています。これにさらに負担になるとと思いますが、私は庁舎内にプロジェクトチームを発足して、情報共有を図り、対応が必要ではないかと思えます。各課それぞれの対応で奮闘している。そこを全体で共有していこうではないか。さらには町だけでなく、区長さん民生委員あるいは議員、それぞれのいろんな点での対応によって、より住みよい町をつくっていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

以上が質問であります。

○内藤純夫議長 質問1、支え合いを強め、住みよいまちづくりを。社会的弱者の把握についてに対する答弁を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 質問事項1、要旨明細1につきましては、税務会計課で担当する住民税、固定資産税、国民健康保険税と、いきいき町民課で担当する介護保険料と後期高齢者医療保険料で、その事務におきまして類似する部分もあるため、税務会計課で答弁させていただきます。

税や保険料の納付期限後も納付がない場合、督促や催告をしたり、自宅への訪問や、電話をかけたりして納付の催促を行っております。そういった機会に何らかの理由で納付することが困難である事情につきましては、未納者から相談を受けることにより把握に努めております。対応状況につきましては、未納者から現在の生活状況や健康面の状況、預貯金等や就労関係、支援できる家族がいるかなどにつきまして聞き取りを行っております。この聞き取りにより分割納付、申請により税や保険料の減免、徴収猶予を受けられる場合があることなどを説明しております。さらに、生活保護の対象となると思われるケースにつきましては、健康づくり課のほうにつないでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 質問事項1、要旨明細(2)についてお答えいたします。

高額療養費は、医療機関や薬局の窓口で支払った医療費が、1か月で上限額を超えた場合、その超えた

額を支給する制度で、申請により支給されるものでございます。制度上、申請によるものでありますが、町は政令に基づき、該当される方に高額療養費の発生を正しく把握してもらい、申請漏れを防止するため、勧奨通知を送付しております。未申請者については把握していますが、高額療養費は無条件で受給する権利が発生するのではなく、医療機関に一部負担金が支払われたことを条件としており、そういった要件を満たした場合に申請に基づき支給しますので、再度の勧奨通知は送付しておりません。

このような中、被保険者等の来庁が難しい場合は、郵送での申請や委任状で代理人の方の申請でも受け付けております。また、領収書がない方については、医療機関に私どものほうで確認し対応しており、申請者の負担軽減を図っているところでございます。なお、後期高齢者医療の高額療養費の支給については、対象者が高齢者であること、医療保険者間の移動が少ないこと及び個人単位で高額療養費を支給していることから、広域連合では初回のみ申請が必要ですが、2回目以降は申請不要となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細3について答弁させていただきます。

町では、母子健康手帳を交付する場合は保健師等が対応し、アンケート調査や体調などを確認し、妊婦健診の助成券を交付しております。妊婦健診を受けると、医療機関から請求がありますので、その際に定期的に受診をしているか、主治医からの連絡事項はないかなどをチェックしております。また、保健師等が行う妊婦訪問においても受診状況を確認しております。皆様きちんと受診している状況であります。今後も関係機関等と連携し、状況の把握に努め、支援が必要だと思われるケースについては迅速に対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 要旨明細4について答弁させていただきます。

高齢者見守りネットワーク事業につきましては、高齢者等が住み慣れた地域で安心した生活を送れる環境を確保するため、協力団体、地域住民が連携し、在宅高齢者の見守り等を行う事業です。協力団体としては、区長会をはじめ16団体、協力事業所はシルバー人材センターをはじめとする33事業所に協力をいただき、それぞれの活動の範囲でさりげない見守り、声掛けの協力等お願いしております。見守りの中で気がかりや異変などがあった場合、町や地域包括支援センターへ連絡をいただき、対応をしております。高齢者見守りネットワーク関連事業につきましては、今年度はコロナの影響で協力団体の活動が自粛傾向だったこともあり、見守り活動自体も縮小されている状況です。

高齢者等見守り委託事業については、11月末現在534件の健康チェックシートによる声かけ訪問をしていただいております。また、赤十字奉仕団の会食サービスは、会食ではなく訪問による見守り活動として、現在までに136件のお宅を訪問しています。食生活改善推進委員協議会の配食サービスについては、既に2回実施し、延べ233件訪問しています。引き続き十分な感染予防対策を取り、コロナ禍に対応した見守り活動ができるよう啓発をしていきたいと思っております。

次に、ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業についてです。認知症等により見守りが必要なひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯等に対し、栄養バランスの取れた食事を届けることにより日常の安否を確認するとともに、高齢者等の自立及び生活の質の向上を図っているものです。利用できる日数は週3回以内で、配食に係る食材料費の一部が利用者負担となります。4月からの利用者は30名で、11月30日までの配食数は1,525食となっております。今後の課題としては、配食サービス利用者が横ばい傾向であるということです。今年度は、「広報よこぜ」5月号で周知を図っておりますが、引き続き制度の周知を図り、多くの方に利用していただきたいと思っております。

避難行動要支援者登録状況についてです。12月1日現在289名の方が登録をしております。避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法第49条の11において、民生委員、自主防災組織等、避難支援等に携わる関係者に対し名簿を提供してよいということとされています。町でも、名簿の適正な管理運用を図るため、昨年3月に横瀬町避難行動要支援者名簿貸与の為の取扱要領を作成し、支援機関等に対し貸与するための取扱いを定めました。昨年5月には、各支援機関に対し、避難行動要支援者名簿の貸与をさせていただきました。名簿については、年1回更新させていただく予定です。現在名簿を提供している支援機関は、行政区、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、消防団となっております。

また、個別支援計画の進捗状況ですが、今年度個別支援計画を作成し、民生委員に提供させていただいております。個別支援計画については、地域支援者の状況、地域の指定緊急避難所等の指定など、検討事項も多いことから、もう一度内容を精査し、来年度に向け見直しをしていきたいと思っております。

続いて、障がい者への支援の実態についてです。身体、知的、精神に障がいのある方の支援としては、それぞれ障害者手帳取得時に本人の困り事などをお聞きし、障がいの特性に合わせた支援を行っております。また、精神通院医療を受給している方には、1年に1回の更新時に併せ、医療と連携しながら個別の相談に応じています。例えば精神的な不調により離職をされた方には、医療機関の通院と併せて社会復帰のためのデイケアを利用してもらい、その後主治医の意見をいただき、障がい福祉サービス事業所への通所訓練につなげていくといった支援を行っております。それぞれの障がいを持った方が障がい福祉サービスを利用する場合には、本人からの相談を受け、専門的知識を持った相談支援専門員につなぎ、サービスの調整や関係機関との連携など、サービス医療計画の調整をしております。町と関係機関が一体となって、本人や家族が安心し、自立した生活ができるよう支援を行っております。11月末現在、障がい福祉サービスを利用している方は、障がい者59名、障がい児7名となっております。

次に、ヤングケアラーの把握についてです。先ほどお話があったとおり、埼玉県が令和2年7月に県内の高校2年生を対象とした調査を実施しております。その調査の中で、現在または過去にヤングケアラーであったとする方は全体の4.1%、つまり25人に1人の割合であると報告されております。横瀬町においては同様の調査をしていないため、現状の把握はしておりません。また、学校関係者、地域の方からの情報も今のところ入っておりません。今後は、教育委員会、子育て支援課と連携し把握に努めるとともに、該当者がいた場合、ヤングケアラーの相談に応じるとともに、被介護者に対し介護サービス、障がい福祉サービスの利用や子育て支援課の育児支援家庭訪問事業等の利用を進め、ヤングケアラーの負担を軽減し、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな健康及び発達並びにその自立が図られるよう努めてまいります。

最後に、コロナ禍における自殺者の状況ですが、埼玉県においては緊急事態宣言解除後、6月以降増加傾向となっております。特に10月については、前年同月と比べ84%増と、極めて憂慮される事態となっております。厚生労働省のホームページの情報では、1月から10月末までの横瀬町の自殺者数はゼロ件と報告されています。秩父保健所管内の総数で見ても、2019年1月から12月の1年間で26名、今年1月から10月の暫定値で12名となっております。秩父地域では、昨年に比べ自殺者は減少傾向にあると言えます。

自殺予防の取組としては、秩父定住自立圏事業で毎年秩父地域自殺予防フォーラムを実施しています。今年度は、コロナの影響もあり、オンラインで配信中です。また、町の取組として、心の不調を回復し、心を元気に保てるよう、心いきいきセミナーを男性編、女性編として11月に2回開催しております。コロナの影響もまだまだ終わりが見えない状況です。誰一人自殺に追い込まれることのないよう、再度相談窓口の周知等を図っていききたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 要旨明細、(5)について答弁させていただきます。

まず、学校に登校できない、時々休む児童生徒の状況ですが、県が示す各月10日以上累計30日以上という基準に基づいて申し上げます。11月1日現在、横瀬小学校においては1名が該当し、31日の欠席、横瀬中学校においては5名が30日以上欠席であり、うち2名は本年度全欠という状況でございます。また、累計30日にはならないものの、欠席がちな児童生徒が小学校に1名、中学校に2名おります。そのほか、欠席数はそれほどなくても、町の適応指導教室や校内のさわやか相談室で対応している生徒もおります。

次に、それらの児童生徒に対する対応状況ですが、小学校の1名については教育相談室への登校をし、担任の指示に基づいて自主学習を行っています。担任以外の教職員が対応することもあり、現在は給食を仲のよい友達数人と食べ、学校にいられる時間も増えています。中学校では、校内体制として、毎週の水曜日3校時に生徒指導委員会を開催し、生徒指導上の課題について連絡や協議、対応について話し合っています。その上で、欠席が多い生徒に対しては、担任やスクールカウンセラーによる家庭訪問を実施し、安否確認をするとともに、連絡を取り合うようにしております。さらに、秩父市に教室のあるNPO法人の支援を受けておる生徒もおり、学校と連携を図りながら支援を行っています。また、先ほど申し上げましたが、さわやか相談室登校者に対しては相談員が対応し、児童生徒の自主学習の見守りや生徒の抱える悩み相談に乗っております。適応教室の登校者に対しては、週2回、学校教育指導員が対応し、児童生徒の自主課題の指導支援を行ったり、生徒一人一人の現状を聞き取ったりしております。それ以外にもオンラインシステムを活用して家庭と学校をつないだり、不登校児童生徒を支援するNPO法人を紹介したりと、新たなアプローチも試みているところでございます。方法は様々ですが、一人一人に合わせ適切な支援を今後とも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 詳細にわたり説明等ありがとうございました。横瀬町の現状というか、ある程度見えてきたというところがあります。回答に基づいて再質問を行います。

まず最初に、税の状態ということで、よく債権管理マニュアルとかによって対応等は定められているところであります。先ほどの答弁の中で、生活状況とか、あるいは健康状態、預貯金、支援家族の状況だとかについて伺って、なおかつ問題があるところについては健康づくり課にも生活保護の相談等にもつなげていくという回答がありました。これ一般論という形での回答というふうに見えるのです。具体的にどのよう、例えば去年これだけあって、こう思われる家庭が何件ぐらいあって、こういうふうにつないでいったという具体的な事例がありましたら、ここについては示しながら、回答を再度いただければと思いますので、(1)について具体例でよろしくお願ひいたします。実際に生活保護につなげられた点があるのかどうかというふうなところであります。非常に税の個人情報で難しい点があるのは十分に分かりますので、説明するときにも十分配慮しながらの点でよろしくお願ひいたします。

それから、高額医療費の関係であります。特に申請主義に基づくということで、実際に支払った領収書を持って、それを窓口に行き、こういう形だったので、お願ひしますというのが申請の仕方、私も毎月やっているもので。途中で具体的に、あれ、どうしたのかな、来たのだけれども、どこかに行ってしまったな、分からないなという家庭があって、やっていない家庭があったので、ここで捉えられるところもあるかなと思って、こういう質問をしたところなのです。

それで、町からは連絡しているよと。主に家族がいて、分かっている家庭があればいいのだけれども、本当に町から来たけれども、放っておいてしまっているというような家庭に対してのフォローというか、そういうところがどうできるかということで、現実的に独り暮らしである、あるいは様々なものが滞っている家庭をどう保護するか、それを見つけ出すのが一つの方法ではないかなと思ひましたので、特に郵送でできますよ、委任状でもできますよ、役場にそういうつなげることができればいいのだけれども、そういうところをどうするかということなので、ちょっと見解がありましたら、再度よろしくお願ひいたします。

妊婦さんのほうについては、みんな受診しているということで安心しています。町でも様々な行事、3歳未満児とか、そういう点での地域の取組を行っているところであります。子育ての推進ということで、幼児と保護者に対して、あるいは子育て支援の推進で妊婦さん、保護者に対して、保健指導等を行っているという形で、ここは全部取りこぼしというか、みんな行っているというふうに聞いたので、安心したところなので、再質問はここはありません。

見守りネットワークの関係であります。ここについて協力団体、あるいはこれに類する事業所、33事業所、協力団体16団体、様々な点での見守りということを行っています。コロナの中で難しくなってきたということではありますが、これが地域の皆さんとともに横瀬町高齢者見守りネットワークでつくっていきましょうということでもあります。どうつなげていくかということで、この気づきがあって、11月までに534、これは健康チェックシートですね。健康チェックシートがある。あるいは、赤十字の配食、それから配食サービス等がありました。健康チェックシートについてですが、これ534件ということで、累計なのか、毎月1回ということで行くと、これが累計になると何人というところとすごく少なくなってしまうと思うのです。健康チェックシートについては延べ人数か、あるいは何人という形で見守っているのかどうかについて再度よろしくお願ひいたします。

それから、配食サービスについてであります。独り暮らしの点で30名、1,525食配食しました。これは

横ばいというふうなことで週3回ということでもあります。問題点、どんな点があるかということで、週3回ということになっています。残りどうしているのかなというところでの把握状況とかがあったら、こういうふうにしていますよ。それから、業者についてであります。今何業者がやっていて、特に対応できるところが少ないのだよということはどうかということがあると思います。あと、料金が問題等で合う、合わないというか、そこら辺についての要望、苦情等があったらどうか。例えば芦ヶ久保地域だというと、出かけて行って、数があればそれなりにいけれども、数もなくして手間ばかりかかってしまうよというのがあったりして、なかなか難しいというような点があるかどうか、その配食についてよろしく願いいたします。

それから、避難行動についてであります。避難行動については、特に支援者289名が登録されていますということで、今名簿の点についてどうなのかというのがありました。この対応取扱要綱を定めて、民生委員、各行政委員というのに渡し、消防団ということで、進んできたなところは思います。一時は出さないよということだったのだけれども。それに対して、今度は個別支援計画をどうつくるのかということで、これは当初、6年、7年前になって、こういう地域の人とともに見守りも含めてやっていこうではないかということで、今の区長、民生委員、それと消防団員、近くの近所の人ということで共有しなければならぬということがあったので、今このコロナの中でどうこういう点を強めていくかという点があります。独り暮らしの老人という方。でも、横瀬町は、私が知っているこの間で、8月以降、夏以降で、救急車が来て、亡くなっていたという人が4名いたのです。前、私がこの見守りネットワークの質問したときは、1か月以上たってしまって、においでということだったのですが、今回はすぐ見つかったということでは、そういう点でうまく回っていると、孤独死とはまた違うのではないかなと思います。こういう点がうまく動いているというふうに思いますので、今の個別支援計画の内容等に問題があって、見直しをしていくということでありました。どんな点を、今個別支援計画は対象者に対してどの程度進んでいて、これをどのように見直しするかということについて、再度よろしく願いいたします。

障がい者等については、これは家族のいる障がい者等ということについては、これは結構なかなか難しいけれども、いいのではないかなと思います。家族のいない障がい者等についての対応等について、今現在の町もよくつかんでいると思うのです。障がい者が59人いて、障がい児が7人いますよと。こういうふうなので、より手厚くするために、このうちのいわゆる独り暮らしというか、あるいは家族一緒にいるけれども、高齢者になって大変だよという家庭、こういうところの把握がどうなっているかについて、再度よろしく願いいたします。

ヤングケアラーについてであります。特にヤングケアラーについては、県のホームページ等でも要望等が出されてきていて、どんな点かなというが実態調査等があります、出てきて。その中の自由意見の中で、体験したことがないと分からない悩みなどがあると思うので、気軽に相談できる場所やサイトなどをつくったほうがよい。それから、もっとたくさんの人に障がいについて知ってほしい。障がいだから差別しないで、地域の人々が支え合っていけるようにしたいと。それから、もっと周りの人の理解を深めることができる機会を設けたり、支援をしてくれる環境整備をするべきだと思いますというような自由意見が述べられているのです。なかなか今横瀬で実態をつかみ切れないというか、そうに声を出す。悩みというところの中で見ると、話せる人の有無ということで、ほとんどこの実態調査の中で、ケアに対する悩みや不安、

不満を話せる人という、いない人というのが約25%、いるというのは58%なのだけれども、4人に1人ぐらいは。だから、周りに言えるよというのは救えるけれども、そうでないのはなかなか難しいと。そのところをどう把握していくかの点だと思います。ゼロということはあり得ないというふうに思いながら、ここら辺をどうするのか。相談窓口の整備等を進めながらしていくということであったなと思います。ぜひこのところ、特に教育委員会との関係だということ、教育委員会は小学校、中学校までなので、高校生はどうかということ、なかなかつかみにくいところだと思います。町としてこの点を、具体的な把握の手段というか、どうかということについて、再度よろしく願いいたします。

自殺の関係についてであります。統計データから見たのと、さいたまは増えているけれども、秩父はということで見ると、あるいは横瀬町、傾向的にはいいかなというところで、周りでも多かった年もありましたが、最近聞かないということもあるので、未遂でもあればないということだと思います。いろいろ心がけながら進めていただければと思いますので、ここは現状聞いた形で結構です。

学校教育の関係であります。小学校1名、それから中学校で5名ということで、小学校は非常に少なく感じます。なぜ中学になって増えるのかなという、そこら辺が。小学校からそのまま来て、いなくなってきた、中学になってなったのだから、ちょっと教育長はずっと長いので、傾向という形がつかめると思います。慢性的になっている子供、それからその他の対応等については、いわゆるきめ細やかにやってきていただいていると思います。みんなで支え合いをどうするかという点で、NPOとか、あるいはオンラインの。それぞれのさわやか相談員とか学校相談員とか、いろいろな点で対応しているというふうに今伺ったところあります。こういう点で、ぜひ傾向だけでもこういうふうに行っているからこういうふうなのというのが具体的にあれば、示していただければというふうに思います。

再質問等につきましては、税のほうで具体的な対応状況、それから、高額医療についてのさらにそういう難しいところの対応についてどうするか、それから健康チェックシートについての、これ延べ人数でいくので、具体的には何人ぐらいの健康チェックシートになっているのか。それから、配食サービスでの問題点、こういう点についてどうか。それから、避難支援の関係で、どういう点、個別支援計画がどの程度行っていて、どのような形で見直しを図ろうとしているのかということでもあります。それから、ヤングケアラーの具体的な取組、こういうふうにして把握していくという点がありましたらよろしく願いいたします。それと、教育委員会のほうでは、傾向というか、中学に対する点での今までの取組との点を含めてよろしく願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、再質問に答弁いたします。

議員もおっしゃっておりますけれども、生活保護の制度につきましてはとてもデリケートな部分でもあり、プライバシーも当然尊重されなければならないようなテーマでございます。税が未納の方で、窓口で納税相談にいらした方の中で、今後も収入が見込めないような方につきましては、担当課である健康づくり課のほうに、先ほども答弁させていただきましたけれども、つないでおくと、案内しているということで

ございます。ここの二年で件数でございますけれども、1件でございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 高額療養費につきましては、申請の手續に負担がかかる制度となっているという認識はしております。

先ほど申し上げましたとおり、申請者の負担軽減を図るよう努めておりますが、何らかの事情で申請できないとすれば、まずは相談をしていただくよう丁寧に周知してまいりたいと存じます。また、医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、限度額適用認定証等の交付を受けていただくよう、高額療養費制度も含めて周知に努めてまいりたいと存じます。

なお、再勧奨につきましては、近隣自治体では対応しているところはございませんが、未申請者への対応について課題として捉え、検討してまいりたいと存じます。

○内藤純夫議長 健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 先ほどの質問に答弁させていただきます。

まず、見守りネットワーク事業となります。見守りネットワークの業務委託につきましては、現在8団体に協力をいただいております。その中で各団体の活動としての把握ということになりますので、延べ534件ということとなっております。ただ、いろんな団体が所属しておりますので、その地区の地域の方を対象として、実施していただいていると思います。

それから、配食サービスにつきましては、現在30名の方に利用していただいております。こちらがちょっと伸びていないという理由は、申請者は毎年10件以上の方、申請をされているのですが、途中で入所や入院等で人数が減ることもありまして、毎年同じくらいの人数となっております。配食サービスのほうは週3回ということとなっております、その間の日にちについては、個別の自己負担で配食をされている方もいらっしゃる、あとはその間自分で作っている方もいらっしゃると思います。ただ、週3回、栄養の整った食事を食べられるということで、取りあえず週3回でも利用をされている方も多くいらっしゃいます。芦ヶ久保地区等につきましては、ちょっとご不便をおかけしているのですが、週3回、決まった曜日ということで配食サービスを実施させていただいております。

それから、現在の委託業者なのですけれども、今は1件のみの登録となっております。委託業者につきましては、栄養士がいたりとか、栄養管理もするというので、また配達もしなくてはいけないということで、なかなか新しい事業者の方の登録が難しい状態になっております。現在横瀬町では、対応できる事業所が1件のみということになっております。

それから、避難行動要支援者の関係になります。避難行動要支援者289名につきまして、個別プランは全員作成済みであります。ただ、個別支援計画につきましては、一次避難所の場所を指定したり、誰がどうに支援するということもありまして、民生委員さんのほうに1度配らせていただきましたが、その中でいろんな問題点が出てきました。それを今年度精査しまして、情報を町の防災担当課とか、ほかの福祉担当と連携して、よりよいものにしてから、来年度に向けて提供できればと思っております。提供先としま

しては、町の防災担当と福祉担当課、それから地域支援者、担当地区の民生委員等に提供する予定にはなっております。

それから、障がい者の支援になります。障がい者の支援ということで、家族のいない障がい者の方はどうしたらいいかということでお話をいただいておりますが、障がい福祉サービスを利用している方には専門相談員がついておりますので、専門相談員の計画によって家庭にヘルパーを入れたり、または家庭で1人で生活できない状況の方には、グループホームや施設入所等のサービス提供をさせていただいております。

ヤングケアラーの把握についてですが、埼玉県が令和2年3月31日に、埼玉県ケアラー支援条例を制定しまして、それからヤングケアラーの調査、ケアラーの調査をしている状況です。まだ町のほうにも実態調査の方法だとか、詳しい情報がまた入っておりませんので、今現在高校生に対する町の実態調査を行う予定にはなっておりませんが、いろいろ勉強させていただきながら、対応していきたいと思っております。以上でよろしいですか。

以上です。

○内藤純夫議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、私のほうからは傾向というふうな形で答弁させていただきます。

まず、学年の雰囲気といいますと、小さい子、小学校の低学年の子は、曜日的には月曜日がやっぱり多い。これは、家庭から離れられないというか、そんな形が多いです。ただ、こういう子たちは割合に学校に保護者の方に連れてきていただいたり、あるいは学校のほうでお迎えに行ったりする場合も正直ありますけれども、そういったところでかなり対応ができていかなというふうに思います。また、学年がやはり上がるにつれて、そういった対応だけでは難しくなってくるというふうな傾向があるかなと思います。また、やっぱり小学校のときに欠席が心配な子というのは、どうしても中学校へ行くと長期欠席になる傾向はあるかなというふうに思っています。

そんな中で、ある市で二、三年にわたって調査した結果があるのですが、ちょっと手元にはありませんけれども、中学校の生徒の中で、いわゆる小学校のときから長期の休みをしていた子は、一つの山が5月の連休明け、ここに休みになる傾向が高い。それから、中学校になってから欠席する子、これは夏休み明け。こんなところを注意しておくということは大事なかなというふうに思っています。ちょっと今年は特殊な例でしたので、その話をしていませんけれども、これは大事なことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再々質問はございますか。

次に、質問2、支え合い体制のプロジェクトチームの発足についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔平沼朋子健康づくり課長登壇〕

○平沼朋子健康づくり課長 質問事項2、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

現在の相談体制は、各担当課が町民からの相談を受け、その内容が他課に関係すると思われるときは課

を横断し、連携を図りながら支援に当たっています。ご指摘のとおり、家庭を一元的に捉え、支援していくことはとても大切であると考えます。令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築、例えば介護、障がい、子供、子育て、生活困窮の分野の一体的な相談支援体制が必要とされています。現在相談窓口の一本化を含め、重層的な支援体制を整備できるよう協議しております。誰一人取り残さない支援体制が取れるよう、さらなる連携を図っていきたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員、再質問どうぞ。

○5番 浅見裕彦議員 最初の1の質問の中で、それぞれの各課がそれぞれで対応してきているなど。場合によっては、税務会計課と、それから健康づくり課長と、そういうところへつなげていくという話もありました。今健康づくり課長が答弁したようなので、窓口を一本化して協議してということであります。介護、生活を一体的に進めていくことが必要だろうと。両方どう共有しながら、それで大体ダブってくというか、同じ家庭が多いのではないかなというところに行くのではないかなと思います。こういうところでの情報を出し合って、こうしていこうというところ、必要性は認めています、協議もありますということで、具体的にこういうふうな動きで進めたらいいかという、そういうプロジェクトチームというのになってしまうとまだ早いかな、その前段階というか、一歩進み出すというところで、各課を横断してという形になると思うのです。そういうところで、よくここで質問したとき、私がということで、副町長が全課にまたがることについてということでありました。ちょっとそこら辺での今の課長答弁を聞きながら、必要性和今後の進め方について、あるいは私も質問を前もって出しているのです、こういうような考えということがありましたら、よろしくお願ひしたいのですが。

○内藤純夫議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 今の件について私のほうからご答弁申し上げます。

おっしゃるとおりだと思います。課を横断するような取組については、私も積極的に入っていきながら、まとめながらやっていきたいというふうにも思っております。ただ、一方で情報の取扱いというのは、恐らく町民の方のご事情に応じて慎重に考えなければいけない場合もあるかと思っております。一つの課のある担当者にご相談されたことについて、それを中でどういうふうに扱っていくかというところは、慎重に検討をしていく必要も考えられるかなと思っております。ただ、関係しそうな担当者がみんな自分のところの関係だけではなくて、いろいろな面があるのだということを常に認識して、自分の仕事に当たれば、相談をみずからしていく、あるいは私のところに上げていただいて、そこでどうするかを協議するということがありますので、まずは気付くこと、これに敏感になるということを経験しながら進めていければなというふうにも今のところは考えております。

以上です。

○内藤純夫議長 では、再々質問どうぞ。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今副町長のほうから情報の問題ということで、それぞれ個人情報、なかなか難しい

ところがあると。町の窓口に来て相談した。それが町の中に、町の中というか、役場の中全体、でもみんな守秘義務を持っているわけだし、当然役場職員は外に広げるわけではないかというところは押さえながら、各課の連携ということであると思います。

気づきということで、なかなかこういう民生委員さん、それから区長とかに言っても、町にこういう気づきがありましたよと情報を上げるのです。例えば包括で対応してくださいよという形で言っているのですが、町からは来ないというか、情報が。これは個人情報なのだからと。あの人はこうだといって、入院したのだよとか、あるいはどうなのだというところをつかんでいるところの当然支援するのに必要な中身というのは、情報を開示することも必要な中身であるかなというふう思うのです。それで、こういう必要性は認めています。全体でやっぱり小さな町、一人一人の顔が見える町ということで、特に町の中での共有、それからそれぞれ公職というか、民生委員さん、区長、それぞれみんな当然情報に気をつけながらやりましょうというのはもちろん持っているところなので、そういうところの共有を図りながら、より住みよいまちをつくっていければというふうに思います。

最後に、町長のほうにまとめとしての町の今後の進め方、こういうふうに思います。第6次総合計画でもこういう町をつくっていいこうではないかということでありますので、今私の言った町の体制等についての総括的な答弁、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後私のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

今日議員にご指摘いただいた点、そのとおりだなというふうに思います。これは、課を横断した課題であること、そして住民の皆さんから見たときに、できるだけ相談窓口は一本化されていたほうがいいこと、それから流れとして、例えば包括支援センター、これもより多世代型で包括していくようなイメージにもなっています。これに対してどう対応するかというところなのですが、まず中長期的には、これ不断の組織とか体制の見直しが必要だと思っています。これまでは子育て支援課という独立課をつくって、子育てやりますというのを前面に出して、いきいき町民、子育て支援、健康づくりという陣立てで来ています。当然その組織を分けることで、いい面、悪い面もあって、これからより連携が必要だったり、包括的に見ていくということが必要なのだとすると、その観点でこの組織立てをどうするかというのは中長期的には考えていきたい。課題、考えていきたいなというふうには思っています。これが一つです。

それと、もう一つは、議員が出していただいたプロジェクトチームの使い方なのですが、ここまでプロジェクトチームはいろんな局面で使ってきました。例えば1階の様態替えするときに笑顔になれるおもてなし委員会というプロジェクトチームをつくって、アイデアを出してもらったりとか、あと広報を変えるときもそうでしたし、それから言ってみれば23区担当者もそうですし、最近ですと空き家対策のプロジェクトチームということで、課を横断して意見を出し合ったりしています。プロジェクトチームをつくると、これは手間ではあるのですが、やっぱりその議論を深めるとか、共有したりということに関しては非常に私は機能しているかなというふうに思っているのと、あとはプロジェクトチームによる副次効果として、一体感とか連帯感は結構庁内横断的に出るというのを経験をしてくれています。そういうことでもあ

るので、今回のテーマというのはカラフルタウンを今抱えていて、この中では非常に重要なテーマというふうに認識をしています。健康づくりにも、7番目の柱、人の輪づくりにも絡むところで、ここに関しては今日問題提起をいただいたので、少なくとも1回は皆で集まって、議論する場というのを庁内で持ちたいというふうに思います。した上で、これをプロジェクトチームという形にしていくのか、あるいは組織を変えるという話に落としていくのかみたいなところを一度集まって議論するというところから始めて、よりよい体制づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 以上で5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○阿左美健司副議長 再開いたします。

議長に所用がございますので、代わって私が議長を務めさせていただきます。

○阿左美健司副議長 次に、10番、関根修議員の一般質問を許可します。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 10番、関根でございます。議長の指名がありましたので、通告に従い質問いたします。

3月以降、コロナウイルス発生の状況下において、初めて尽くしの問題が起きました。これらの諸般の問題に対して、町当局の適切な対応に、まずご尽力に対して敬意を表すとともに、今後さらなる対応、対策に引き続きご尽力いただくことをお願いいたします。

さて、今回の質問は2項目で、1、民泊について、2、環境教育についてであります。まず、1、民泊について質問いたします。全国において空き家が増加しています。当町においても空き家の増加が見られます。産業建設常任委員会での説明を受けましたが、民泊の質問についての前提として質問いたします。空き家について質問いたします。

要旨明細（1）、当町の空き家による民泊問題についての現状をどのように把握しているか。

（2）、当町で現在どのように空き家の利用がなされているか。

（3）、当町では、今後どのような対応をしていくのかを簡単に説明していただきたいと思います。また、活用に当たって、現在及び今後起きる近隣住民との諸問題について、現在進行している民泊について。

要旨明細（4）、当町6区地内に民泊施設が営業されていますが、どのように把握していますか。

(5)、民泊施設の許認可等のプロセスはどのようになっていますか。

(6)、周辺住民からの苦情がありますが、町当局はどのように対処していますかを質問いたします。

次に、第2項ですが、環境教育について質問いたします。当町では、SDGsの理念に基づいて町の基本計画をつくりました。町が積極的に環境問題に取り組む姿勢から、住民が身近に環境問題を認識し、自分ができる身近な取組を意識できるようにすることが大切であると考えます。特に子供たちがどのような地球環境の下で暮らしているのか、子供たち自身が自分の暮らしの中で環境問題につながっていることに気づき、気づいた問題を調べ、何ができるか考え、できることを実行する環境教育において、学校においても、家庭においても重要なことではないかと考えます。英語教育の推進、IT化の推進等、コミュニケーション手段としての充実を図られていますが、教育の中身の充実が感じられません。このようなことから、要旨明細(1)、小中学校において、環境についての教育はどのように行っていますか。

(2)、今後どのような方針で環境問題を扱っていますか。

大変大きな漠然とした質問ではありますが、現在行われているカリキュラム等をご紹介いただければありがたいと思います。

壇上での質問は以上でございます。

○阿左美健司副議長 それでは、質問1、民泊についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは質問事項1、要旨明細(1)と(4)、(5)、(6)について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)についてでございますが、横瀬町において住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法に基づく届出住宅は3住宅ございます。この届出住宅の情報は埼玉県ホームページで公表されており、届出年月日、届出番号、所在地のみ把握することができます。したがって、町といたしましては、この所在地を基に届出住宅をある程度特定して、現地確認をし、把握に努めているところでございます。

次に、要旨明細(4)についてでございます。先ほど申し上げました届出住宅3住宅のうち、6区地内の届出住宅につきましては、この事業者が届出前の早い段階で空き家の利活用に当たり、まち経営課に相談があったことは承知をしております。実際に民泊を営む旨の届出の時期や、ましてや営業開始の具体的な時期につきましては、振興課では埼玉県ホームページで公表されている情報以外は把握しておりませんでした。

続いて、要旨明細(5)についてでございますが、民泊新法によりますと届出制となっており、都道府県知事に民泊事業を営む旨の届出をした翌日から民泊事業を営むことができるとされております。埼玉県の場合も民泊新法に基づき、埼玉県知事に提出された届出書等の書類を確認し、不備がなければ受理されることとなります。

最後になります。要旨明細(6)についてでございますが、先ほど申し上げましたように、届出住宅3住宅のうち6区地内の届出住宅につきましては、議員のお話のように、周辺にお住まいの方々から困っていると初めに連絡をいただいたのが8月の下旬のことでした。内容といたしましては、6月ごろから営業が始まり、徐々に利用者が増え、7月の中旬から8月の中旬にかけて非常に利用者が多く、その間夜

9時以降、日によっては深夜に及ぶまで主に庭先でのバーベキューなどの飲食による騒音、夜間に民家の方向に向けた花火の打ち上げ、宿泊に伴うごみ処理などが主立ったものでございました。町といたしましては、直ちにまず真っ先に周辺にお住まいの方々に事実確認をさせていただいて、その上で指導監督機関である埼玉県へ通報するとともに、町として事業者本人に、先ほどお話しした内容を基に、周辺にお住まいの方々が困っていることをお伝えし、改善をお願いいたしました。その段階では、事業者から利用者に対して指導していただいたようでもございましたが、利用者は1泊ないし2泊して帰られてしまいますし、ましてや旅先で開放的な行動を取ってしまうような状況で、その後何度か利用者は違えども、同じような事案が発生してしまいました。周辺にお住まいの方々からは、最後に苦情が寄せられたのは9月の27日で、それ以降、周辺にお住まいの方々からの苦情は届いておりません。ですが、町への連絡がないだけで、9月29日以降でも苦情の事案があったのかもしれませんが。町といたしましては、苦情が寄せられた都度、埼玉県へ通報するとともに、事業者へ改善のお願いをしております。

また、指導監督機関である埼玉県では、町との状況確認などの情報交換を経て、11月の中旬に立入検査を実施したとのことをお聞きしております。このように、たび重なる迷惑行為によって、周辺にお住まいの方々、61名の署名が添えられた迷惑行為の改善に係る陳情書が、10月30日に陳情者の代表の方から町長に直接提出されております。町といたしましては、この陳情書の内容を真摯に受け止め、周辺にお住まいの方々が安心して生活を送っていただけるような環境づくりに今後もしっかりと対応してまいりたいと考えております。それには、指導監督機関である埼玉県に対しまして、既に立入検査をしていただいているようでもございますが、今後も緊密な情報交換をさせていただきながら、事業者に対する指導監督を要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 続きまして、質問事項1の(2)と(3)について答弁させていただきます。

(2)の現在の空き家の利用についてですが、現在秩父定住自立圏の構成市町、1市4町が共同で行っている空き家バンク事業により、空き家の利用を図っております。空き家バンクは、空き家や宅地等の売買、賃貸を希望する所有者の申込みを受け、その情報をホームページで公開し、空き家、宅地等の利用、購入を希望する方に情報提供する事業です。今年度の建物の登録件数は8件、そのうち成約件数7件、11月30日現在、ホームページに掲載されている建物の件数は、過去に登録された物件を含め3件掲載されている状況です。物件数は少ない状況ですが、空き家バンク事業は空き家を有効に活用する有益な事業であると考えております。

続きまして、(3)、空き家の今後の活用、対応ですが、空き家対策の一つとして空き家バンクへの登録数を増やし、空き家の有効活用を図っていきたくと考えております。今年度建設課におきまして、空き家の所有者に対し、空き家の意向調査を行いました。202人の方にアンケートを送付し、112人の方から回答をいただきました。回答率は55.4%となります。その調査の設問で、秩父空き家バンクを検討したいと回答された方、25人の方へ現在連絡を取り、空き家バンク登録への意向を伺っているところです。また、アンケートを回答された方で、空き家の管理を含め、今後のことを決めていない方もいらっしゃるから、

このような方にも空き家の活用を考えていただけるよう、空き家バンク制度をPRしていきたいと考えております。

人口減少対策として、移住、定住を促進するための住宅の確保は必要な要素と考えます。その環境を整備するための一つの施策としても、空き家バンク事業を拡大し、空き家の有効活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 この空き家の問題は、今日質問した趣旨というのは、空き家を利活用するということは、これは財産の運用上、すごく大切なことだと思います、経済的なこととして。ただ、その一方で、所有者とか施設管理者、施設を運営する人というのは、在住者とか、そういう方ならいいのですけれども、そうではない場合、すごく地域コミュニティーにとっていろんな問題が発生すると思います。今回の6区地内の僕も紹介議員として町長に陳情する際に同席しましたがけれども、本当にその陳情をするまでの間、大畑課長には大変お骨折りいただいて、県との交渉もやっていただいたりいろいろして、改善はしつつあると思います。

ただ、届出制なわけです。所管が住宅民泊事業法というので、国土交通省、厚生労働省、観光庁となっております。これ3つの制度の比較というので、旅館業法というのと国家戦略特区法というのがあります。その項目別に比較が出ています。ちょっと述べます。プロセスというのは、説明が少しあれなので、専従地域での営業というのが可能とか、条約により制限されている場合があります。旅館法は不可なのです。特区は可能なのです。営業日の日数というのが、旅館法は制限なし、特区の場合は2泊3日以上滞在が条件とあります。この民泊、特別住宅宿泊事業法というのは、年間提供数が180日以内と書いてあります。宿泊名簿の作成は、これは3つの法律とも全てありですけれども、玄関帳場の設置義務というのは全部なしなのです。平米当たりの最低床面積が1人当たり3.3平米というのがあります。この民泊に関わるものについては、衛生面というのは、換気、除湿、清潔等の措置、定期的な掃除等々、これは比較的制限が緩いのです。一番重要なのが、近隣住民との消防法設備については全てあります。家主同居で宿泊の面積が小さい場合は不要と書いてあります。これは緩和されております。近隣住民のトラブル防止措置というのがありまして、旅館業法は不要なのです。特別特区の場合には必要とありまして、近隣住民への適切な説明、苦情及び問合せに適切に対応するための体制及び周知方法、その連絡先の確保と書いてあります。この民泊に関わるものについては宿泊者の説明義務、苦情対応の義務とあります。あとは、不在時の管理業務の管理者への業務委託というのがあって、旅館法と特区の場合には必要がないのですけれども、この民泊においてはありなのです。ありということは、これ本来普通に考えると、一軒家を空き家で利用する場合にはないわけですが、そこに居住している人が。そうすると、管理者が、委託業者がいなくてはいけないということになるのですけれども、規定があります。この規定にもいろいろありますけれども、そこにその敷地内とかいろいろな規定があります。ですから、そのトラブル、迷惑行為が発生したときに、それを関知できる範囲内にいなくてははいけないという義務が発生するのです。もし委託業者がそこにいなくても、通報があれば1時間以内に来なくてははいけないとか、そういう制約が出てくるはずなのです。

今回の民泊については、その辺がすごくあやふやな、経営者があやふやなことをやっていたので、なかなか通報しても、取りあえず町も最初は把握をしていなくて、誰が何をやっているのかというのが特定していなかったのです。ちょっと町のほうから個人情報とかいろいろ調べようがなかったみたいなので、僕はネットで調べて、その業者が特定しているので、ちょっと陳情書とダブりますけれども、ちょっと読ませていただきたい思います。

これは、民間民泊施設武甲ステイといいます。横瀬町横瀬2022-5の所在です。開業以来、開業以来というのですけれども、ここにあると令和元年11月22日が登録ナンバーになっています。今言ったとおり、ネットで、ホームページで調べると、こういうつづりが埼玉県で250ぐらいあるのかな。そのうち秩父管内が15です。横瀬町が3つ、芦ヶ久保に1つ、6区内に1つ、もう一個は5000番台だから川西になるかな、あります。横瀬町の形態は、みんな一軒家だと思います。よその90ぐらいの、250のうち90ぐらいは東京の集合住宅の1部屋を借りるという形を取る。そういう登録になっています。もともと外国人の、オリンピックに伴って集客能力が、要するに宿泊能力がないということで、それを増やしたいということの代替として民泊のこの法律ができたのではないかなと実は思うわけです。そうなのだと思います。ですから、この民泊法については委託管理業者とか、あっせんのための業者とか仲介業者とか、そういう法律が幾つかあるのです。それと管理業者、その契約形態がいろいろ書いてあります。ですから、本来田舎の戸建ての住宅をどうのというのはなかなかやりづらいというか、住民に対する問題をどこが解決するかということがすごく難しくなってきました。

これは届出制であります。県の届出制。今回分かったことが、課長とやり取りしていて分かったことが、責任の所在が分からないのです。住民は分からないから、町に言うわけです。だから、町が窓口にならざるを得ないのです。普通の産業的ないろんな要件でいくと、こういうものを設置する場合には町に意見書を求めるのが通例だと思います。そういうものないのです。ですから、町としては突然降って湧いたように問題が出てきてしまうということです。今後のそういう空き家の利活用の問題とかいろんな問題がこれから重要になってきますので、これがいい機会で、チャンスなのかなと思います。その問題処理のハウトゥーをため込むというか、そして現場で実践して、実は県の役人はそういうことを現場のことはよく知らないのです。ですから、こっちからやっぱり上に上げて、法制の不備も変えていってもらえるような、現場の意見、町村の意見を上に持ってくるような方策が必要なのだと思うのです。

ちょっと読みますけれども、民泊施設武甲ステイ営業開始以来、近隣世帯において様々な迷惑が発生しました。初期には、この住宅が民泊施設あることを認識しておらず、不安を募らせていました。外から見ても看板すら見えるところもなく、設置者、責任者が誰なのかも分かりませんでした。今年の9月以降、コロナウイルス発生の状況下において、移動自粛の折にも他県ナンバーの車が入れ替わり訪れ、なおさら不安が増し、民泊施設設置以来の生活環境及び住環境の劣化が顕在化しています。具体的な迷惑行為の内容は、午後9時以降の騒音、飲食、バーベキュー時の特に深夜1時、2時に及ぶこともあった。花火の打ち上げ、夜間の徘徊、他人の施設を通路代わりに使用、駐車場の無断使用、タケノコ等の盗難、野菜畑の侵入、ごみ問題等、その他ほかにもペットがノイローゼになったなんていう話もあるので、受験生が近所において、夜勉強ができないとか、そういうこともこの後いろいろ出てきました。これらのことを要因にして、毎日のストレスが増し、民泊のことが気になり睡眠障害になったり、以前は網戸のまま

で戸締まりせずに寝ていたが、今はできないとか、アパートだったら引っ越ししたいが、持家なので、我慢できないのかと、以前と様変わりの住環境になってしまったことに困惑、憤慨しています。いずれにしても、今までのような安心した日常生活が送れない状況にもなっています。次は主観ですけれども、その人たちが言うには、設置場所に無理があるように感じますと。県への届出制度であるとのことですが、民泊事業者の責務として、法律的には6項目ぐらいの説明事項があるわけです。特に周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する事項の説明というのが挙げられたり、6項目には苦情への対処が挙げられているのです。住宅事業を営む旨の届出を行うに当たっては、届出者から周辺住民に対し、住宅民泊事業を営む旨を事前に説明することが望ましいとあります。また、届出住宅ごとに見やすい場所に標識を掲げなければならないと思います。それぞれの対応についても詳細が記されています。民泊設置が規定のとおり行っていないのではないかと感じますと住民が言っております。それを踏まえて、武甲ステイの営業、運営の改善の指導を行ってほしいということと、県に対して営業の取消しを要請していただくことをお願いしますとすることで、近隣世帯の添付署名が60名の署名が添付されています。私がいろいろ調べても、法律の要するに努力規定にしても、行っていないと、そばに行ってみないと分からない。いまだに看板が外で何があるかというのは把握できておりません。そんなこともあったので、この一般質問で、皆さんにも知っていただいて、町長からも陳情の折に明快な回答をいただいておりますが、質問としてはこの陳情後どのような対処をしたか、また今後の方針はどうなっているかということが2番目の質問であります。よろしくをお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、再質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

陳情書をいただきまして、それが10月の30日でございます。ですので、先ほど答弁の中でもお話をさせていただきましたが、そういったそれ以前から埼玉県さんとはしっかり情報交換をさせていただきながら、その情報の共有をさせていただいております。その関係もございまして、10月の中旬に立入検査をしていただいたのではないかとこのように思っております。その内容については当然公表されておりませんので、こういった指導をしているとか、どういう状況だったかというのはちょっと私どものほうには来ておりません。ですが、そういったことで、いろいろその指導監督する機関である埼玉県さんとは情報共有をさせていただいているという状況でございます。

それと、あと当然でございますけれども、9月27日以降の迷惑行為というのが、こちらには連絡来ていないのですけれども、その辺についても定期的には周辺の住民の方々には連絡を取らせていただいて、聞き取りをさせていただいて、もし何かありましたらぜひ連絡を下さいということで、コミュニケーションを取らせていただいているという状況でございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 県のほうも対応が結構初めてというかに近いことだったと思うので、横瀬町が働き

かけたことはよかったのではないかなと僕は感じています。

苦情相談窓口というのが行政一般にあるわけですが、その窓口をやっぱり分かりやすく、町長にお願いしたいのですが、その辺をちゃんと設置して、今回は課長に直接電話してもらって、結構ですよと、被害者はすごく安心したのです。だから、そういう町が推進することで、思わぬ事態のことが出てくる。推進することはそれでいいと思うのです。その後のカバーをちゃんと町が受け止めるということが、やっぱり町民との信頼関係が出てきます。だから、そこで逃げるというわけではないけれども、うちは関係ないよなんて言われてしまうと町民が困るだけです。だから、その辺をもろもろの苦情相談を、行政相談があるわけですが、こういう問題について窓口を1つつくって、それでそこで仕分けをして対応するということが分かりがいいかなと思うので、ぜひその辺をお願いします。町長にも、前回言ってもらったようなことをこの場で町民の安心が第一だということは言っていたので、もう一度その辺の見解を言っただけならば、困っている人は安心するのではないかなと思うので、それが再々質問になりますので、よろしくをお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

これは、初めてのケースでありました。周辺、特に夏場や周辺住民の方が本当に迷惑を被ったというのは、私も大変残念なことだなというふうに思っています。関根議員おっしゃるように初めてのケースで、今回本当にいろんなことが学べたかなというふうに一方でも思っています。秋口以降、県のほうとも連絡を取り、情報交換をし、県のほうでは、本庁から課長さん、チームで来てもらいまして、こちらの状況をお伝えし、対応もしてもらいました。これから先は、県との連携を緊密にしていくということがまず一つ。それから、陳情いただいて、これも一つ一つ潰し込みをしていったつもりです。丁寧な対応をこれからは心がけていきたいというふうに思います。小さな町ですので、住民の声がしっかり聞こえるようになっていく。それから、おっしゃるように、窓口がシンプルで分かりやすくなっているということは大変大事なかなというふうに思いますので、そこはしっかり対応できるように、これからは心がけていきたいと思えます。とにかく住民の方が安全に安心して暮らせる町というところは前提になりますので、そこを違えることがないように、しっかりやっていきたいなというふうに思います。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、環境教育についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項2、要旨明細(1)について答弁させていただきます。

学校における環境教育については、まず児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて教科横断的に実施しています。小学校では、社会科、理科、生活科、家庭科、道徳科、総合的な学習の時間など、中学校では理科、社会科、技術家庭科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間などに、学習内容や取組として取り上げられています。具体的には、小学校では1、2年生の生活科において、自分と身近な

動物や植物などの自然との関わりに関心を持ち、自然のすばらしさに気づき、自然を大切にすること。4年生の社会科では、飲料水や廃棄物の処理と、自分たちの生活や産業の関わりなどを取り上げています。中学校では、3年生の社会科において、持続可能な社会をつくることの重要さの認識を、技術課では技術の発展が資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全に貢献していることなどを、家庭科では持続可能な社会ということで3R、そして持続可能な消費生活などを取り上げています。

また、横瀬小学校、横瀬中学校では、環境教育について全体計画と年間指導計画を作成し、それぞれに基づいて指導を行っています。全体計画については、学校の教育目標を中心として、目指す児童生徒像や各教科等での位置づけを示しています。年間指導計画では、各学年各教科等における指導内容の詳細を示しており、学校の教育活動全体を通して実践していくように計画されています。

また、横瀬小学校、横瀬中学校ならではの環境教育ということでは、次のようなものがあります。まず、小学校ですけれども、社会科副読本「よこぜ」を用いて、健康な暮らしの中で暮らしと水では、姿見山浄水場の仕組みや、森林は緑のダムと言われていること、暮らしとごみでは町のごみカレンダーやクリーンセンター、環境衛生センター、リサイクルセンター、ごみを減らす工夫、下水処理施設などについて学びます。例えばごみを減らす工夫では、私たちにできることはあるかなということで、小学校でも気づき調べ、自分でできることといった学習を進めているところでございます。

栽培活動としては、ふれあい交流館と第1校舎の南側では草花を、それから第3校舎の南側や、第2グラウンドの南側には野菜の栽培等を行っております。さらに地域の方の田んぼをお借りして、名人さんの下で学んでいる5年生の総合的な学習の時間での米づくりも、身近な地域の方や自然との触れ合いを直接体験し、気づき表現していく活動として大切な環境教育の一つと捉えております。

横瀬中学校では、1年生の総合的な学習の時間で歴史民俗資料館の見学を取り入れ、地域の自然環境について学んでいます。生徒会活動では、クリーンアップ大作戦と称して、毎月1回ごみ拾いをしながら登校し、実践力の育成を図ることにしています。ただ、今年については、こうしたコロナ禍で、資料館の見学、クリーンアップの作戦、いずれもまだ今のところ実行ができていないということになります。さらに中学校では、中庭に武甲山にある石灰岩植物のブコウマメザクラ、チチブヤナギ、イワツクバネウツギ、チチブヒョウタンボクなどを植栽しています。

続いて、質問事項2、要旨明細(2)について答弁させていただきます。今後の方針については、新学習指導要領、県や町の方針に基づいて持続可能な社会のづくり手の育成に努めるということでございます。現在温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく、持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、児童生徒が学校の教育活動全体を通して環境問題について学習し、自主的、積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、21世紀を担う子供たちへの環境教育は、そうした意味で重要な意義を表しているというふうに思います。

平成29年3月に示された小中学校学習指導要領においては、全体内容に係る前文及び総則において、持続可能な社会の担い手の育成が取り上げられており、各教科においても関連する内容が盛り込まれております。このことは、来年から使用する教科書の中身そのものにも影響を与えております。例えば今まで使

用している、今年も使用している社会の教科書では、いわゆる中3の公民の教科書にだけ持続可能な社会を目指してという形でつくられておりますけれども、横瀬町では来年度から使用する社会科教科書では、地理編、歴史編、公民編、いずれも持続可能な社会の実現を目指してというタイトルの下で、地理編は世界を広める、歴史編は歴史を学ぶ、公民編はこれからの社会を考えるといった副題がつき、3年間を通して一貫して持続可能な社会の実現に向けてということで学ぶことになります。さらに持続可能な社会に向けてということについては、ほかの教科、例えば理科とか家庭科でも取り上げられておまして、教科横断的に取り組む内容というふうになっております。

また、県では、持続可能な開発のための教育、E S Dを推進することで、地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え、行動を起こすことのできる担い手を育むことというふうにしています。このことに関連して、中学校社会科公民編では、現代社会の様々な課題についてそれを解決し、持続可能な社会を実現するにはどうしたらよいかを学習していきますといった意義が書かれておまして、1年間の学習を展開し、その集大成となる時期においては、課題把握、課題探求、意思決定、提案参加といった自らのアクションプランを作成するような計画になっております。また、理科においても未来に向けて調べようとして、身近な環境について現在の状況を調べ、その結果を基に未来に向けてどのように行動していけばよいかを考えるといった学習が計画されております。これらの考え方や方針、来年度からの教科書での取り上げ方などを基に、横瀬小学校、中学校における環境教育の推進に今後とも努めてまいります。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 大変細かく説明していただいて、ありがとうございました。

指導要領には、そうにももちろん書いてあって、当然持続可能な社会ということが大事であります。自然との関わり合いがすごく重要だということはそのとおりであります。今回の目的というのは、タブレットとかそういうのを全部配布するわけです。そういうものをどうに利用するかということはずごく大事だと思います。実は、今設楽教育長が言ったようなことを、こういうことも環境白書というのがあります。これは、2016年にでき、その前にずっとあったのですが、2016年にこんなかわいい冊子なのです。これは、要するに低学年用なのかもしれないですけども、年次に応じてどういうふうなことをやるかということがよく書いてあります。これネットで探し出せるわけです。この中にいろんな事象が書いてあります。そうすると、タブレットがあれば全部利用できます。ここにあれば。別に印刷しなくてもできてしまうのです。だから、そういう教育の利用方法というのを具体的にやる方がいいのではないかと。これ、実は今設楽教育長が言ったように、E S Dと言いましたけれども、エデュケーション・フォー・サステナブル・ディベロップメントということで、持続可能な開発のための教育ということで、これは2015年版で世界中が取り組んでいると、E S Dという世界共通の解決方法の環境に対するキーワードだということなのです。これがSDGsにも当然つながってくるものだと思うのですけれども、これに今言ったような、重複するかもしれないけれども、E S Dで問題を向き合うための考え方が6つに分けられて紹介されているのです。これは、さっき言った多様性、多様性といっても子供には分からない。いろいろあるよということ

なのです。相互性、関わり合っているよ。有限性、限りがあるよ。公平性、一人一人大切に。連携性、力を合わせて。責任制、やるべきこと。この6つを言っています。問題を解決するための工夫を取り入れているのに7つあって、批判というのですけれども、疑問を持ってみようと。先ほど教育長が言っていたこと、未来を創造しよう、未来です。多面と、いろいろな方面から見よう。伝達、誰かに気持ちを伝えよう、コミュニケーションです。協力、みんなで協力しよう。関連、つながりを大切にしよう。参加、進んで参加しようということが問題解決の工夫で取り組みする姿勢だということがあります。

こういう能力や態度を身につけることがE S Dの視点で捉えられて、工夫するのだと、工夫していくのだということが、この環境白書の狙いだそうです。もちろんこの冊子をうまく利用してくださいと、この最後に書いてあるのです。これは、実は教育長にも個人的にお話ししたときに、僕はテレビでスウェーデンだったかな、フィンランドだったか、忘れてしまったのですけれども、マイクロプラスチックの実験を理科でやっているの見たのです。そうすると、子供がプラスチックはなるべく使わない、ストローとか使わないようにしようねというふうになるのです。それを家に帰って、おじいちゃんがプラスチックを使って無駄にしたら、孫におじいちゃん、それは駄目なのだよと言われたのです。だから、逆に子供に徹底的にそういうことを、横瀬町がそういうことを徹底的に教え込めば、逆に孫から言われたよとか、子供から言われたよというほうが親は響くと思うのです。我々の世代というのはどうしても右肩上がり、大量消費で出ているから癖が抜けないのです。僕もそうです。トイレットペーパーの使うことだって、トイレットペーパーは安い材木を切って、森林を破壊してなんて話は分かるけれども、ではいざ実践するかというできないのです。子供がそういう鉄は熱いうちに打てという、そういう問題だと思います。それと、せっかく与えられたツールをちゃんと利用して、うまくやろうということは大事なのかなと思います。だから、実践して何をやるかということが僕はすごく大事なのかなと思います。だから、ここのE S Dのこういう項目別に見ると、教育全般にわたって重要なことなのではないかなと。算数をやるにしても、国語をやるにしても、そういう工夫や態度が必要なのだなということを感じました。ぜひ実践してやっていくということ、具体的にもうこれ時間がないので、言ってしまうですけども、さっき言った鉄は熱いうちに打てということなのですから、いろんな自然の関わりがあると思うのです。

実は、僕の知り合いというか、仲間で100年の森というのをやっているボランティアの人達があります。ある幼稚園で、何々幼稚園の森とかついています。これは、卒業生に少しずつ植えさせるとか、そういうことなのですから、横瀬町も今度学校の建築で切ります。そういう跡地だとか、そういうところに横瀬中学の森とか、小学校の森とか、卒業生に苗を、これは別に広葉樹でもいいと思うのです。そういうのを植えて、そこに記念を持たせて、それを世代ごとにつなげるということがまず森の大切さとか、生物の多様性だとか、そういうことにつながると思うのです。ですから、そういう具体的なことを実践したらいかげなかなということで、理屈はみんな成り立つのです。教育も頭で考えるのではなくて、事例も言っただけでも、特に横瀬は70%以上が森林です。そこに手を入れる場合に、教育的な配慮で入れるということも大事なのかなと思って、そういうものから緒にして環境教育、熊が出てきますよ、何とか出てきますよ、鹿が出てきますよというのがあります。そういうなぜなのか、ではどうしたらいいのかなということ、具体的に取組んでもらいたいなと思って、一応提案するのですけれども、その辺をどうお考えか。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。
教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

ただいま森林、例えば今度の校舎建築に当たりまして間伐をすると、そういうところへ植えるというふうな具体的なご提案をいただきました。そのことが、そのまま直接できるかどうか、ちょっとそこは何とも今の段階で言えないところがありますけれども、できることからやっていくということはとても大事なことだというふうにそれはもちろん思っております。例えば、先ほどもちょっと触れましたけれども、中学生がごみ拾いをしながら登校していく。これも立派なことだろうというふうに思います。逆にそのことを通して、家庭に帰ったときに、議員おっしゃるように、今日はこういうことをやったのだよということで、そのこと、こんなものが落ちていて嫌だったのだよということもあるでしょうし、あるいはこれできれいになってよかったよということもあるかもしれません。そういったことを家庭で話してもらうことによって、その家庭の中にも広まっていくというところがあるかと思えます。おっしゃられましたように、やはりできることからやっていくということはとても大事なことだと思いますので、そうした力をつけることが必要だというふうに思っています。

また、もう一つは、特にこれからの教育、小学校では今年からもう始まっているわけですがけれども、資質、能力を育てるというところが一番大事なところということと言われております。それは大きく3つありまして、知識、理解を深めること、そして思考、判断、表現力を培うこと、さらに主体的な学びや態度というふうなことでありますので、今の行動力というところでいうと、態度のところは力点が置かれてくるようにも思いますけれども、やはりそういった力をつけていくということは教育全体の中身でありますので、そういったことでも十分に配慮して進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 再々質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 よろしくお願ひします。

最後に、仏教とか老子とか東洋思想の中には、環境を理解するのに日本人はアイデンティティーがあるのではないかということを書いている人がいるのです。僕もそうかなと思うのです。輪廻転生、いろんなサイクルという考えからいけば、ですから、やっぱりそういうものが残っている国なのだから、これは個人の感覚ですけども、環境については個々が納得していくのではないかなとすごく思います。

最後に、川の再生事業でシラヤマパークをやっています。僕は何であんなに来るのかなと思ったら、ちょうど条件がすごくいいのですね、浅瀬で。キャンプ場のほうまで広がりもあるし。だから、昔あそこに遊水地をつくってバードウォッチングができるようにしたらいいかななんて思ったことのあるんですけども、今の状況でああいう、秩父のある先輩に言われて、いいところがあるねと言われたのです。何でかなと思ったら、やっぱり孫を遊ばせに来ているらしいのです。よその人ばかりだったねなんて言われたのです。だから、あれも狭いですけども、すごくああいうところというのは横瀬川の場所、場所にあるような気がするのです。これからの子供たちで、発達障がいとか、いろんな精神的な障がい、ゲーム依存

とか、そういうのがいくのは何が問題なのかと。やっぱり外で遊べる状況がないということなのです。外に出ると怖いおじさんがいる、ではないけれども、何か危ないよねとって家の中で遊ぶことが多くなってしまったということなのです。学校のカリキュラム自体も、45分やって外で遊べるよ。遊んで、中でということが、やはり単純なことだけれども、一番重要なのではないかとっている教育学者とか精神学者がいるのです。ああ、なるほどなど。だから、元に戻すということよりも、やっぱりそういう環境を要するに執行部が整備していくということは、学校の校舎ももちろんいいものが大事なだけれども、そういう遊ぶツール、外で遊べるツールというのがいいのかなと思います。シラヤマパークは小学校から近いですから、課外活動で結構使えるような気がします。散歩に行くと、東京からどこかの幼稚園の団体が来ていたりとか、普通の日に。何でもこういうところを見つけているのかなと思うぐらいです。だから、ネットで見るのだから、よく見ると東京のそういう児童サークルだったりしています。ですから、こういうことも大事なのかなと思いますので、ぜひ学校でそういう遊ぶツールというのも考えていただけたらと思います。これは要望で結構です。

以上で終わります。

○阿左美健司副議長 それでは、以上で10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時04分

○阿左美健司副議長 再開いたします。

○阿左美健司副議長 ただいま町政に対する一般質問中でございます。

次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて2点になります。まず、1点目は、町の有害鳥獣の被害対策についてお伺いします。有害鳥獣による被害は、農業による被害にとどまらず、家屋や人間にまで被害が及ぶという状況が全国各地で報道されております。横瀬町でも被害は毎年繰り返されていて、作物栽培などを行っている関係者は、収穫寸前の野菜や果物を取られたり、防護柵を設置してあっても入り込んできたり、農家の方は作付を諦めたり、作物を変えたりするなど、大変ご苦労していると聞いています。有害鳥獣被害拡大の要因としては、農業人口の減少や過疎化による農地の山林化等による成育環境の拡大、生態系の変化などもある

と考えられ、また有害鳥獣を捕獲する猟友会の方々も高齢化に加え、狩猟免許取得者の減少も影響していると考えられます。里山をみんなで守り、継続的な農業生産を維持することが、持続可能なまちづくりにもつながります。

そこで、最初に横瀬町の有害鳥獣の生態調査や農産物等の被害状況をお伺いします。

次に、被害防止の駆除や捕獲に対して、町としてどのような対応をしているのか。また、駆除数についてお伺いします。

3つ目として、今後被害拡大防止対策をどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

大きい2点目の質問は、LGBT、性的少数者、マイノリティへの理解と支援についてお伺いします。このLGBTのことを少しでも多くの皆様に知っていただき、現状と課題を共有していきたいとの思いから、この問題を取り上げてみました。LGBTとは、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシュアル、Tはトランスジェンダー、それぞれ頭文字を取ってLGBTと表現しています。日本語的には、多様な性自認、性的指向の人々という言葉を用いて表現しているようです。この場合の性自認とは、自分がどの性別であるのかの認識のことで、この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいるということを行います。

また、性的指向とは、ある方向、目的に向かうことを意味しますが、人の恋愛感情や性的な関心が、いずれの性別に向かうかの指向で、この指向については異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があることといます。実は、こうしたLGBTの人たちの個性を認め合うことがなかなか難しいということから、私たちの知らないところで悩んでいる人たちがいます。そうした現状をいかにしたらみんなが理解できるのか、また差別することなく受け入れることができるのか、課題となっております。

国連では、恋愛感情や性的な関心がどのような性へ向かうのかを示す性的指向、LGBTで言えば、LGBに当たるセクシュアルオリエンテーションと、自分の性をどのように認識しているかを示す性自認、LGBTで言えばTに当たるジェンダーアイデンティティー、その頭文字を取った素地という言葉を用いて、性的マイノリティの方々の権利擁護について、人権理事会決議が採択されております。LGBTに関する人々の数については、民間による調査結果を見ると、平成27年4月に電通で行った調査によれば、LGBTに該当する人は7.6%としています。また、平成28年、株式会社LGBT総合研究所が行った調査によれば、LGBTに該当する人は7%、さらに日本労働組合連合会が行った調査では7%と報告されていることから、総合的に考えると、人口の7%はLGBTの人たちがいると考えてよいと思われます。この数字は、潜在的に小中学校の40人クラスであれば、二、三人はLGBTに悩む生徒がいることとなります。横瀬町町民のうち595人は該当者がいるかもしれないということになります。

LGBT当事者団体の連合体である性的指向及び性自認等による困難を抱える当事者等に対する法整備のための全国連合会では、ホームページ上に様々な生活領域において困難な事例が紹介されています。LGBTを巡る問題は、多方面にわたって起きています。このように、近年LGBTなど性的マイノリティについての報道がかなり頻繁にされるようになり、社会での認知度や需要度が急速に高まってきています。とはいえ、まだまだ知らない人もたくさんいますし、言葉くらいは知っていても、正しく理解をしている人は少数ではないでしょうか。当事者の生きにくさ、暮らしにくさは解消されていないのではないで

しょうか。

今の社会の中で、性的マイノリティーの人たちは自己肯定感が低く、自殺率が高いと言われています。過去に行われた調査では65.9%の人たちが自殺を考えたことがあり、14%の人たちが自殺未遂をしているという結果が出ています。岡山大学の調査では、性同一性障がいの人たちの6割に自殺を考えたことがあり、3割程度に自傷行為や自殺未遂の経験があるという結果が出ています。人間は、それぞれが個性を持ち、多様性を認め合うことで発展し、平和な社会を築いてきました。どのような性的指向によっても、当然差別や偏見、不当な取扱いを受けることは許されないものであり、性的マイノリティーの方々への理解と支援が必要であると考え、町として性的マイノリティーに対する理解をするための取組をしているのか、お伺いします。

また、今後どのような取組を行って支援していくのかをお伺いします。

以上、壇上での質問は終わります。よろしくお祈りします。

○阿左美健司副議長 質問1、有害鳥獣被害対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)についてでございますが、有害鳥獣の捕獲に当たりましては、横瀬町で策定している横瀬町鳥獣被害防止計画に基づき実施をしております。その計画の中に、対象となる鳥獣として11種類を指定しております。議員ご質問の有害鳥獣の生態調査に関しましては、11種類全ての種類について、町として調査は現在のところ実施しておりません。また、対象鳥獣の頭数を全て把握することはなかなか難しい状況でございます。

続いて、農作物等の被害状況でございますが、国で毎年実施している調査結果によりますと、令和元年度の横瀬町の状況は、被害面積は約1.3ヘクタール、被害金額は約280万円となっております。平成29年度の被害面積が2.1ヘクタール、被害金額が約320万円と比較しますと、徐々にではありますが、減少傾向となっております。令和元年度の被害状況のうち、被害作物は果樹が一番多く、次いで野菜の順となっております。また、被害を与えた鳥獣は猿が一番多く、次いでイノシシの順となっております。

次に、要旨明細(2)についてでございますが、先ほど申し上げました被害状況に対応するため、町では横瀬町鳥獣被害防止計画に基づき、武甲猟友会に業務委託をし、捕獲を実施しております。対象鳥獣11種類のうち、主立った鳥獣の捕獲実績を申し上げますと、まず猿でございますが、令和元年度は41頭捕獲をいたしました。前年、平成30年度は13頭でしたので、令和元年度は非常に多く捕獲できております。次に、イノシシですが、令和元年度は64頭に対し、平成30年度は49頭となっております。鹿については、令和元年度が109頭に対し、平成30年度は118頭となっており、前年より捕獲頭数が減少しておりますが、一昨年、平成29年度が85頭捕獲したことを考えますと、ここ2年は100頭超えの捕獲頭数となっております。このほかハクビシン、タヌキなども含め、全体として平成30年度に比べますと、令和元年度は捕獲頭数が増加した結果となっており、捕獲頭数の増加に伴って被害も減少している状況となっております。

町で実施している有害鳥獣の捕獲関係の事業といたしましては、先ほどの捕獲の業務委託のほか、ロケ

ット花火や爆竹の配布、防護柵購入の補助、有害鳥獣捕獲事業従事者への補助、狩猟免許取得者への補助などがあります。そのほか広域的な取組として、秩父地域鳥獣害対策協議会の事業として、令和元年度は柿・栗マップの作成やICTを活用したわなによる捕獲などを実施しております。

続きまして、要旨明細（3）についてでございますが、先ほど申し上げましたように、令和元年度は武甲猟友会の皆様をはじめ関係各位のご協力によりまして、捕獲頭数につきましては一定の成果が上がったものと考えております。ですが、この成果もその年、その年によって状況も変化しますし、何よりも農作物等への被害はまだまだありますので、今後も引き続いて有害鳥獣の捕獲事業を積極的に実施してまいりたいと考えております。とりわけ猿による被害は大きいと、発信機による行動域の把握や分析、柿・栗マップなどのデータを活用して、効率的かつ効果的に実施してまいりたいと考えております。さらに、武甲猟友会の皆様の力なくして、被害の拡大防止はなし得ないと考えておりますので、武甲猟友会の会員の確保のために引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

年々捕獲量が増えているということでお聞きしております。それで、本当に猟友会の方たちが日頃からやっつけていただいていることで効果が出ていると思います。ただ、この猟友会の方々も高齢化も進んでおりますし、町としてはこの猟友会の育成や啓蒙、狩猟者への助成の状況というのは現状どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、捕獲されたイノシシ、猿、鹿等の処理について、どのような処理がされているのか。現状と、この処理を一括処理できる横瀬町の中に処理場の設置ができるかどうかということもお聞きします。

それと、この猿被害についてですけれども、有害鳥獣の拡大防止対策として猿の駆除に対しての取組を行っている自治体があります。長野県大町市というところで、犬の能力、ニホンザルが犬を嫌うということを活用して、出没猿の追い払い及び抑制を図るため、農家等で飼育されている犬をモンキードッグとして訓練し、活用を行っている、そういう自治体があります。このモンキードッグの活用の効果は、農作物の被害の軽減につながる結果を出しているということです。ただし、この追い払いができる犬になるまでには、約5か月間の訓練期間を要し、訓練費用も27万円という高額な個人負担がかかります。本当に大変な出費になります。ただ、本当にこの訓練の効果というものがありますので、この訓練費用を大町市では21万円を補助しているそうです。様々な条件が必要となりますけれども、この横瀬町、広域として考えなくてはいけないのでしょうか、横瀬町の中においてはこの助成をして、そういう犬の訓練をできるのではないかと思いますけれども、モンキードッグの導入ということをどのように考えているのか、この3点をお伺いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど申しあげましたように、武甲猟友会の皆様に本当に協力いただいております、本当に感謝に堪えないところでございますが、そういった猟友会の会員の皆様の育成といった意味では、まず武甲猟友会そのものの育成というものもちょっとお聞きしております、そこについては狩猟免許を取っていただいているわけですが、3年ごとに更新のときに講習をしているといったことで、猟具の使い方などの講習を受講していただいて、そういったそれぞれのスキルというのですか、アップにも努めていただいているというところ。それと、あと現場で猟期や有害鳥獣の捕獲時にベテランの会員さんと若手の会員さんがペアを組んでいただいて、現場で技術指導なども行っていただいているということで、会員の育成にはそういった形でやっていただいているのだというようなことをお伺いしております。

それと、そういった従事者、あるいは狩猟者への補助というような、助成というような件でございましたが、先ほど答弁の中にもさせていただいたわけですが、有害鳥獣捕獲事業の従事者への補助ということで、第1種の免許をお持ちの方は1万円、第2種の場合は5,000円、わなをお持ちの方は6,000円といったような助成をしているというところ。あと、狩猟免許をこれから取られるということで、有害鳥獣の捕獲事業に従事していただけるというような方には、そういった狩猟免許の新規に取得する場合の助成制度ということで、第1種と第2種については8,000円、わなについては5,000円といった助成をさせていただいているところでございます。ただ、これらの助成については、先ほど言いましたように、有害鳥獣の捕獲事業の従事者の確保であるとか、あるいは猟友会の会員さんの確保といった観点からすると、十分なのかなというところは感じているところでございますので、今後は猟友会の皆さんの意向もちょっと確認しながら、従事者、あるいは会員さんの確保に努めるような支援ができればいいなというふうに考えております。

それと、捕獲された鳥獣の処理についてというご質問でございますが、横瀬町では有害鳥獣捕獲事業の実施に当たっては、捕獲した鳥獣の処理は埋設ということになっております。と同時に、一括処理できる処理場の設置はできるのかというご質問でございます。先ほどの答弁させていただきましたけれども、鳥獣被害防止計画の中に、今後の処理及び処分方法は他市町村と情報交換しながら検討したいとなっていること、さらには捕獲鳥獣の食品利用についても、ジビエ等として他の市町村と情報交換しながら検討したいとなっております。なので、ご質問の処理加工施設を設置していくことは計画上は可能でありまますし、今後の検討課題ではないかなというふうに思っているところでございます。

そして、最後、モンキー犬の導入についてはどうかというご質問でございました。私も以前、このモンキー犬については少し聞いたことがございまして、先ほど議員お話しのように、訓練期間であるとか、費用負担であるとかといった課題、長さであるとか、費用負担という話も聞いておりますし、飼い犬そのものの大きさ、サイズなんていうのも、小型犬は駄目であるとか、そういう話もちょっと聞いておりました、そういった課題であるとかメリット、デメリットみたいなものはこれから検証もできるのかなというふうには思っております。ただ、先ほどの答弁の中にもありましたように、今取り組んでいる対策が成果がちょっと出てきておりますので、もう少し現在行っている対策を磨き上げながら継続していきたいというふうに考えているところでございます。ですので、このモンキー犬の導入につきましては、次の段階や、次の対策を考える際に検討材料とさせていただければなというふうに現在思っているところでございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。

この猟友会の啓蒙とかは、どのような啓発をしているのか。啓発活動、やっぱりこれはかなり難しいというか、私もちょっと興味あったのですけれども、なかなかやっぱりできないなというのがありました。それなので、すみません。啓発、あとは本当にこういうふうに乗るのですよという、そういうようなマニュアルとか、皆さんにお知らせするようなものがあれば、ぜひ何かあればなのですけれども、お願いします。

あと、やっぱり聞きたかったのが、成果が上がっているその内容をやはりちょっと聞かせていただければと思うのですけれども。今年かなり猿とかが見かけなくなったという声を聞きます。それなので、うちのほうの柿もまだ取られていませんし、やっぱり少なくなったというはあるので、その点成果をやはりちょっと聞きたいので、教えていただければと思います。

あと、最後に町長のほうに、様々な取組が行われておりますけれども、猟友会の方たちのご尽力で、かなりの処理ができていますと思いますけれども、先ほども言ったこの一括処理の中で、ジビエの関係とか猟友会の方、やっぱりこの町としてどのように有害鳥獣の対策をしていくのか、町長としてのお考えもお聞かせいただければと思います。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、再々質問に答弁させていただきます。

まず、そういった会員としての募集をどうしていくかということでございます。実は、猟友会の方にちょっと確認をしましたら、ここ二、三年で4名ほど増えているという話をちょっと聞いております。お一人はちょっと病気だったかな、1人減っているわけなのですけれども、この2年ぐらいで計3人純増しているといった状況でございます。どうして増えたのかということについては、多分ですけれども、猟友会の会員の方々が勧誘したりとか、あるいはそういった活動を見て、ある会員さんにしてみると、横瀬の方でないのですけれども、その方がたまたまこちらに見えられて、そういった話をお聞きして興味が出て、参加したいというふうな話も出ておりますので、そういった現場の声を聞いてとか、そういうことというの大事なのかなというふうに思っておりますし、今後ホームページや広報やというところで周知というものにもちょっと考えてみたいなというふうに思っております。

それと、もう一つ、ここ何年か成果が出ているということで、先ほど幾つかの取組をご紹介させていただきましたけれども、特に猿については発信機をつけているということで、行動域がある程度分かっております。多分以前の議会でもその群というのですか、が3つほどありまして、1つは宇根・影森のほうの宇根の群、1つは生川ともう一つは芦ヶ久保といったこの3つで、主に芦ヶ久保の行動域というか行動パターンがある程度分かっておりますので、そのエリアのところにわなを設置しております。そのわなが箱わなでございますけれども、ICTを活用してという話をさせていただいたと思いますけれども、そこで

感知をすると、センターがついていまして、感知をしますと携帯に知らせが来ます。そして、そこから設置場所まで行って、遠くから見て、入ったところでぽちっと押すと捕まるというようなシステムらしくて、それが大分効果が出たということで、先ほどの猿の捕獲頭数につながったというふうな話はお聞きしております。

ですので、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この後は柿だとか栗だとか、そういったマップも里のほうの地図もつくりましたので、そういったところの行動パターン、猿の行動パターンと、そういったマップをちょっと掛け合わせてみて、もう少し捕獲ができるような対応ができるのではないかなということで、先ほどもちょっと磨き上げとさせていただいたのですけれども、そういう形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後にお答えさせていただきます。

鳥獣害の対策は大変重要な行政課題だと思っています。ということもあって、今年度から実行に移しております、今の第6次振興計画カラフルタウンの中で6の柱、景観環境づくりの4つに絞った基本目標の一つに野生獣害による農業被害面積というのを目標値を上げています。基準値を令和元年の1.3ヘクタールにしている、目標値としては1.1です。2023年に減らしていくというところを目標として掲げています。なので、これしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。このところは何年か、被害額、面積等は少しずつ減少傾向にあって、そういう流れにはあります。ただ一方、周期的なものとか、年度要因がありますので、このまま猿がいなくなっていくかという、そうとも思っておりません。ここは、毎年増えたり減ったり、あるいはどこの地区に出たりというのはしばらく繰り返して行って、それに対応が必要かなというふうに思います。

それと、猟友会さんとの緊密な関係、コミュニケーションを取って一緒にやっていくという部分は非常に大事です。猟友会さん、ご承知のとおり、担い手が少なくなったり、高齢化がというところではあったのですが、ここに来て若いメンバーが入ってくれています。地域おこし協力隊のOGの女性の方だったり、あるいはよこらぼに提案して移住してきた方だったりが入ってきて、少し流れも変わってきたかなと。やっぱりこれ担い手の世代をつないでいくというのは非常な大事ですので、そこは世代的な厚みをつくっていくというところは引き続き支援をしていきたいというふうに思っています。

その中で、加工場ですか、処理場ですか、そこは大きな課題だと思っています。出口、食品利用するところを見据えて何かできないかというところは、もう何回か猟友会さんともディスカッションさせていただいておまして、引き続き検討はしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に質問2、LGBT、性的少数者、マイノリティーへの理解と支援についてに対する答弁を求めます。
総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 私からは、要旨明細（１）について答弁をさせていただきます。

性的マイノリティーとは、性的少数者を表す言葉で、同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または同一性障がいなどの人々のことをいいます。代表的な性的マイノリティーの頭文字を取って、LGBTとも呼ばれています。性的マイノリティーの人々がどれくらいいるのか、調査が行われております。調査対象や調査方法によってその数値は異なりますが、人口の３から５％という結果に鑑みると、性的マイノリティーの方々が抱える、例えば一般社会の偏見や差別、友人や家族に相談できないことによる孤立感や将来への不安、異性愛者中心の社会の中で同性を好きになることへの違和感、男女別の服装やトイレ、戸籍上の性別などを解決するため、より多くの方が性の多様性について知り、身の回りの習慣や常識となっている考え方をいま一度点検し、性的指向、性自認に関する理解を増やすことが大切となります。

お尋ねの性的マイノリティーの方々に対する町における主な取組でございますが、総務課所管では議員、職員、町内企業、民生児童委員等を対象とした町人権問題研修会において、平成27年２月には多様な性に気づいて暮らすこと、出会っているはずのマイノリティー、平成31年２月には多様な性、LGBTを知っていますかと題した講演会を行いました。

次に、いきいき町民課所管では、令和２年３月９日から印鑑登録原票及び印鑑登録証明書性の性別に関する事項を削除いたしました。

次に、健康づくり課所管では、心の健康相談を行っております。性的マイノリティーに特化した事業ではありませんが、臨床心理士による相談を２か月に１度、実施しております。

次に、教育委員会所管では、平成29年８月に学校応援団ボランティア研修会として、教職員を対象に全ての子供が自分らしく育つために、多様な性、LGBTの視点からと題した講演会を開催しました。そのほか、秩父地区人権教育推進協議会主催による、全ての子供が自分のままで大人になれるように、多様な性の視点から人権を考えると題した人権教育講演会にも教育委員会職員及び学校職員が参加をいたしました。

以上が、町における性的マイノリティーへの取組状況となります。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 （２）につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

LGBTへの理解、支援というのが全国的にも広がりを見せているということは承知をしております。今回ご質問をいただき、いろいろと整理をしてみました。支援という場合、３つの分野といいますか、に分かれるのかなというふうに思っております。１つ目は、知識、理解を広げて深めるということ。それから、２つ目が、現に起きているLGBT関連の悩みや不安を解消するべく寄り添っていくということ。それから、３つ目が、法的な制度面からの支援ということ、この３つに大きくいうと分かれるのかなというふうに認識しております。

１つ目については、LGBTを含む人権問題等について差別につながらないように、啓発教育を続けていくということが大切かと考えております。また、２つ目については、先ほど総務課長からの答弁に加えて、例えばLGBT関連を含む特設人権相談場であったり、行政相談、法律相談などの相談窓口において多面的にご利用いただけるような窓口、機能を果たしていくということが大切なのかなというふうに考え

ます。もちろんこういった既存のものを使っていくということについては、私たちも勉強をしていかないといけないなというふうには考えております。そして、3つ目についてでございますが、法律数のレベルのものと、そこまでは満たさないのだけれども、自治体で対応が可能なレベルのもの等々、幾つか存在をしているのだというふうに認識しております。

現時点の横瀬町としては、まず1つ目と2つ目、理解、知識を広げていく、深めていくというところをまずしっかりとやりつつ、またご相談の窓口2つ目について充実を図っていくということが重要なことというふうに思います。そして、横瀬町が第6次総合振興計画の中でのカラフルタウンを目指すために何が必要で、どこまでできるのかという視点で、今後これから引き続き支援について勉強し、考えて実行していきたいなというふうに考えてございます。

(2)については以上でございます。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

このLGBTという問題は、本当にやっぱり繊細な問題でありますし、ただ誰がいるなんていうことの詮索は全くしてはいけないことでありますし、そういう問題に対してこの性的マイノリティーについては見えにくい問題であります。当事者は必ず存在していますということで、そのため子供のうちからLGBTの人権教育が必要であると考えられます。特にトランスジェンダーの人の多くは、小学生の頃から既に違和感を持っています。義務教育の早い段階で性の多様性に触れる機会を設けることは、その人たちの悩みの解決につながり、さらに周囲の理解度や偏見も改善されるのではないのでしょうか。それなので、学校においてLGBTの関係の教育指導、どのような取組を行っているのか、お聞きします。

再質問の2番目には、このLGBTの団体というものが埼玉県にはあります。私の知っている中でレインボーさいたまの会というのがあり、ただ埼玉県内にはこのLGBTの団体が少なく、人権課題として性的マイノリティーの取組を行う団体が少ないため、このレインボーさいたまの会は声なき声を可視化させ、誰もが暮らしやすい地域社会をつくりたいとの思いで設立した任意の団体であります。このレインボーさいたまの会が目指しているものは、誰もがありのままに暮らせる彩りの県を目指し、多様性を認め合う社会づくりを行うことで、この方々の居場所づくりや啓発、企業の自治体への理解促進、講師派遣、制度政策などの提言などの活動をしております。

県内には、性的少数者らのカップルを公的に認めるパートナーシップ制度の導入自治体が少なく、県と県内全63市町村に導入を求める要望書等も提出し始めております。性的少数者の方が議員になったり、五輪憲章に性的指向による差別の禁止が盛り込まれたりするなど、LGBTへの関心は高まりつつあります。ただ、なかなかこのパートナーシップ制度を導入しているところ、県としても、全国的にもまだ少なく、要望書のほうも提出のみで、その先に進んでいる市町はまだまだ少ないけれども、やはりこの横瀬町、顔が見える横瀬町としては、この同性カップルがもしした場合のパートナーシップの公的認証の取組をしていただけるかどうか、どのように考えているのかをちょっとお聞き、教育長と、パートナーシップの公的認証の取組、2つを再質問させていただきます。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設樂政夫教育長登壇〕

○設樂政夫教育長 それでは、再質問のうち、学校教育での取組、指導について答弁させていただきます。

性的マイノリティーに該当する人が人口の7.6%、議員がおっしゃったこの数字は県の指導資料の中にも使われております。といったことからしますと、どの学級でも悩む児童生徒がいる可能性があるということで、校長会等で先生方の対応の必要性、それから対応の仕方等々についてお願いしてまいりたいというふうに考えております。まずは、先生が日々の指導の中で、一人一人の児童生徒を大切な存在として対応することが大切であると考えています。身近な大人である先生は、性的マイノリティーについて抱えている児童生徒が、いわゆる初めてカミングアウトするような相手となったり、相談する相手となる可能性が高い存在ということが言えると思います。そうした存在であることを自覚して、相談しやすい存在になっていること、またカミングアウトを受ける際の留意点を理解していることなどが必要と思います。

1つ目の相談しやすい存在となるためには、常日頃から困ったことがあったら相談してねとか発信をしていくこと。セクシュアリティの多様性について自身で理解をしていること。差別的な意味合いを含む言葉は自らが使わないことはもちろんですが、児童生徒の言動にも注意を払っておくことなどが必要と考えます。また、児童生徒からカミングアウトを受ける際には、最後まできちんと話を聞く。話してくれてありがとうということを伝える。どうして話してくれたのか、何に困っているのかということを知る。誰に話しているか、話していいのかといったことを確認するなどが大切というふうに考えています。議員のおっしゃる、その性の多様性について触れる機会として授業で扱うことについては、児童生徒の発達段階や実情に応じて、必要に応じて取り上げるかどうかを決めることが大切かというふうに考えております。

以上、教育での答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 いきいき町民課長。

〔大場玲子いきいき町民課長登壇〕

○大場玲子いきいき町民課長 では、私から、町では同性カップルのパートナーシップの公的認証の取組を考えているのかについてお答えさせていただきます。

ご質問のパートナーシップの公的認証とは、法的に結婚が認められていない戸籍の性別上の同性カップルが、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを、住所地の市区町村に宣誓などをする公的な証明制度と解釈して申し述べさせていただきます。この制度は、結婚制度等現行の法制度に影響を与えるものではなく、2人のパートナーシップ関係という事実を対外的に証明するものであると認識しております。つきましては、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありませんが、社会生活における利便性と支障の緩和の一助となり、差別や偏見が解消され、多様性を認め合える社会的な理解を促進する効果は期待できるのではないかと存じます。町といたしましても、性の多様性を尊重する方策の一つとして、まずは先行事例などの情報を収集し、近隣自治体との動向を見ながら、全庁的に研究、議論をしてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

最後に、町長のほうからこのパートナーシップ制度、埼玉県内でも一番新しいところだと、12月から鴻巣市、21年には越谷市とか東松山市等で導入をするということになっております。それなので、本当にそういう方がいる、いないということよりも、そういうことで本当にこの横瀬町がそういう持続、多様性を求め合う、そういう町にしていくためには、こういう導入も必要ではないかと思うので、お考えをお聞かせください。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

このLGBT、性的少数者の問題は、重要な行政課題と認識をしています。とりわけ多様性を尊重したカラフルタウンというのを掲げている当町ですから、なおさらであります。誰もがその人らしく、幸せに暮らせるために、行政としてできることをやっていきたいと思っています。パートナーシップ制度については、方法論としてはトップダウンでばんとやってしまうというのもあり得るのですけれども、自分は横瀬町については、やっぱりその順序、段階を踏んだほうが良いと思っています。それは、町民の皆さんの意識のところ、それから今皆さんが持たれている情報のところということとのギャップが現状かなり大きいと認識しているためです。

横瀬町の現状を踏まえますと、まずは住民サイドのニーズとか問題課題をしっかりと把握するということが、それから知ってもらうための努力をしていくということ、さっきのあと寄り添うということですね、そこから始めていきたいというふうに考えています。まずは足元をしっかりと見つめて、機運を醸成するというのですか、そこから積み上げていきたいなというふうに思って、今は考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 以上で4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、2番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問に入りたいと思います。

東京を中心とした首都圏では、連日多くのコロナ感染者が発生し、東京都では500名を超える日が続いておりました。昨日には600人超えと、また新たなステージに入ったのかなという、そんな気がしております。一方、当町横瀬町では1名の感染者のみと、地域が一体となってその対応に当たった結果が成果として現れています。高齢者が多く、関係する介護施設も多いため、いつ感染が拡大するか分かりません。決して油断することなく、感染拡大防止のために新しい生活様式の徹底、3密をつくり出さないよう心が

けなければなりません。職員一丸となって、地域住民の安心、安全を守っていただくことをお願いいたしまして、質問に入りたいと思います。

今回の一般質問は、道の駅の関連、横瀬ブランドの確立、コロナ対策の3項目につきまして一般質問させていただきますと思います。1点目ですけれども、9月定例会でも一般質問しましたが、今回も引き続き質問します。(1)、駐車場迷惑行為についてですが、10月28日、朝のニュース番組に駐車場での暴走行為が放送されました。実際には、ツイッターでの投稿がきっかけで、テレビの放送につながったようです。懸念していたことが起きました。町の対応、管理者である県の対応など、進捗状況をお伺いします。

(2)、駐車場進入渋滞についてで、飯能方面から道の駅駐車場に入るための渋滞が頻繁に起きています。経済を止めないとの観点から見れば非常に喜ばしいことで、道の駅の売上げは伸びているし、秩父地域に経済効果をもたらしています。しかしながら、いつでも誰でも安心、安全に休息が取れるのが道の駅の役割でもあります。町の対応、対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目、6次産業について、アフターコロナ対策として地域ブランドの確立を提案いたします。8年前から地域特産品の開発を検討してはどうかと提案してきましたが、旧給食センターの利活用は耐震の問題で難しかったり、予算補助金の対象にならなかったりと、前に進みませんでした。今回のコロナ対策費で可能となりました。この8年で、地域の世代交代や若者の人材発掘ができ、やる気にあふれる行動しようとの声が多く聞こえるようになりました。そこで、6次産業への見解をお伺いします。

3点目、経済支援策についてですが、これまでの取組で地域プレミアム商品券や、今からのペイペイの開始と、今できる経済対策は行われてきました。地域飲食店や観光業、地域経済を停滞させない施策が一定の成果を上げたと思います。町の取組に感謝申し上げます。ありがとうございます。しかしながら、今現在コロナ第3波と言われております。秩父地域にも第3波が来る可能性、一定の自粛などを求められる可能性もあり、ペイペイが終了する2月以降の地域経済を考えていかなければなりません。今後の経済支援策など、コロナ対策についてお伺いします。

以上を壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いします。

○阿左美健司副議長 ただいま2番、黒澤克久議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時08分

○阿左美健司副議長 再開いたします。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。

2番、黒澤克久議員の質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（１）についてでございますが、議員からお話がありましたように、９月の定例会の一般質問において答弁させていただいておりますので、その後の迷惑行為への対応について答弁をさせていただきたいと思っております。まず、秩父警察署では、引き続いて道の駐駐車場内をはじめ、その周辺を定期的に取り締まりを実施していただいております。また、１０月の下旬には、町担当者との対策会議を開催し、現状の情報共有や具体的な対応策などについて検討しております。また、駐車場を管理している埼玉県秩父県土整備事務所では、駐車場内で迷惑行為などができないように、路面に凸状の部分設ける、いわゆるハンプの設置に向けて、協議検討を進めていただいております。そんな中、ツイッターにおいて、議員お話しした迷惑行為が１０月２７日にアップされ、それを確認したテレビ局がその映像を１０月２８日に放送いたしました。町といたしましては、その行為についてはツイッターで確認し、直ちに秩父県土整備事務所へ対応策を要請し、迷惑行為ができないように１０月の２９日にコンクリート製の柵を応急的に２か所設置していただきました。さらに、１１月上旬に町長自ら埼玉県秩父県土整備事務所に出向き、ハンプの早期設置、駐車場内の監視カメラの設置などを要請してまいりました。今後につきましても、引き続き道の駐車場の管理者である埼玉県や秩父警察署など関係機関と緊密に連携協力し、迷惑行為などの撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、要旨明細（２）についてでございますが、今回のコロナの影響によりまして、秩父地域を訪れる観光客は非常に多く、その中でも密を避ける観点などから、車で訪れる方が多い状況となっております。議員お話しのように、道の駅は利用者のほとんどが車利用者でございますので、７月から１１月までの道の駅の売上げは、前年同月比で全ての月で上回っている状況となっております。これに比例するように、東側にある第１駐車場が満車状態になることもたびたび見受けられ、そのことによる道の駅への進入に伴う国道の渋滞を引き起こすことがあったことも承知をしております。

ご存じのとおり、現在道の駅には駐車場が東側の第１駐車場と西側の第２駐車場がございます。道の駅の職員に確認してみますと、確かに第１駐車場、第２駐車場とともに満車状態で、国道が渋滞したこともありますが、その回数はそれほど多くなく、その多くは第１駐車場のみが満車状態で、第２駐車場まで満車状態になっていなかったとのことでございます。このことから、第２駐車場への誘導に問題があったとも考えられることから、今後は道の駅への進入に伴う国道渋滞対策といたしまして、まずは第２駐車場への誘導をスムーズにできるような対策を検討してまいりたいと考えております。もとより道の駐車場の絶対的な収容台数が足りていないとも考えられるため、なかなか収容台数を増やすことは難しい状況ではございますが、第１駐車場の管理者である埼玉県に対しましてそのことを含めまして、対応策を相談していきたいと考えております。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

２番、黒澤克久議員。

○２番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございました。

県等も大分スピーディーに行動していただいて、大分対策が練られたということなので、大まかに（１）のほうは安心できるのかなと思うのですが、ただ１点だけ、防犯カメラを設置するべきだと思うのですが、駐車場方向に向けて。それは抑止力になるので、暴走行為、犯罪行為を未然に防ぐというためには、県としっかり協議していただきたいと、そういうふうに考えます。その辺の見解はどういうふうに思われるか、

質問します。

それと、(2)の渋滞解消の関係なのですが、駐車場不足というのは多分年間通してこれから氷柱ができる時期だとか、シバザクラの時期とか、何となく限られてくるのですけれども、このコロナの影響下によって本当にまた車で移動というのが改めて増えたなというのは皆さん実感していると思うので、慢性的な駐車場不足にならないように、例えばですけれども、第2駐車場を立体駐車場化する。あそこは国道の面から1段下がってできている駐車場なので、そんなこともできるのではないかなというふうに考えます。一応企業の所有地であり、問題はいろいろあると思うのですが、企業、県、町の3者で検討することの一つのきっかけになればできるのではないかなと思うのです。今の技術であれば、景観に配慮した立体駐車場は可能だと思いますし、駐車場拡大確保を検討したらどうかというのが2点目です。

取りあえずその2点でお願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の防犯カメラの設置ということでございます。確かに私たちも先ほどもちょっと申し上げましたけれども、防犯カメラ、監視カメラについては抑止力になるなというふうに思っております。先ほどお話しさせていただいたように、11月の上旬に町長に県土整備事務所の所長さんにも直接強く要望させていただいたところでもございますので、その辺の県の動きも確認をさせていただきながら、今後も継続的に要望というのでしょうか、要請をしていきたいというふうに考えております。

それと、第2駐車場の件でございますけれども、確かに今あそこの第2駐車場の所有者さんはお二人いらっしゃるということで、今借地でございますので、そういった方々のご協力もないとなかなか進められないかなというふうに思っておりますので、まずはそういうところから取り組むということが、もし立体駐車場とか、そういった取組をする場合には必要かなというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○阿左美健司副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから2点、補足させていただきます。

今年は、コロナ以降でいろんなことがありまして、例年になく警察署、それから県土とコミュニケーションする機会が増えました。両者ともに非常に町には協力的にやられているかなという印象を持っています。そういう中で、ランプはすぐに設置をしていただくということになりまして、それから監視カメラも今お願いをしていますので、これ引き続きそういう形で進めていきたいというふうに思います。これが1点。

それから、第2駐車場立駐というのは、自分ちょっと考えてみまして、方法論としては一つあるのかもしれないんですが、やっぱりまずは第2に入る車が少ないということが問題です。なので、まずその第2に誘導をもう少ししていくというところからやっぱり始めないかなというふうに思います。そこは企業さんなのですけれども、町として建物を立体駐車場とはいえず造るというのは、それなりの下地がないとやっ

ぱりなかなか難しいかな。難しいというか、それなりの理由づけとか、あれがないのかなとは思いますが。今年、この後でいくと、氷柱が基本予約制になるというところもあって、例年より車が来るという予測は今現状だと立ちにくいかなというふうにも思っています。いずれにしろ、今の状況がこれでいいとも思っていないので、いろいろ方策は考えていきたいなというふうに思います。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

では、以上で質問1を終了いたします。

次に質問2、横瀬ブランドの確立に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

議員お話の横瀬ブランドをつくり上げていく上で、その切り口といたしますか、要素はいろいろ考えられると思います。その一つの切り口といたしましては、例えば横瀬町内の農家の皆さんが精魂込めて生産した農産物を加工して、商品として販売していく。まさに6次産業化を進めていくことが、横瀬ブランドとして非常に有用であるとは考えております。この6次産業化につきましては、農業者などいわゆる1次産業者が農産物などの生産だけでなく、2次産業としての加工、3次産業としての流通販売まで一体的に取り組んでいく産業と定義づけられているようでございます。横瀬町といたしましては、1次産業者のメリットに配慮しつつ、1次産業者だけでなく、様々な産業の方々に関わっていただきながら、6次産業化の狭義の定義よりも幅広に捉えて、まずは横瀬町で生産されている、もしくはこれから生産していく農産物を活用して、6次産業化を進めていければというふうに思っております。

ちなみに、6次産業化して作られた商品を道の駅果樹公園あしがくぼで確認してみますと、イチゴ農家さんが作られたイチゴジャムをはじめ、ユズやイチジクのジャム、道の駅の看板商品となっております紅茶ソフト、直近ではどぶろく花咲山の商品化は記憶に新しく、徐々にではありますが、売上げを伸ばしていると聞いております。横瀬町内で6次産業化に向けての動きとしては、これはまち経営課で担当しておりますけれども、生産者や消費者、飲食店、販売店などの参加者によってワークショップが2回ほど開催され、地域ブランドや6次産業などについて話し合いをされております。このような状況の中で、先般議員の皆様にご説明を申し上げ、設立が予定されている地域商社でございますけれども、まさにこの横瀬ブランドをつくり上げ、横瀬町内外に発信していく一翼を担っている組織であるというふうに認識をしております。今後横瀬ブランドをつくり上げていく上で、6次産業化は重要な要素であると考えておりますので、地域商社の設立など、一步一步着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございます。

本当ワークショップというのも、ちょっと私もどんな感じなのかというのはのぞきに行ったのですが、非常に前向きに地域の方からいろんな意見が出て、現状何がこの横瀬にあるのか、横瀬に適しているのか、秩父地域で何が足りていないのかなんていう話まで含めて、すごく前向きな会になっているなど

は思いました。一方で、横瀬ブランドの確立には、現状の農作物の収穫量とかは私は一切関係ないと思っ
ていまして、生産者、加工業者、地域の若者、可能性に挑戦できる環境づくりが一番必要なものであって、
そこで何かができるというものが生まれた段階で、次の段階に耕作放棄地とか、そこを使って少ない農
作物だとか、何かをやってみるという形につながっていくのだと思うのです。実際の現代では、SNSに
よっていきなりヒット商品になることなんていうのは多々あって、現代用語で言うとバズるとか、バズっ
たという言葉がよくニュースなんかでも出ると思いますけれども、本当少ない生産量が逆にプレミアムの
価値を生んでしまって、そのまま根づいてしまうなんていうこともある。本当チャンスはどこにでもある
し、誰にでもあるというのが、現状ネット社会の一つの利点になっているのかなと思うので、この横瀬ブ
ランド確立に当たって、本当に誰もが挑戦できる、挑戦し続けるまちづくりが前に、前に進むように本当
に期待をしているのですが、本当にその挑戦をすることが可能な組織づくりができるのかどうか、質問さ
せてください。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

ぜひこの分野は積極的にチャレンジをしていきたいと思えます。という分野であります。6次産業、
さつき振興課長から説明させていただきましたけれども、狭義ということではなくて、広義の6次産業とい
うことでいいますと、ここに来て横瀬町はいろいろ実績ができてきました。紅茶ソフトがそうですし、そ
れからイチゴジャムやユズジャムなんかもそうです。それから、よこらぼを通してでということだとどぶ
ろくだったり、あるいはその紅茶葉を使ったクッキーやマドレーヌなんかもその類いで、それなりの評価
はできてきているのかなというふうに思えます。そう考えると、今まず人として、やっぱり人が大事です。
人としてすごくやる気のある農家さんたちがいらっしゃって、それからあとは売場としての道の駅があっ
て、それから商品の出口としてのふるさと納税返礼品があって、それからあとは商品化に向けてデザイン
や広告とかに知見のある人たちがいて、地域おこし協力隊などいてという状況になってきていて、さらに
遊休農地の解消とかという課題もあって、材料がそろってきていて、機は熟しているかなというふうに思
います。この機を捉えて、今点としてあるいろんな資源を結びつける機能、それらを一緒にして、より高
い付加価値をつくっていくという、それが横瀬のブランド化ということだと思うのですが、をぜひ目指し
ていきたいなというふうに思えます。

ただ、しかしながら気をつけないといけないのは、横瀬町は、地方の町としてやっぱり農業の裾野はそ
れほどはないです。だから、すごくボリュームをつくるとかは多分難しいですし、深掘りしていってもど
こかで、掘れば掘るだけということでもないかなというふうに思えます。なので、6次産業で入るの
ですけれども、私としては物と事をうまく組み合わせていくというのですか。物としてのブランドをつくる
ということと、事のブランドみたいなのもつくっていければなというふうに考えています。いずれにしろ、
今いろんな材料がそろってきていて、マンパワーも充実してきているという、ここを捉えて、さらにこの
町から新しい価値をつくるというのをぜひチャレンジしていきたいなというふうに思えます。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、コロナ対策に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項3について答弁をさせていただきます。

これまでのコロナ禍での経済支援策の実施に当たり、その前段として町では定期的実施している町内の中小企業者向けアンケート調査の結果や、秩父商工会議所、ハローワークなどの関係機関との情報交換によって、その時点での経済情勢などを把握してまいりました。それらのことを踏まえまして、議員のお話のように、助け合いプレミアムつき地域振興券事業をはじめ、様々な支援策を実施してまいりました。現在新型コロナウイルス感染症流行の第3波を迎えていると言われておりますが、今後の経済情勢は不透明感が否めない状況となっております。このような状況から、できる限り町内の状況を把握するため、先ほどお話ししました町内の中小企業者向けアンケート調査を、12月中旬をめどに再度実施する予定となっております。

また、横瀬町はもとより、秩父地域の有効求人倍率、さらには国の第3次補正予算での新たな経済対策の動きなどについても注視してまいりたいというふうに考えております。今後につきましては、横瀬町内をはじめ、秩父地域や国の情勢を把握しつつ、町としての経済支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

現状第3波と言われ始めています。実際その波がこの秩父地域、横瀬町にどういう形で届くのか、届かないのかは本当分らない。誰にも先はちょっと分らないという状況です。実際本当にペイペイまでの経済支援策が1月に切れる。その1月に、2月にはもしかするとてこ入れが必要になる。それは、てこ入れに必要なのが緊急事態宣言などがもう一度出てしまったときには、それはもうそうせざるを得ない状況が来ると思うのです。最悪の状況もある程度頭に入れておかないと、ここから先は本当誰も分らない世界が待っているのではないかという、そういう懸念があるので、とにかくスピード感を持って町政を運営してもらいたいというのが1点あるのですけれども、本当場合によったら、もう3月の定例会前に、2月には臨時会を開くことが必要になるのではないかという、そのぐらい経済状況が切迫する場合もあるし、可能性はあると、今のところ私は少し頭の中にあります。だから、この一番寒い時期が一番コロナが感染力が高まるということも言われておりますので、本当に気を引き締めて、スピード感を持って対策に当たっていただきたい。その点が心意気というか、どういうふうに今町長は現状を捉えているのか。

また、国の第3次補正で大風呂敷がもし広げられると、またそれはそれで予算額が急にでかくなってしまって、もう我々が日常見てきた予算とはまたちょっと桁が変わってくるのですが、それもどうも可能性が高いと、そういうふうに新聞、メディアなどでは今報じられておりますので、その辺を踏まえて町長にお伺いします。

○阿左美健司副議長 たいまの再質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁します。

今年に関しては、未経験の事態がずっと続いているというような印象で来ています。ここから先もそう
だと思っています。なので、町としては柔軟にスピード感を持って、それも最速のスピード感を意識して
運営してまいりたいというふうに考えています。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

それでは、以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○阿左美健司副議長 次に、8番、大野伸恵議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 それでは、議長のお許しをいただいたので、一般質問をさせていただきます。

まず、今年度予算執行の現状と来年度予算策定についてであります。今年、前例のないコロナ禍の対
応の中で、執行部にはご苦勞いただいております。予算執行についても大変だろうと感じておりますが、
なお効率的な予算執行を期待しています。今年9月の決算認定の中で、不用額の精査をお願いしました。
現在は、節内の事業別予算での整理のようですが、節全体の予算残額の整理はしていないのでしょうか。
また、随意契約やパソコンリースなどの地元事業者の活用についてなども質疑がありました。例外規定は
ありますが、あくまでも例外であり、それを根拠とする執行は健全な行政とは言えないと考えています。
町民の大事な税金です。今年度予算を執行されていく中で指摘等改善されているのか、お聞きいたします。

次に、来年度予算策定についてですが、現在のコロナ禍の中で財源の見通しが不確定と感じています。
予算規則により、12月1日までに町長の予算編成方針が各課長に通知されていると思いますが、来年度歳
入についてはどのような見通しとなるのか、お聞きいたします。

また、財源が不確定な中でありますが、議会でも多くの提案がされています。通告書の3番から7番に
ありますが、こども懇談会での子供たちの提案の実現や、通学路の危険箇所の解消ですが、子供たちも主
権者であり、子供たちの提案を実現することで身近な行政を実感できるよい機会でもあります。ぜひ予算
化していただきたいと思っています。

子育て支援環境の充実のために必要な支援策についてですが、第2期子ども・子育て支援事業計画を見
ますと、子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしいが、前回、平成27年と今回、令和2年
のニーズ調査で高いままであります。町長の公約でもあると思います。住民ニーズに応えられる施
策はできるでしょうか。

また、コロナ禍で妊娠を控える傾向など、コロナ禍が人口動態の変化にまで影響を及ぼす事態を危惧し
ています。横瀬町は本当によくやっていると感じていますが、妊産婦や子育て家庭への安心し

て産み育てられる環境整備への予算計上はどのようにか。

同じように、コロナ関連で疲弊した現場への支援策ですが、役場の人には気づきにくいと思いますが、どこに相談すればいいかわからない現実があると感じています。わからないまま、福祉が行き渡らない社会だったらいけないと感じています。社協との連携、相談窓口の一括化や広報などにより、誰一人取り残さないSDGs実現のための施策はなされるのでしょうか。

また、テレワークなど社会行動変化に対応する移住促進などを各自自治体で積極的に行っています。脱都会で進んでいくのか、未知数ですが、それらの施策は考えられているのでしょうか。歳入予算が厳しい折と思いますが、クラウドファンディングなどの活用も考えられるかと思います。住民からの要望の多い、武甲山登山口のトイレですが、進められるのか、お聞きいたします。

ガバナンスの今年の11月号に、事業を省くことに本気で取り組むの記事がありました。人口減少時代なのに、地方創生の名で新しいことを多々やり始めるが、住民の生活を守るためには、省くことで本来やるべきことに限られた資源を集中すべきではないかとありました。住民の生活を守るが第一義であると思います。来年は小学校建設などもあります。以前県職員の派遣をいただき、道の駅などの建設関係の業務を担っていただいたこともありました。大事業です。県に専門官等お願いしてみたらどうでしょうか。町民の税金を付託されている自治体として、社会変革に対応し、また住民ニーズに沿う効果的、有効的な予算編成を期待しております。今までの一般質問で重複した部分にありましたら、省いていただいて結構ですので、よろしくお聞きいたします。

次に、質問2として、狭隘町道の拡幅についてお聞きします。地籍調査が始まりました。国土交通省のサイトを見ましたが、班田収授法、太閤検地など懐かしい言葉が出てきました。明治時代の地租改正の公図がまだ多く使われ、昭和26年に新たな法律により始まったようですが、近年やっと推進に向け事業が進んできた現状と認識しました。横瀬町全体が終了するには何年かかるのか、長年にわたる歴史的事業だと感じています。また、その概要では、必要な理由として、土地取引のリスク、都市再生への支障、災害復旧遅れの要因、里道や水路など公共用地の適正管理への支障、適切な森林管理等への支障などが掲げられていました。都市再生への障害、境界が不確定な場合、土地利用やまちづくりを阻害する要因、それらの障害を解決するために地籍調査が実施されるとのことでした。

現在横瀬町では、4メートル未満の道路が各所に点在しています。境界等をはっきりするこの地籍調査の実施とともに、町として住居エリア、また通学路など4メートル道路の実現に向けて事業計画してみたらどうでしょうか。道路拡幅への投資は、町の住宅地としての価値を上げるとともに、住みやすい町、景観の美しい町への一歩だと考えます。積極的にこの地籍調査を利用し、付加価値をつけるべく、まちづくりを進めてほしいのですが、どうでしょうか。

以上、よろしくお聞きいたします。

○阿左美健司副議長 質問1、今年度予算の執行と来年度予算策定についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 大野議員の質問事項1の(1)、(2)、(3)、(6)について答弁させていただきます。

(1)の不用額の精査、随意契約や地元企業の育成についてですが、まず不用額の精査についてですが、予算については事業別予算となっているところですが、各事業の不用額の積み上げが各科目の節全体の不用額につながることから、各事業の執行状況が重要と考えます。不用額が生じる要因として、予算の効率的な執行や経費の節約によるもの、予算策定後の予測しがたい事情によるものなどが考えられます。今年度は、予測しがたい新型コロナウイルスの感染拡大により、町で予定していた町民体育祭やよこぜまつりなど、例年行っている町の様々な事業が中止を余儀なくされました。これらの事業の予算は9月補正で減額を行い、新型コロナウイルス対策事業予算に充当したところです。町の財政が厳しい状況である中で、予算の執行を的確に行っていくことは重要であると認識しております。今後も事業の執行状況を見ながら適正に対応してまいります。

続いて、随意契約や地元企業の育成についてですが、地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定して契約を締結する例外的な方法です。地方自治法施行例第167条の2第1項に、随意契約によることができる要件が列記されており、随意契約はこれに該当する以外はできません。運用を誤ると、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。町では、平成30年3月に随意契約のガイドラインを策定しております。このガイドラインは、随意契約の公平性、経済性を確保するため、個々の契約ごとの技術の特殊性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することで、安易な随意契約を行うことがないように定めた指針です。随意契約とする場合は、ガイドラインに基づき適正な執行に努めております。契約状況は多様であり、ガイドラインに該当すれば直ちに随意契約するのではなく、契約ごとの内容、性質、目的などを客観的、総合的に検証して、慎重に判断し、今後も適正に執行してまいります。

続いて、地元企業の育成についてですが、建設工事などについては地元企業で施工できると認められる工事などは、極力地元業者から指名選定するなどの対応を行っております。また、小規模事業者として登録のある事業者に対して発注を行うなど、町内経済の活性化を図っております。地元経済の循環、還元を図ることは大切と考えます。今後も可能な限り、地元企業の育成、活用に努めていきたいと考えております。

続いて、(2)の来年度歳入額への影響についてですが、町税のうち法人住民税については、新型コロナウイルスの影響により企業業績の大幅な減益が予想されることから、税収の減収は避けられないものと考えます。また、個人住民税についても個人所得の減収が予想され、歳入面については非常に厳しい状況が予想されます。現在国において来年度の予算編成を行っておりますが、例年1月に国の交付金等の額が提示されます。国からの提示された数値に基づき、適正に歳入予算を見積もっていきたいと考えております。

続いて、(3)のこども懇談会での要望の実現についてですが、平成20年からこども議会として事業を開始し、現在はこども懇談会として、町の将来を担う子供たちの意見を町政に反映させる目的として、毎年8月に継続して実施しております。今年は、新型コロナウイルスの影響によりオンラインによる開催となりました。毎年子供たちから、横瀬町のよいところ、横瀬町はこうしたらもっとよくなることなどについて様々な意見をいただきます。意見として、大きな公園が欲しい、プールが欲しい、駅周辺をにぎやかにしてほしいなど、実現までに調整や時間がかかるものも多いところですが、夜間の道が暗いので、明る

くしてほしいや、道路や川の清掃など、早期に実現可能な意見は関係各課に連絡調整し、速やかに実現できるように進めております。今後も子供たちの貴重な意見が実現できるように進めてまいります。

続いて、(6)の移住促進の施策についてですが、新型コロナウイルスの影響で職場に出勤せず、自宅等で働くテレワークが急速に広がっているところですが、この流れは今後も広がり続けていくことが予想されます。テレワークが急速に普及することで、人々の働き方や暮らし方も変化することが予想され、住みやすく、生活しやすい環境が求められると思われまます。横瀬町の自然環境や暮らしやすさなどの魅力を発信しながら、テレワークを活用したい方へ移住促進を視野に入れた空き家の活用など、移住促進政策を進めていきたいと考えております。

現在空き家対策として、建設課を中心に課を横断して、まち経営課、振興課、税務会計課関係職員とチームを組んで取り組んでおります。先日12月3日も会議を開催し、今後建設課を空き家の総合窓口として空き家の相談等を一括で受け、関係各課と連絡調整する体制を整えました。空き家対策を進めながら、空き家の活用を移住促進につなげていければと考えております。

以上でございます。

○阿左美健司副議長 建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 引き続き、私からは要旨明細(3)、通学路危険箇所の解消について答弁させていただきます。

現在通学路安全対策としましては、主に歩道整備、また迅速に対応できるグリーンベルトを設置し、安全確保を図っております。今年度の実施状況としましては、12区、13区地内の町道5号線で歩道整備に伴う改築工事を行っております。また、グリーンベルト設置工事としましては町道4号線、国道から宇根方面に向かって144メートルの間、また町道9号線、これは町民グラウンド付近の567メートルを行いました。また、今後15区地内の町道6号線におきましては、今年度実施する予定であります。

次に、また来年度の予定であります、引き続き町道5号線の改築工事、町道4号線、主に7区になると思っております、グリーンベルトの設置、町道6号線、ここも15区になりますけれども、グリーンベルトを予定しております。また、新たに町道9号線、これは旧給食センター付近になります、歩道の整備を今予定しております。

以上であります。

○阿左美健司副議長 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 続きまして、要旨明細4について答弁させていただきます。

子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査結果を踏まえ、基本目標1、基本施策3で、子供たちが安心して遊べる場、集える場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体験できる機会を充実しますとし、具体的な取組として児童館の充実、ニーズに対応した居場所の検討など4点挙げております。児童館につきましては、コロナ禍であり、思うように事業実施できない部分もありますが、感染状況等を確認しながら、子供の遊び場、居場所の確保、保護者のほっとできる場の提供に努めてまいります。

ニーズに対応した居場所の検討では、コミュニティー広場など既存の広場を含め、親子で気軽に出かけられる場所として、安全、安心な子供の居場所について検討しますとなっております。以前公園について、大野議員、若林議員から一般質問をいただいております。若林議員の質問には、児童向け公園は児童館と同様に、親と子の居場所として有効であると思っておりますが、場所、財政面等大きな課題もあるので、今後も子育て世代のニーズ等を把握していきたいと答弁させていただきました。多くの方に利用していただける居場所づくりについて、引き続き検討していきたいと思っております。

次に、妊産婦への支援ですが、コロナ禍における施策としては、妊婦特別給付金事業を3月31日まで行っております。この事業は、地方創生臨時交付金を活用しての事業であるため、来年度の実施については現在検討中です。妊娠届出数についての厚生労働省の調査では、4月から7月は前年同時期に比べ8.7%減少しており、新型コロナウイルス感染症との関連については、少子化により届出数が減少する中で、今回の結果が新型コロナウイルス感染症の直接的な影響とは判断できないとの見方を示しており、実態把握に向けて今後も継続的に集計していく予定のようです。町では、妊娠、出産に伴う助成事業、相談事業など数多く実施していますが、内容の充実に努め、安心して出産、子育てができる環境を整えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○阿左美健司副議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 (5)につきますして、私のほうからご答弁申し上げます。

ご指摘のとおりだと思います。私たち役場も、町民の方がどこに相談していいのか分からない事態となってしまうということがあり得るのだと、様々な場面であり得るのだということは認識しております。ですので、役場に来ていただいた方については、直接の担当分野以外のご事情があれば連携して担当課がご相談をお受けできるように、実態として一括窓口として機能できるように心がけているところでございます。コロナ関係のご相談窓口のご案内については、5月に広報と一緒に全戸配布し、必要に応じホームページやSNS、窓口等で周知をし、ご案内をし、必要とされる支援をできる限り実施してまいりました。社協との連携も行い、また事業関連でも特設の窓口、あるいは丁寧な対応に対してご評価もいただいたというふうに感じております。

一方で、役場に連絡をしてきていただいたり、来ていただける方についてはしっかりと取り組んでいるつもりではございますけれども、まだすべきことはないか、できることはないかというのは、春の感染拡大期以降も常に考えているところでございます。おっしゃるように、広報、周知がとても大切であり、そしてまだまだ工夫の余地、必要があると感じております。また、役場だけで全てを把握し切れないということもあるかなと思います。先ほど申し上げましたように、役場としてはできる限りのことをやれる体制、気持ちを持って体制を取っております。職員の皆さん持っておりますので、情報の把握については町民の皆様とのコミュニケーションということも大切なのかなというふうに感じております。第3波と言われる今、いま一度皆様にご相談いただける役場として何をすればいいのかというのは常に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 振興課長。

〔大畑忠雄振興課長登壇〕

○大畑忠雄振興課長 それでは、質問事項1、要旨明細（7）について答弁をさせていただきます。

武甲山登山口への常設トイレの整備要望の件につきましては、これまで大野議員をはじめ多くの議員の皆様から議会の場でご質問やご要望をいただき、さらには平成30年2月に4,585名もの方々の署名が添えられた要望書を登山愛好団体の代表の方から提出をお受けいたしました。これらのことを町は町としてしっかり受け止め、何度となく協議、検討を重ねてまいりました。このような中、昨年の台風19号によりまして、武甲山登山道やその周辺の町道が被災し、その復旧作業を優先して進めていたため、今回のトイレ整備に向けたスケジュールへの影響が懸念されましたが、今年度、令和2年度に予備設計等に着手することができました。

現在の進捗状況でございますけれども、既に業務委託契約は締結し、污水处理施設の規格や調査等を踏まえた予備設計を行っていただいているところでございます。契約の末日が来年1月29日となっております。現在受託業者と入念に打合せ等を行って進めているところでございます。この委託業務とは別に、トイレの整備費に係る財源確保に向けて、国や県等の補助制度や寄附金、クラウドファンディング等の活用などについて調査等を進めているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度の業務委託の成果品を基に、登山者の皆様が快適に利用できて、そして自然環境に配慮したトイレとする仕様をつくり上げ、実施設計を業務委託し、と同時に財源をどのような方法で確保していくのかを決定してまいりたいというふうに考えております。その上でトイレの整備につきましては、財源確保のめどが立った段階で進めていければというふうに考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

最後の武甲山トイレなのですが、財源が確保できればということで、まだ確定ではないということなのですが、ぜひ進めていただきたいと思っております。

質問のほうなのですが、まず1番のほうの質問なのですが、ガイドラインができて、よくやっただいていてということありがとうございます。それから、地元業者を育成していただくという考え方を持っているということも感謝しております。私もチャレンジという言葉は何回も聞きました。横瀬町が本当にチャレンジする町であるということは応援したいと思っております。しかし、スピード感を持ってという言葉はよく聞いているのですが、今回のいろいろな話の中でも、今までの説明ですと、随意契約とかの関係の説明ですと、スピード感という言葉は聞くのですが、私は執行部が目指すのはスピード感のある例えば専決ではなくて、今まで専決もありましたけれども、スピード感のある専決をするのではなくて、スピード感のある行政執行、臨時議会を開くということです。行政執行であって、契約変更する必要のない業務の在り方だと思っております。法律や条例に沿った事務が求められている自治体と民間は違うと私は思っているのですが、ですから今までのこの数年を見ていると、ちょっとスピード感なのでということでおっしゃいましたけれども、自治体と民間は違うので、自治体の中でチャレ

ンジしていただきたいなと私は思っているのですけれども、古いのかなと思いますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、また施策の話の中で、役場の職員というのはすごく大きなお金を動かしています。そうしますと、やっぱり慣れが出てきます。町のお金は住民のものであるという意識を失いがちなのです。1,000万円、2,000万円と、本当に簡単に考えているような気がします。そんな感じで私は役場職員でもいましたけれども、職員には1度は税務課で徴収事務を経験して、町のお金の在り方を肝に銘じることが必要なのではないかな、地方公務員としてと思っていますけれども、町長は職員にこの税金であるお金の使い方の1円、1円の大切さという意識づけをどのようにされているのか、お聞きいたします。

今度農産物加工場の入札とかになると思うのですが、これについては随意契約でなくて、きちんと普通の契約、一般競争入札、指名競争入札になるのかどうかを聞いておきます。

2番については、本当に減収になるので大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それから、3番ですけれども、通学路の危険箇所等の解消でグリーンベルト等を整備していただいて、大変ありがとうございます。

それで、4番の高い住民ニーズの施策で、安心できる公園なのですけれども、平日は各施設に行って、子育て世代の方も安心していただいている。使って、すごく評判がいいのですけれども、例えば土、日に1日遊べる場所ということになると、横瀬町では秩父のキッズパークとか交通公園とかに出かけます。これは私も何年も、だから土、日の公園と平日の公園利用についてがちょっと解釈が違ったのかなと今改めて思ったのですけれども、土、日も1日安心して遊べる場所という公園を私は考えていたので、そこら辺で何度も繰り返し質問しているのですけれども、今までの答弁の中で町長は秩父のキッズパークだとか交通公園とか、例えば飯能のすばらしい公園があるのですけれども、トーベ・ヤンソンのあけぼの子どもの森公園とかあるのですけれども、そういうところに子供が1日遊べる公園というものを目的として視察とかに行って、検証されたことがあるのか、お聞きしたいと思います。

それで、5番のほうですけれども、本当によくしていただいていると感謝しています。副町長も先ほど浅見議員の答弁に、まず気づくことが大切とおっしゃっていました。まず気づくことが大切で、本当にそれは大切なことだと思っています。職員が寄り添うという気持ちを職員全員が持つという職場を私は本当に期待しています。しかし、なかなか常に考えていきたい、常に考えていだけだと実行ができないので、例えば不登校の子の卒業後の現状やひきこもりなどがあったら、この社会の中で包含できる場所づくりを、この小さい町だからこそ私はできると思っているのです。町長には、本当に光が当たりにくい、そういうところに目を向けていただきたいと思っているので、常に考えていきたいということなのですが、何か具体的に考えていることがあったら教えていただきたいと思っています。

次、6番なのですが、テレワークなどで空き家の促進ということをおっしゃいました。今テレビとか見ていると、空き家バンクの利用というのはいいと思うのですけれども、今サテライトオフィスだとか、山の賃貸、山地の賃貸までしてキャンプをするみたいな番組もありますので、そこら辺の取組とかいうのがちょっとあったら教えていただきたいと思っています。

あと、専門官の派遣というのをちょっと今後億の単位の工事をするわけなのですけれども、そこには県の職員に来ていただいて対応していただくということも大切だと思うのですが、そこら辺についてはどう

でしょうか。

以上よろしく願いいたします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、大野議員のご質問に私のほうから順次お答えしたいと思います。

まずは、自治体と民間は違うという点に関して、それは当然そうだというふうに思っています。これは誤解なきようになるのですが、スピード感は大事です。スピード感は、この町にとってとても大事なことなのですけれども、それはあくまでも法的な要件を満たすであるとか、取るべき手順を取った上であるとか、自治体運営の中でということでもあります。ですので、ご質問の趣旨に沿って答えますと、自治体と民間は違うと思うか、違います。その自治体の中で、法令遵守や、人でいくと公務員がやるべきことをやった上でのスピードというふうにご理解いただければというふうに思います。

それと、1円、1円の意識づけがどうかなのですが、これなかなか難しいのですけれども、横瀬町の職員がどうかということで行くと、そんなにたくさんほかのケースをつぶさに見ているわけではないのですが、意識は比較的高いと思います。それは、横瀬町は行財政改革というのを経てきている点が大きくて、私がまずこの組織に入ったときに最初に無駄を省きたいと思ってきているわけです。来ているのですけれども、既にスリムにはなっていたかなというふうに思います。少なくとも町の職員で、お金を大切にせずに、人のお金だからいいやというような感じはないというふうに理解をしています。非常に大事なことです。これは、税金を使っていくというのはそういう宿命にあるということだと思っていますので、1円、1円無駄にしないという意識づけはしっかりしていきたいというふうに思います。

それと、公園の視察行ったことがあるか、仕事として行ったことがあるかは、あります。長瀬の新しい公園ができたときに、子育て支援課の職員と長瀬の視察をしました。それから、み～な公園と秩父の公園もそのときに見ています。

それと、光が当たりにくいに関してどうかなのですが、これはカラフルタウンの大事な命題です。カラフルタウンは、誰一人取り残さないというSDGsの精神に沿って目指していくものでありまして、光が当たらないところは当たらないままにしておかないということを全方位的にやっていきたいと思っています。誰一人取り残さないところはしっかりやっていきたいというふうに思います。

それと、県のところの専門職の派遣は、今のところは考えていません。それは、情報のやり取りはしっかりできていると思いますし、今の陣立てというのかな、の中で消化はできているのかなというふうに思っています。今のところは想定しません。しかし、将来的に必要ということであれば来ていただくということもあるかもしれませんし、逆にこの分野は役場で割と人材の層が薄い分野というふうに認識をしていますので、例えば研修に行ってもらおうとかということは、どこかの時点では想定も必要かなというふうには考えています。

取りあえず以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

お金の在り方が職員にないというふうに言っているのではなくて、私は町長は職員にどういうふうを意識づけをするように行動しているのかなということをお聞きしたのですが、結構です。

そして、専門官の派遣なのですけれども、すぐ考えていないということで、今後ということと言われましてけれども、横瀬小学校の建設はもう来年度から始まるので、考えてみますと。今は考えていません。でも、まだ考えることがあるかもしれませんというのは、私は小学校の建設について対応していただいたらどうですかということを行ったので、ちょっとそこも違ったかなと思いましたがけれども、私の気持ちとしてはそういう小学校の建設についてお願いしたらどうですかという質問でした。お願いでした。それは、答弁はいいのですけれども、このコロナ禍の中で、今まで従来の事業の見直しとか、例えば前にも言ったのですけれども、平成元年に始まった海外派遣の事業なども、今この令和時代のニーズはどうなのかというものを改めていろいろと考えていただいて、町民の税金であることを真摯に捉えて、住民のニーズに沿った予算編成を期待して、この質問はおしまいになります。

では、次の質問でお願いします。

○阿左美健司副議長 よろしいですか。

では、以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、狹隘町道の拡幅についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 それでは、質問事項2、要旨明細1について答弁いたします。

狹隘道路の解消は、生活環境の向上や防災上の観点からも重要な役割を果たすものと認識はしております。しかしながら、狹隘道路の解消に向けた様々な要望に応えるには、その敷地の状況であったり、建物の立地状況であったり、かなりその場所、場所によって困難な地域もあると考えております。議員さん言われるように、現在実施している、またこれから引き続き実施していく地籍調査の中において境界確認業務がありますので、そういったときにそのような地域の接道状況や現状の建物の立地状況等を把握しまして、今後の狹隘道路の解消に向けた一つの役立てにしていければと考えております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

この地籍調査はせっかく大きなお金をかけてやりますので、実施するにはそれを応用して、よいまちづくりをしていただきたいと思っています。すぐ、すぐではなくて、長い時間がかかるとは思いますが、建設課長さんにはよろしく願いいたします。

それで、1つ質問なのですけれども、町内の既存の家屋を壊したときとか、または新築するとき、後退用地の取得を町ですることがあると思うのです。その後退用地の取得を行ったときに、すぐ町で道路敷の対応をしていただければ、住民も景観も、ここが道路になって、後退用地になったのだなというふうに分かるし、それと住民も利便性が分かります。ですから、すぐに舗装をして、すぐというか、ある工事が

あったら、その舗装工事があったら、それと併せてするみたいな形で考えていただければ、この制度の啓発にもなって、ではうちも出そうかなみたいになると思うのですけれども、そこら辺の取扱いは建設課のほうではどのようにしているのか、教えてください。

○阿左美健司副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔加藤 勉建設課長登壇〕

○加藤 勉建設課長 ただいまの再質問について答弁いたします。

現在後退用地の整備要綱に基づく用地買収は、後退された方の申請に基づいて用地買収を行っております。また、舗装に関してですが、後退を発生することになった前面道路がもし舗装であれば、現状舗装は極力早くやっております。今後もそんなような対応を取っていきたいと思います。また、場所、場所によって大分状況も違うと思いますので、基本的には前面道路が既に舗装してあれば、その広がった分は当然水がたまったりしてしまうので、舗装するようにしております。

以上です。

○阿左美健司副議長 再々質問はございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

再質問という形ではないのですけれども、町長にお願いなのですけれども、歴史をちょっと見ますと、昔藩主、お殿様がその藩に行ったときに一番先にするのはまちづくりなのです。例えば江戸時代とか、利根川の流れすら変えたり、水道も100メートル行って、1センチとか2センチとかという勾配で造ったという、その手掘りの時代にそういうまちづくりをしています。ですから、どうしてこの現代に迅速にそういうまちづくりができないのかなということを私は疑問に思っているのですけれども、町長の掲げる持続可能なまちづくりのためには、町を住みやすくすることというのはハードな事業ですけれども、それもととても大切だと思っているのですけれども、建設課の進み方についても、本当に町長としてまちづくりをするためにどんどん進めろみたいなお気持ちがあってほしいなと私は思うのですが、そこら辺どうでしょうか、1点お願いします。

○阿左美健司副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、答弁します。

これなかなか回答難しいのですけれども、しっかりした生活基盤を整えるというのは非常に大事です。これはもうどんどんやっていきたいです。一方で、優先順位とか取捨選択は結構必要かなと思っていて、まずは安全に係るところ、安全が確保されないところをまず安全なようにしていくとかというところが優先順位は高いかなというふうに思います。あとは、町のさっき言ったお金を無駄にしないというところも絡むでしょうし、そういったところのバランスを取りながら進めていきたいと思っています。気持ちとしては、ご質問に答える形でいくと、気持ちとしてはどんどんやっていきたいというふうに思います。

○阿左美健司副議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎延会の宣告

○阿左美健司副議長　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○阿左美健司副議長　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後　４時１５分

令和2年第6回横瀬町議会定例会 第4日

令和2年12月14日（月曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、一般質問

1 番 向 井 芳 文 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

1、議案第51号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（11名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
12番	若林清平	議員			

欠席議員（1名）

11番 小泉初男 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
設樂政夫	教育長	守屋敦夫	総務課長
小泉照雄	まち経営課長	新井幸雄	税務会計課長兼計者
大場玲子	いきいき町民課長	平沼朋子	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	大畑忠雄	振興課長
加藤勉	建設課長	大野洋	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉智 事務局長 平匡史 書記

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○内藤純夫議長 皆さん、おはようございます。

本日は、小泉初男議員から遅刻する旨の通告がございました。

ただいま11名の出席でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○内藤純夫議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎一般質問

○内藤純夫議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、おはようございます。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

質問は、大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。1つ目の質問は、横瀬小学校並びに横瀬中学校のコミュニティスクールについてです。本年4月より、当町の学校におきましてコミュニティスクール制度が導入されました。ただ、コロナ禍等の影響もあり、予定どおりの進行ができていないとは存じますが、小学校、中学校それぞれの現在の状況をお聞かせください。

また、開始してまだ8か月ほどしか経過しておりませんが、現在の時点での課題と今後の展望をお聞かせください。

次に、2つ目の質問ですが、23区担当窓口についてです。なお、この質問は、これまで6回させていただいており、今回は7回目でございます。町長の公約として掲げられ、開始されました23区担当窓口制度ですが、現在の状況をお聞かせください。

また、現時点での課題と今後の展望をお聞かせください。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 質問1、横瀬小学校並びに横瀬中学校のコミュニティスクールについてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 質問事項1、要旨明細、(1)、(2)について答弁させていただきます。

初めに、横瀬町の学校運営協議会については、学校が地域と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育むための仕組みを目的として、令和元年11月教育委員会において横瀬町学校運営協議会規則を定め、令和2年4月1日の施行となりました。10人以内の委員をもって組織すること。委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないこと。会長及び副会長を互選で定めることなど、これまでの学校評議委員会とは異なる組織であるとともに、当該校長は毎年度基本方針を策定し、協議会の承認を得るものとする。その内容としては、学校経営計画に関する事項、教育課程の編成に関する事項等を学校運営に関する基本的な方針の承認を得ることなど、大きく異なる点が定められています。小学校の学校運営協議会は、4月当初からの臨時休業が終わり、学校再開後、おおむね学校生活が順調に進むようになりました。7月20日に行われました。小学校の学校運営協議会委員は、校長を含めて8名です。会長、副会長が互選によって定められました。初めての学校運営協議会であり、教育委員会で作成したコミュニティスクール（学校運営協議会制度）について取りまとめた資料と学校運営協議会規則を確認いただきました。学校経営方針については校長が説明し、協議をして承認をいただきました。

委員の皆さんからは、小中学生は登下校の際、地域の方によくあいさつをしてくれる。このよさを学校、保護者、地域でこれからも大切に育てていきたい。校長の運営方針の中で、授業を大切にするとある。先生方が授業準備に時間を費やして頑張っているのなら、それ以外の業務の支援を町でボランティアとして支援していければよい。ゲームについて、家庭でしっかりとルールを決めること。親が、子供がどんなことをしているのか、常に知っていることが大切。親同士もきちんと情報を共有し、親のネットワークで子供たちを守っていくことが必要といった、当事者が集まって互いの立場や果たすべき役割の理解を深めること、互いの役割を果たすような意見が出されたというふう聞いております。

第2回目は、11月4日に実施されました。初めに、学校給食を試食いただき、栄養教諭から説明を受けながら、学校給食の目標や、学校給食を通して子供たちが学ぶことについての共通理解をいただきました。また、授業の様子を参観いただき、校長からの説明を受けながら、学校運営等に関する評価をいただきました。授業の様子からは、学校内のあいさつがよくできている。廊下での児童が印象的。体育館で先生が見ていないところでも自分の課題に一生懸命取り組んでいた。ふわふわ言葉の掲示板が温かい気持ちになったなどのよさとともに、高学年になるにつれて姿勢、例えば足を組んでいるとか、上履きを脱いでいるなどが気になった。なかなか自分の意見がはっきり言えないこともあるなどのご意見をいただきました。また、いただいた評価としては、人の話を聞ける、元気よく外遊びができるなどは、委員の皆さんが高評価でしたが、最も低い評価だったのは、分からないことを質問できるというような項目だったようです。

次に、横瀬中学校の学校運営協議会は、第1回目は7月の3日に行われました。横瀬中学校の評議員の委員さんは、校長を含めて6名、会長、副会長が互選によって定められました。また、小学校同様、教育委員会で作成しましたコミュニティスクール（学校運営協議会制度）について取りまとめた資料や学校運営協議会規則、さらに学校独自で作成した資料を確認していただきました。学校運営方針については校長が説明し、協議をして承認をいただきました。

委員さんからは、不登校生徒について質問が出され、小学校でもその傾向があった。家庭での押し出す力が弱くなったとの、さらに中3の不登校生徒のその後の生活についても、高校に進学しても中退してひきこもりになったりする心配がある。行政とも連携して、学校に登校できるようにしていきたいなどの意

見が出されました。また、特別支援学級の生徒の進路についてもご意見をいただいたところであります。また、中学校では、第1回目に給食の試食を行い、学校給食の目標や学校給食を通して子供たちが学ぶことについての共通理解を図りました。

第2回目は、11月4日に実施されました。授業の様子を参観いただく中で、どの学級も和気あいあいと雰囲気を感じられたといった感想をいただきました。その後議事として、教職員が行った第1回の学校評価についてのご意見をいただきました。評価の中で最も低かった項目が、心から誇れる横中部活動の実践であり、部活動に関するご意見もいただきました。バス代が高くなった上で、こうしたまたコロナ禍の中での部活動の費用、これをどう捻出するのか、その難しさについてもご意見をいただいたところでございます。

(1)、(2)については以上でございます。

次に、質問事項1、要旨明細(3)について答弁させていただきます。初めに、課題についてです。課題の1つ目は熟議ということです。このことについては、昨年6月の議会でも向井議員様からその重要性についてご指摘をいただきました。熟議とは、当事者が熟慮と議論を積み重ねながら、共通理解、課題解決をしていくこと。このことについては、先ほど申し上げた本年度第1回目の委員会において教育委員会の資料に述べています。資料では、それを具体的にとしまして、①として多くの当事者、学校、保護者、地域の皆様が集まり、課題について学習、熟慮し、議論することにより、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、解決策が洗練され、それぞれの方が納得して自分の役割を果たしていけるようになるという話合いのプロセスとしています。小中学校ともそれぞれ2回ずつの会議を行い、学校や家庭での生活の中での課題となることについて、それぞれの役割を具体的に記載いただく意見もいただきました。しかし、先ほど申し上げた5つの点からの議論を熟議というふうにした場合に、これを達成するためにはある程度の長い期間が必要というふうに考えています。そのために町の規則では、任期を2年間とすること、再任を妨げないようにすることなど、これまでの学校評議委員会が1年間の任期であったこととは異なる制度として、長い期間をもって課題を焦点化し、どう取り組んでいけばいいのかを話し合ってくださいようにしてまいりたいというふうに思っています。

また、学校と地域住民が、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかといった目標や共通認識を持つことで、その上で話合いに加わる一人一人の委員の皆様が、人の話をよく聞くこと、人の意見を否定したり、批判しないようにすることなど、互いに尊重し合う話合いにさせていただきよう願っていききたいというふうに考えております。

2つ目は、社会に開かれた教育課程の実現ということです。考えられる具体例としては、小学校では今検討していただいていますけれども、仮に新しい校舎の建築が済んだ場合、その施設を生かした教育活動はどうあるべきなのか。そのために地域の人、物的資源をどう活用できるのかといったようなこと、また中学校では部活動指導等外部人材の活用はどうあるべきなのかといったことなど、それぞれの課題に応じて、地域の人的、物的資源を活用して、学校、家庭、地域が互いに納得して、それぞれの役割を果たして実践していくことなどというふうに考えております。

次に、展望についてです。まずは、学校応援団との関係であります。横瀬町の学校応援団組織は、町独自の学校応援団実行委員会と学校応援団コーディネーター連絡協議会という組織を中核として行っていま

す。今後学校運営協議会との連携を図り、双方で協力し合って、効果的に地域学校協働活動を実現していくための学校応援団組織の見直しをしてまいりたいというふうに考えています。

2つ目は、小中での学校運営協議会に向けての研究であります。学校運営協議会は、中学校区を単位として推進することにより、地域住民や保護者と学校が義務教育9年間を見通した教育の推進につながる、よい取組であるといった見方もあります。幸い横瀬町は、小学校と中学校の学区が一致しており、それを推進することも可能な地域です。まずは、今の学校運営協議会制度の定着を進め、そしてその後先進的に中学校区で学校運営協議会を実施している地域の進め方などを参考に、必要があれば小中一体の学校運営協議会の研究をしていくことも大切かというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

4つほどちょっと再質問をさせていただきたいのですが、まず1つは先ほど出てきております、この一番のテーマであります熟議に関してなのですが、実際コミュニティスクールだよりを見ると、もうすごく議論されていて、先ほどのご答弁でもそうだったのですが、すばらしい議論がされております。この中で確かに熟議をしっかりと成り立たせていくためには時間が必要という中で、もう一つ必要だなというのが、やっぱりそこをどう取り仕切るか、ファシリテーションです。ファシリテーションがどうにされているかということがすごく重要なこと。やはり意見をどう引き出されるかということが、それが積み重なって、期間とともに相乗効果でより深まっていくものだと思います。これだけの内容が出ておりますので、しっかりした熟議がされているということは、しっかりしたファシリテーションがされていることなのだと思いますが、この辺りのファシリテーション、ファシリテーター役というのは誰が行っていて、そこにはどのような重きを置いているか。ファシリテーションをしていくことについての事前のこのようにしていきましょうみたいなやり取りがされた上で始まっているかどうかということがまず1点目でございます。

2点目が、先ほど部活動の話がちょうど出ておりました。部活動、本当中学校大変だと思います。費用面に関しましては、今年度バザーができておりませんので、バザーがかなりの収益になっております。実際40万円近いお金が動いて、そこで収益になって、それがバス代になったりとかしている側面もあります。後援会からの費用も含めて、そういうバス代に充てているわけでございますけれども、これに関しましては今後部活動が新学習指導要領でもかなり重要な位置づけになってきていると思いますので、その辺の費用に関しましてはどういう形でか、できる限りバザー等でできればいいのですけれども、できないところはどのような形でフォローしていかなければいけないのかなということは強く思うのですが、ちょうどその部活動という部分も出ておりましたので、前回新人戦の件はいろいろとやり取りさせていただきました。新人戦も含めてなのですが、その会議におきまして新人戦の件、それから修学旅行の件、それから体育祭の件、合唱コンクールの件、この辺りは議題に出たかどうか、出たとしたらどのようなやり取りがされてどのような説明がされた上で、どのようなやり取りがされているかということをお願いいたします。

3点目なのですが、先ほど小中連携のコミュニティスクールということで、これは本当に私も望んで

いることをごさいますて、やはり中学校区で動くというのがすごく大切だなど。これはやはり小学校、中学校と成長していく過程でそこが連携しないと、なかなかうまくいかないのかなということを思いますので、ぜひこの応援団との連携も含めまして、なかなか応援団との連携というのも難しいところがありまして、先ほど応援団のほうの組織2つも、なかなかその相互の関係というのが、年の1回の講演会とかのときに少し準備で関わるぐらいで、それ以外になかなか関わられていなかったりするというのが現状なのですが、また学校応援団の皆さんも本当にいろいろ協力していただきまして、お米作りだったりとか、いろんな昔の遊びだったりとか、いろんなことで協力をしていただいております。その中で、もう少しここを連携を深めていただいて、どうしていったらいいのだというのを学校、スクールコミュニティーの小中連携の形をぜひつくっていただいて、そこでしっかりとそれを議論していただく中に、ぜひ学校応援団の皆様も入れられる限りで入れていただいて、皆さんでそういうワークショップみたいなこともやっていただいて、どうしていったらいいのだろうと。住民の皆様自発によるボランティアというのもしっかりと、構築していったきたい中で、この小中連携ということですのですごくいい流れなのですが、ここにできれば教育というのはずっとワンストップでいったほうがいいという中で、幼稚園だったりとか保育所も含め、その辺りも含めて、中心の組織は小中連携の制度的にコミュニティースクールになるのだと思うのですが、もしこの先そういう連携ができたとして。ただ、そこにその要素、その意見もぜひ取り入れていただきたいなど。幼稚園、保育所、本当に幼児の幼児教育から含めて、横瀬は胎児教育もしていますので、そこからもずっと教育でございまして、その辺の連携というのを今後どのように考えていただけるかというのが3点目でございます。

もう一つ、コミュニティースクール推進員というのがございまして。これは大抵推進員に関しましては、立ち上げるまでにある程度のアドバイスをいただくというのが一つの役割なのだと思うのですが、ただ立ち上げた上で運営等のアドバイスとかというのもいただける制度だと確認しております。この辺りの活用というのはどのように今後考えていかれるかという、この4点をお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまの再質問に対する答弁をさせていただきます。

まず1つ目は、熟議についてのファシリテーションをどのように行っていくのかというふうなことだというふうに思います。いわゆるファシリテーション、段取り的な部分と、もう一つは内的プロセス的な部分があるというふうに伺っております。段取り的な部分はどのようなふうに進めていくかというような部分であると思いますし、内的なプロセスというのは先ほどちょっと触れましたが、一人一人の意見を尊重するとか否定しないとか、そういった部分にも入ってくるのかなと思っております。それをどのようなふうに進めていくのかということなのですが、うまくはちょっと言えないのですが、実際に話を進めていただいているのはやはり委員長さんになるのかなあというふうには思います。ですので、この辺はやはり学校長が委員の一人でもありますので、この学校長と委員長さんが中心となって進めていただくようお願いしていくということしかないかなというふうに思っているところでございまして。その中で、皆さんの意見をどのようなふうに取り上げ、そしてその中から焦点化が図れていけるかというふうなことになっていく

のではないかなというふうに考えております。ただ、委員長さんに全てもちろんお任せということではないので、皆さんで出し合っただけのような雰囲気をつくっていくということが一番大事なのではないかなと思っています。

2つ目の関係で、部活動の関係の中で新人戦、合唱コンクール、あるいは体育祭、それから体育大会等々についてのご意見が、いわゆる評議委員会2回の中でどのように行われたかというふうなお話かと思えますけれども、いただいたご意見としては、2回目のときに新人戦については特に触れられていないのですけれども、こうしたコロナ禍の中で来年度の総合体育大会等については、感染対策といったものを十分にやった上で、ぜひ実施できるといいですねと、そういうご意見はいただいているというふうに聞いておるところでございます。

3つ目の応援団の連携、それから幼稚園、保育所の意見というふうなことですけれども、応援団のほうにつきましては、これはちょっと教育委員会の中でももう少し話し合いをしまして、この部分と学校運営協議会の部分の連携、委員さんに入っていただくというようなことになるのだと思うのですが、その辺は研究をして進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、幼稚園、保育所の方の意見、これらについてはこの同じ組織の中でやっていくということでもいいのかどうか、ちょっとここは難しさがあるかなというふうに今のところ思っています。そういうことを含めて、現在の段階では幼稚園の方との連携については、幼児教育研修会という組織を特に小学校との関係を強くして、年に3回実施するようにしています。ただし、今年についてはこのコロナ禍の中でまだできていなくて、1回は何とかできるかなということで計画をしていければいいかなと今考えているところでございます。この辺の連携を強めていくことで、いただいたご意見等を生かしていくようにしていくというふうなことが現実的なのかなというふうに考えておるところでございます。

それから、4つ目のコミュニティスクール推進委員会運営後の活動というふうな、実施した後の連結連携とかその活用というふうなことだと思いますけれども、これについては、今後これから検討していきたいというふうに思います。そうした中で、一つは委員さん、運営協議会の委員さんにも、例えば県でやっている研修会等にご案内することは可能だというふうに思っております。そういったことをご案内する機会をつくってまいりたいというふうには思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。それでは、3点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

まず、その熟議のファシリテーションというところなのですが、結果すばらしい議論になっておりますので、安心な部分もある一方で、このファシリテーションはすごく捉え方が難しく、意識をすればある程度できるという部分もあるのですが、ある程度その人の本当に今までの積み重ねによって成り立っているの、人によって全然変わってくる部分もございます。間合いの取り方とか、そういうものもあります。ただ一方で、ある程度な統一化を図るための研修というものもございまして、横瀬町におかれましては研修会をしていただいております。最初は職員向けということで始まっていると思うのですが、PTAの役

員だったりとか、委員長になられる方としては地域の代表の方だったりとか、校長先生だったりとかという方々がいると思うのですが、ぜひ今後人ががらっと替わってしまってもよくないので、ある程度のノウハウ的なものというものであれば共有というか、検証していただきたいなと思います。そういった意味においては、役場でさせていただいているファシリテーションの研修に、ぜひそういったもう少し広くした範囲の方々にもぜひお声がけをいただいて、それが地域だったりとか、ちょっと話が脱線してしまっていますが、地域だったり、別の会議等の活発化、熟議にもつながっていきますので、ぜひそれをお願いしたいところなのですが、そちらはいかがでしょうかというのがまず1点と。

次に、先ほど新人戦の件ということで、これ実際は中学校のほうの事情的に、合唱コンクールが中心になった経緯に関しましては恐らくいろんな事情があるのだと思います。実際修学旅行が当初やる予定だったところから遅れて、大体10月近辺になるのではないかという話になったときに、修学旅行等があるから、なかなか練習の問題もあって、合唱コンクールが開催するのは難しいのではないかなんていう状況もあったようなことを確認しておりますので、これはやむを得ない部分でもあるのかなと思います。合唱コンクールに関しましては私の確認しているところでは、秩父郡市、長瀨以外、秩父市内の学校、ほとんどの学校で開催されているということなのです。長瀨に関しましては、体育祭もなかったと確認しております。なので、体育祭も含め、全てコロナ対策だったということ。でも、ある意味一貫しているかなと。捉え方によっては、体育祭をやって、合唱コンクールはやらなかったということに、合唱コンクールはタイミング的な問題もありますけれども、どちらかをやってあげようという思いもあったのかもしれないです。そういう意味においては、それはそれで片方でできてよかったかなという捉え方はできるのですが、実際に聞いているお話として、体育が得意な子もいれば、もちろん体育祭の中でも体育が得意な子がいて、応援が得意な子がいて、盛り上げるのが得意な子がいて、運動会が成り立つのだよという話はあるけれども、文化的なこと、例えば具体的にはピアノの伴奏をしたかったのだけれどもという子が実際にいました。また、歌いたかったのだけれどもという子もいました。文化部関係も、これ新人戦の件がすごく動きがあったので、目立ちましたけれども、実際吹奏楽コンクールとか、その辺も全部中止になったわけです。なので、文化的なことを得意としてきた子は、自分の発表の場がないなんていう声も聞いております。そういったことも踏まえまして、新人戦の件、修学旅行の件、体育祭の件、合唱コンクールの件、すごく判断が難しいところなのですが、その辺りも踏まえまして、一つ一つをしっかりとそこに関わる子供たちがどのような思いでやっているかということの一つ一つを考えていただいた上で、それもしっかりとこのコミュニティースクールの中でもぜひ共有していただいて、いろんな意見をもらおうと進めにくくなる部分もあるかと思いますが、よりよい形でできることにつながると思いますので、その辺りをお願いしていきたいということが2点目です。

そして、先ほど小中連携のコミュニティースクールに幼稚園、保育所というお話をさせていただいたのですが、私の、すみません、説明不足で、どちらかという小中連携のものに保育所、幼稚園の意見を取り入れるというよりは、取り入れつつ、小中での課題を出していく中で、これはもっと小さい頃から取り組まなければいけないことだなという課題が確実に出てくると思います。そういったときに、そこに参加していただいていることで、幼稚園のときにこういうことをやっておいたほうがいいね、もっと小さいときにこういうことをやっておいたほうがいいねということも、別に今の小中を否定するわけではなくて、

今後のよりよい形に持っていく上での前向きな議論として、そういう方向性も必要かなと思いますので、そのような形で申し上げました。その辺りどう思われますか、その3点お願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、ただいまいただきました再々質問についてのご答弁をさせていただきます。

まず1つ目は、ファシリテーション、その意識も大事だけれども、その研修というふうなことかというふうに思います。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、委員の方に対して研修を積んでいただくということがやっぱり必要なことだというふうに思います。ですので、県の研修等については進めていきたいというふうに思います。さらにその町の研修をどう進めていくか、ちょっとここはまだ実は今年、その計画をしていませんので、これはどう進められるかは、教育委員会の中でもこれはまた話し合う機会はずくなくはかなというふうに思いますが、ちょっと今のところはそこまでしか回答ができないところでございます。

それから、2つ目の様々な中学校での行事等についての考えでございますが、まず一つは学校の中の行事につきましては、もちろん教育委員会も相談を受ければ、その相談には乗っていくという立場でございます。が、基本的には、その実施の可否も含めて学校でこれは決めていく活動だというふうに思っています。ですので、一つ一つの活動、そこに関わるもちろん子供たちのことを考え、ただしこうしたコロナ禍の中で、先ほどの合唱コンクール、やはり一番心配なのは飛沫なのでしょうか。そういったことを含めて、それができるのかどうか、これはやはり学校でまず十分検討し、そして必要に応じて相談があれば、その相談に乗りながら考えていくというふうな立場で考えておるところでございます。

それから、3つ目の幼稚園、保育園の方々との連携の中で、ちょっと私の取り方が間違っていたようで申し訳なかった点があるかと思っておりますけれども、小中での課題、先ほども触れた例えば不登校児童生徒の問題、こういった中でもなかなか小さいときから、それはもちろん義務教育ではない、幼稚園とか義務教育とかではないわけですが、とはいえそこでの家庭での過ごし方が当然学校にも影響してくる。そうなりますと、そういった方々の意見というのも取り入れる必要があるかと思っております。この辺については、委員の選定をしていくときに考えていただくようなことになるのかというふうなことをこれは検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 答弁漏れはございませんか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、23区担当窓口についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問事項2、要旨明細（1）及び（2）について答弁をさせていただきます。

まず、23区担当窓口制度の現状についてのお尋ねでございますが、担当職員は担当行政区内の情報収集、

区長の要望による会議や行事への参加、行政区との連絡調整及び毎月の広報などの配布を行っております。令和元年度での相談件数はトータルで73件となっております。内容内訳は、祭事、納涼祭等11件、地域清掃2件、会議等17件、相談、要望等43件となっており、相談、要望等43件につきましては全て解決しております。令和2年度4月から9月までの相談件数は、トータルで30件となっております。内容内訳は、会議等3件、相談、要望等27件となっており、相談、要望等27件につきましては全て解決しております。新型コロナウイルス感染症状況下における活動ということから、各区の事業等も縮小され、前年度と比較して9件少なくなっております。

また、昨年10月、23区担当窓口制度について区長にアンケート調査のほうを実施させていただきました。質問は、職員とのコミュニケーションの取り方について、23区担当窓口制度及び職員の活動についての2つで、14人の区長様から回答をいただきました。2つとも、今までどおりでよいとの意見が多数を占めました。一方、区長会等の会議にも出席してほしい。職員の日常業務に支障、負担とならない方法で活動してほしい。担当職員が地区の事業活動に積極的に参加していることで、住民も行政を身近に感じることうかがえる。今後も継続してほしい。災害時の対応担当として活動してほしい。要望、意見を伝えているが、回答が遅い。せめて進捗状況を報告してほしいといったご意見もいただきました。また、今年の3月に1年間の活動を振り返りました。職員からは、担当事務では接する機会のない区長と話し合えることは大きな経験。地区の行事に参加することは貴重な機会なので、呼んでもらえるよう自分で動くことが必要。人とのつながりは大切。よい経験の場となっているといった意見があり、コミュニケーションの大切さを再確認できました。

今後の課題と展望についてでございますが、昨年の9月議会定例会一般質問でも答弁いたしました。この制度は職員の人材育成とともに、町民の求めていること、行政の目が届いていないことなどの情報を収集することが重要です。コロナ禍の活動であり、コミュニケーションの取り方は難しい状況下にあります。アンケート結果や1年間の活動の振り返りを参考として、引き続き区長をはじめとする区民の皆様とのコミュニケーションを高めることで信頼関係を構築し、よりよい制度にしていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。こちらに関しましては、もちろん住民の意見を聞くということを第一に、研修の要素も含めていくと。研修の要素を含めることで、新人の比較的新しい方等が地域と関わることによって、成長することによって、今度は地域の課題を解決する力をつけると。そしてまた、地域の方々とコミュニケーションを日頃から取ることによって、その地域の方がひよいと会ったときにもお願いもできますし、そういったことでつながりがより密になって、線が面になっていくということにおいてははすごく有効なことだと思えます。その一方で、先ほども出ておりましたけれども、若干支障が出てしまうのではないかと、仕事にという心配、負担の心配もでございます。どうしても研修というものは負担も伴うものなので、そのバランスが難しいのですが、実際2016年は12名の新人の方が入庁されました。その後、2017年

が2名ですか、2018年が3名、2019年はゼロでよろしいですか、2020年が6名と、2020年の6名に関しましては6名いらっしゃると思いますが、それでもこの12名のときに比べると少なくなっている。となると、比較的新しい方だけの運営にしていくと、1人が何年もやることになりかねないという中で、負担等の問題もありますし、やればやっただけの力もつくとは言っても、そこはなかなか難しい部分もあるかという中で、今後の配置に関しまして例えば新しい人とベテランの人を配置するとか、そのような形、これは例えばですが、今後の配置に関してどのようにしていかれるかということをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように、この制度は行政事務経験の浅い若手職員等の人材育成を目的とした研修的役割が一つの目的となっております。当町の場合、議員の今の職員の推移の説明もございましたけれども、今後の新規採用職員の予定についても、やはりそこまでの数の採用というのはなかなか困難かなと思ひまして、若干名というふうに思ひます。現状の考え方を引き続き維持していくことはなかなか難しいということは認識をしております。

今後につきましては、一定程度経験を積んだ職員と、こういった職員との融合とかいうようなことを組合せをさせていただいて、その職員が中堅職員と若手職員の気づきみたいなものをお互いに融合して、よりよい制度にしていければなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再々質問ございますか。

それでは、以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

○内藤純夫議長 次に3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

今回は、大きく2つのテーマについて質問いたします。まず1つ目、質問事項1としまして、来年度、令和3年度の予算編成について基本的な考え方などをお聞きします。その中でまず1つ目といたしまして、例年の予算編成のスケジュールについてです。各課それぞれの担当者、また課長などと、あと各課の中での新たな要望の洗い出しや事業の執行などの成果を検証しながら、次年度の予算を例年まとめていると考えますが、各担当者、各課のすり合わせ、また町長、副町長との面談、聞き取りなど、段階が幾つかあると考えますが、それぞれがいつ頃、どのようなスケジュールで行われるのか、お聞きします。

次に、2つ目として、今年度は、コロナ関係のイレギュラーな補正がありました。コロナでできなかつ

た事業や、また新たにプラスになった事業など、いろいろ組替えがあり、大変だったと思います。12月の広報にも出ていましたが、今年度今までの前半の予算の執行状況について教えてください。

次に、3つ目ですが、以上のことを踏まえて、来年度の予算編成をすると推測しますが、今年度、また昨年度とどのようなことが変わっていくのか、町として今の時点でどのように考えるのか、お聞きします。

次に、質問事項2、横瀬町の少子化対策についてお聞きします。その中で1つ目ですが、横瀬町は子育て支援課を新設して、町として少子化対策に取り組んでいる姿勢は理解もでき、評価したいと考えます。手前みそでも構いませんので、今まで行ってきた少子化対策等をお聞かせください。

それで、2つ目ですが、それらを踏まえまして、今後取るべき重点策はどのようなことをしていく考えなのか、こんなことをしたいとか、方針でも構いませんので、お聞かせください。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○内藤純夫議長 質問1、令和3年度予算編成についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 阿左美議員の質問事項1について答弁させていただきます。

まず、(1)の例年の予算編成のスケジュールについてですが、例年11月から予算編成の準備が始まります。11月に総合振興計画の基本構想、基本計画の施策を実行するための計画、いわゆる来年度の実施計画の策定を開始します。現在の第6次総合振興計画での実施計画は、3年間で1つの単位として毎年見直しをする方式となっております。総合振興計画に掲げられた基本目標、主な指標を達成することを意識しながら、各事業の実施計画を策定します。

続いて、12月に予算編成方針を各課に伝えます。予算編成方針には、国の動向と経済状況や本町の財政状況と今後の財政見通しから、予算編成の基本方針を定めてあります。令和3年度の予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入面において厳しい状況が予想されることから、限られた財源を優先化、重点化すべき行政課題に投資し、財政収支のバランスを図りながら、メリハリのある予算編成を目指しております。

予算編成につきましては、あらかじめ一定の予算の枠を設ける枠配分方式を採用しております。今年度につきましては、各課で策定した実施計画のヒアリングを実施した後に、枠配分を決定する予定となっております。各課において、配分された予算枠内で各事業の優先度や重要性を見ながら、1月中に予算入力を行います。その後、予算入力後の2月上旬に予算ヒアリングを実施し、2月中旬に予算案を編成するスケジュールとなっております。

次に、(2)、今年度予算の執行状況についてですが、毎年上半期9月までの予算執行状況につきまして、町民の方に「広報よこぜ」を通じて公表しております。今年度も12月広報に掲載をいたしました。今年度の9月までの執行状況ですが、歳入につきましては本年度は新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金や地方創生臨時交付金などの国庫補助金が大幅に増額となっております。予算現額に対する収入総額の比率は、前年度より6.8%増の54.6%の状況です。歳出につきましては、前年度より5.2%増の43.1%の執行状況です。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染症予防対策や経済対策などの当初予算には想定されない事業を執行することとなりました。一方、当初予算で各課で予定し

ていたイベント等の事業が実施できない状況になり、年度当初の予定を大幅に変更する状況となりました。現在各課において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対応事業について執行を進めている状況でございます。

続いて、(3)、来年度予想される変化についてですが、新型コロナウイルス感染症により、今後社会情勢がどのように変化するか見通しが立たない中で、来年度の予算編成を行う必要がございます。大野議員の一般質問でも答弁いたしました。歳入につきまして町税のうち法人住民税及び個人住民税につきましては、新型コロナウイルスの影響により企業業績の大幅な減益、また個人所得の減収が予想され、歳入面においては非常に厳しい状況が予想されます。現在国において来年度の予算編成を行っており、例年1月に国の交付金等の額が提示されますので、国から提示された数値に基づき適正に歳入予算を見積もっていきたいと考えております。

歳出につきましては、今年度中止となった事業を含め、来年度どのように事業を進めていくか、新型コロナウイルス感染症の収束が見通しが立たない中で非常に難しいところですが、事業の実施方法など内容を検討しながら、各事業の必要性、優先度を精査し、より効率的、効果的に実施できる予算を組む必要があると考えます。財政状況が厳しいことが予想される中で、経費縮減を図りながら、今まで以上に優先化、重点化すべき事業に予算を投下し、予算編成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ご答弁ありがとうございました。

例年、3月議会に上程される予算書は、今のような説明で大体上程される、スケジュールで上程されるということで理解はします。担当者なり、各課長なり、各課の連携もあるのでしょうか。それと、副町長、町長なんかでそれぞれで聞き取りや何か、段階的にあると思いますし、理解はします。今の答弁で、答弁を聞く限りきっちり手続踏んで審査しているというふうには理解はできますが、ここ最近の決算のときの審議、不用額ですとか、それと補正予算のときの計上の審議、質疑なんかを考えますと、そこでそれぞれの段階で、それぞれがきっちりと精査といいますか、ちゃんと話し合いなりをいろいろなものを詰めて予算計上しているのかなという、実際そういう手続で進めているのかもしれないけれども、でき上がってきているもの、予算書なり、そういったものを見ても、ちゃんときちんと精査して予算計上しているというふうにはちょっと受け取りはできなくて、要するに不確定要素が多いまま、かなり予算書に盛り込んでいるのではないかなという印象は受けてしまいますので、不確定要素が多いまま予算計上しているのではないのかと考えますので、その辺の考えをお聞かせください。これが1つ目です。

2つ目なのですが、今課長の中で各段階でヒアリングを行うというふうなことがありましたが、そのヒアリングというのは、誰と誰というのですか、課長と町長がするのだから、課長と各担当者がするのだから、その辺分かりませんが、そういった面でヒアリングというのはどのようなことをどういう、ヒアリングだから聞くだけなのですから、聞くだけと言ってはあれなのですから、ヒアなので、ヒアではなくて、私からするとリッスントウーしないといけないのではないかなというふうに考えるのですが、その辺のヒアリングの手法といいますか、やり方といいますか、その辺例年どんな感じでやっている

のか、お聞かせください。

それと、今の課長の答弁の中で枠配分ということが出たのですけれども、枠配分で今年度予算を計上したというか、編成したと思いますが、枠配分方式にしたことによってよかったことと悪かったことが今年分かったと思うのですけれども、その辺枠配分にしてよかったところ、悪かったところ、もしあれば教えていただければと思います。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔小泉照雄まち経営課長登壇〕

○小泉照雄まち経営課長 再質問に答弁させていただきます。

1つ目と2つ目のヒアリングの関係とか精査の関係で、ちょっと一緒のような答弁になってしまいますけれども、査定の方法ですけれども、まず各担当課長、それから担当、聞くほうとしては町長、副町長、あと財政担当となります。各課より課長担当から新年度の新規事業ですとか廃止事業の説明、それと前年度と比較して増減する事業内容等の説明を聞いた後に、事業の必要性、経費の内容を確認するヒアリングを行っているところです。ヒアリング時におきましては、事業が必要性ですとか妥当性、効率的な事業を行えるかということ聞きながら、本当に来年度必要な予算であるかどうかということヒアリングを行っている状況でございます。

あと、枠配分の方式ですけれども、従来は上限を設けずに、積み上げた予算を査定を行っていたわけですので、大枠は決まっているわけですけれども、予算規模が見えない状況であったかと思えます。枠配分方式することによって、予算が枠が決まっておりますので、各課の裁量というのですか、裁量で予算が決められるメリットが、現場のニーズが反映できる予算ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 課長、ヒアリングは誰と誰がやっているか。

○小泉照雄まち経営課長 ヒアリングにつきましては、各課長、それから担当者が受け、ヒアリングを答える状況ですけれども、それに対して町長、副町長、財政担当が聞く形となります。

以上です。

○内藤純夫議長 再々質問。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 すみません。分かりづらくて、抽象的すみません、申し訳ありませんでした。

そういうことで予算を編成するということで、いろいろありがとうございました。今もヒアリングという言葉、私も申しあげましたし、課長の答弁でもありました。そういったことで、ヒアリングをそういうふうにちゃんとしているのであれば、過去にも浅見裕彦議員が聞いたかと思えますが、例の寄附金の3,000万円のことなのですけれども、そういったことで3,000万円については、具体的にその当時どのようなヒアリングがされたのかどうか。4社との取決めがあるということであったかと思えますが、どこから3,000万円出してもらおう、寄附してもらおうということになったのか、教えてください。

今の課長の答弁のとおり、ちゃんとヒアリングをして、財政担当と話をし、精査して計上したのであ

れば、誰がどういう判断で計上しようというか、入れようという判断したかと分かると思うのですけれども、以前の答弁でも、企業さんと意思疎通が十分でなかったとか、予算計上時に相手方と協議が十分でなかったというような答弁もありましたので、先ほどの答弁どおり、役場内で精査して予算計上していたとすると、この寄附のようなことは起こらなかったというふうに判断するのですけれども、私はそう考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

それと、今も枠配分のことで答弁いただいて、現場のニーズが反映されるというようなことが答弁にありましたが、3月議会のときに書面、コロナの関係で書面回答になってしまったのですが、そのとき再質問しようとしてできなかったもので、そのとき私が、枠配分方式でどんな変化が見られたかというふうな質問をしました。その中のこの書面回答の内容が、ちょっと最初のところを読み上げたいと思います。限られた財源を、創意工夫により有効に使うべく、精査を重ねた予算編成を行っていただきました。今後配分された予算なので、フルに使えるということではなく、事業実施に当たり、職員にはさらなるコスト削減に取り組んでもらうこととしますというふうになっております。

その中で、まずこの創意工夫ということですが、具体的に今年度の予算に対してどのような創意工夫をしたのか、分かれば教えてください。

それとまた、すみません。また話がちょっと元へ戻ってしまいますが、ここにも精査を重ねた予算編成というふうに出てきています。出ていますが、3,000万円のこととか考えますと、3,000万円のこともいいのですけれども、それと別にしても、とても精査を重ねたとはちょっと思えませんので、逆に精査を重ねたのであれば、こういったことが出てこない、計上されないはずなのですが、改めて精査を重ねたとはどういうことなのか、教えてください。

それと、その中にまたコスト削減というふうにあります。コスト削減では有名な言葉で、トヨタ自動車は改善という言葉や、乾いた雑巾を絞るという言葉があります。そこまでのことは役場に要求するつもりはございませんが、具体的にここにコスト削減と出ていますので、具体的にどれくらい、今までの予算と比べてコスト削減ができたのか、分かれば教えてください。

また、このコスト削減というのは、役場側からではなく、役場側からだけではなく、それを提示される業者のほうの見方もあろうかと考えます。ちゃんと精査されない限りでは、役場からの指示なり要求がきちんと固まらなないと、業者のほうも見積りなり、値段、金額を出すのにかなり困ってしまって、ベストプライスが出せないと考えますので、手前や、そういったことも含め、業者側までのことまで含めてコストがかからないように考えたのかどうか、その辺どういうふうに考えていたのか、教えてください。あまり役場の言うことが面倒になりますと、業者のほうもやめたということにもなりかねませんので、その辺含めて以上教えてください。すみません。勝手なことを申し上げましたが、以上答弁よろしく願います。これは考え方になるので、副町長か町長か、よろしく願います。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからまとめて答弁をさせていただきます。

先ほど課長のほうから答弁をさせていただいたのですが、手順はそういう手順でやっていますという中

で、不確定要素はこれは割と毎年出ています。とりわけよくあるケースが、国の補正予算に対応するようなもの、12月に補正予算がはつきり出てきて、1月から急遽事業を組み立てるというものもございませぬ。期間が短くなると、当然情報的には少し限られてしまうかなというところはあります。これが一つ。

それと、枠配分に関しましては昨年からやっているわけなのですけれども、現場の裁量が大きくなります。いい点でいくと、現場の自主性とか創意工夫が出やすいということが1点。一方、これは表裏がありまして、昔はもう少し早い段階から自分が見ていたと思うのですけれども、そこが割と現場に任せられるというような形ですか、そこがいいと言えればいいし、悪いと言えれば悪いというか、いいと思ってやっているのでもすけれども、それが表裏でありますということなんです。

それと、寄附金の3,000万円に関しましては、これは単純に検討が足りなかったということだと思えます。項目がかなり多岐にわたる中で、これは最終的に細かい精査ができなかったということなんです。これは、我々が至らなかったということかなというふうには反省をしています。

それと、創意工夫と、あとコスト削減です。これは毎年心がけています。あくまでもコスト削減でいいますと、コスト削減を目的にやるということではなくて、コスト削減は健全な行政運営のための手段だと思ってやっています。これは、必ず毎年上がってきたもので、削れるものは削ります。どうしても枠配分にはするのでもすけれども、トータルでいうと、我々が毎年比べて削れる部分というのはあります。これは、メリハリをつけて、トータルの町の財政状況等を考えて、やれるところを優先的にやる。全部が全部できるかというのできなくて、そこは切るものは切る、詰めるものは詰めるというのは、ここは結構毎年、毎年予算が割と財政規模の小さい町でそんなに楽ではないという認識の下でやっていますので、結構毎年切る機会はいかなというふうには思います。というところでしょうか。

私からは以上です。

○内藤純夫議長 答弁漏れございませんか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 分かりづらくて申し訳ありません。要するにコスト削減というのは、役場側のコスト削減もあるのでもすけれども、役場の要求がきちんとなしなないと、それを見積りなり、金額を出す業者のほうも困ると思えますので、その辺の業者に対する配慮といひますか、業者から上がってきて、役場が予算執行したトータルでの予算のコスト削減ということなのですけれども、要するに、業者に対する指示が二転三転するという意見もたまに話聞くのです。なので、どういうことを見積りしていいか分からないということが出てくることがあるので、その辺の今後そういうことがないようにしてもらいたいというお願いも含めて、その辺の考えをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今回の追加のご質問にお答えします。

発注側の精度を上げる。そこを一生懸命やるということしかないかなというふうには思っています。それでいくと、今年は特にICT絡みだったり、我々側と業者でそもそもの知識量の差が結構あるよというふうなパターンがあって、こういうのはそれなりに気をつけてやっているつもりなのですけれども、やはり

始めてみての試行錯誤みたいのがちょっと出てきてしまうというケースはあります。なので、そこは発注側のオーダーをしっかりと、それを最短でやるという努力をしていく。具体的にと考えると、担当者だけで完結しないで、知っている人にサポートしてもらったりですとか、ある程度の知識量とか前提条件をしっかりとつくった上で投げていくというところをしっかりとやっていきたいなというふうに思います。

○内藤純夫議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、少子化対策についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 要旨明細1、2について答弁させていただきます。

まず、要旨明細1についてです。町では、子育てしやすい町を目指し、子育て支援策として助成事業、相談事業、健診事業等を行う中で、新規事業の実施や事業内容の充実を図ってまいりました。特に少子化対策としての産前産後事業の主なものは、妊娠前では不妊不育検査治療費の助成、妊娠期では妊婦健診助成券交付、妊婦訪問、マタニティストレッチ、出産後では新生児訪問、乳幼児健康相談、育児支援家庭訪問事業、出産祝金、新生児聴覚検査費助成事業、産婦健診費助成事業、母乳育児相談費用助成事業などを行っております。また、産婦人科、小児科オンライン相談事業、12月からは母子健康手帳アプリよこハグの活用や、ちちぶ定住自立圏事業としてほっとハグくむママサロンも実施しております。なお、このような事業実施のみではなく、教育委員会や健康づくり課、関係課、関係機関等と連携し、切れ目のない子育て支援に努めております。

町の出生数につきましては、4月から3月生まれの年度ベースでは、平成27年度50人、平成28年度59人、平成29年度62人、平成30年度48人、令和元年度46人となっており、50人前後で推移していましたが、令和2年度は現段階で32人と予想され、例年より10人以上の減少が見込まれます。全国的にも妊娠届出数が減少しており、今後も少子化については厳しい状況が続くそうです。

続きまして、要旨明細2について、今後の重点策についてですが、現在の就学前子供の人口は、戦略人口の想定とほぼ同程度となっております。また、子ども・子育て支援事業計画アンケート調査での子育てすることの満足度が就学前児童世帯では86.8%あり、これまでの施策が一定の評価を得ていると認識しております。今後も事業内容の充実を図り、引き続き切れ目のない子育て支援を行っていきたいと考えております。

特に相談事業につきましては、一人でも多くの方にご利用いただけるよう工夫し、安心して出産、子育てができる環境を整えていきたいと思っております。子育てを孤立させない、子供を地域で育むと言われますが、核家族化や地域のつながりの希薄化により、母親の孤立感、不安、負担感が高く、さらに現在のコロナ禍において人とのコミュニケーションが取りづらい、憂慮すべき環境となっております。町の相談事業については、保健師、助産師、管理栄養士、臨床心理士、作業療法士、看護師等多くの専門職の方々に関わっていただき、実施しております。相談事業を利用していただくことにより、子育ての不安、ストレスを軽減し、2人目、3人目の出産へとつなげていければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 課長、説明ありがとうございました。子育て満足度が86%ということで安心しました。ありがとうございます。各事業の皆さん、役場の皆さん、課の皆さん、ありがとうございました。

今課長の答弁でもありましたが、今年はコロナの影響で出生数が横瀬も減るようですが、それは横瀬だけではなく、各メディアでもその辺は報道しているところでもあります。それで、最近というか、土曜日なのですけれども、日経新聞の12月12日にユニセフの発表で、日本や欧米の高所得国41か国で、コロナによる子供への経済的影響を分析した報告書が出されたようで、それを見ますと、今後数年間は子供の貧困層が増えるというような報告が出たという記事が出ておりました。確かに世界的にもこうで、横瀬町だけでは少子化対策というのは難しいのは当然承知もしております。

そんな中で、横瀬町に生まれてよかった、横瀬町に住んでよかったと感じられる政策事由が増えれば、先ほどの子育て満足度86%というのももっと上がっていくのではないかなというふうに考えます。今課長にもいろんな事業を説明してもらいましたが、その中でほかの自治体と比べて、横瀬のこれはいいというような事業がどんな効果があったのかどうか、副町長にお聞きします。

それと、次に今も小児科オンラインの話でもありましたが、よこらぼ事業で小児科オンライン以外に少子化対策にプラスになった事業があれば教えてください。副町長、お願いします。

それと、3つ目なのですけれども、7月6日の埼玉新聞に、埼玉県県の6月1日現在の推定人口が市町村別に出ていました。その人口の数値自体は各市町村別に世帯数、人口総数、男女別にそれぞれ出ているのですけれども、その中の記事で、減少率が最も高かったのは横瀬町で0.29だったと出ていました。この記事を御覧になったかどうか分かりませんが、こういうふうに報道されたということで感想はどのようにお持ちなのか、教えてください。また、これも一応メディアに取り上げられておりますので、振興計画か何かにあったかと思いますが、メディアに取り上げられた回数にカウントするのかどうか、教えてください。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○3番 阿左美健司議員 埼玉新聞の7月6日です。記事で、減少率が最も高かったのは横瀬町で0.29だった。単純に、人口が増えた自治体がいろいろあって、その中で減少率が最も高かったのは横瀬町で0.29だったというだけの記事です。

○内藤純夫議長 これ人口ですね。

○3番 阿左美健司議員 人口。すみません。6月1日現在です。

○内藤純夫議長 ただ、少子化対策とはちょっと違うので。

○3番 阿左美健司議員 では、判断はお任せします。

○内藤純夫議長 今の件に関しましては、また後でということ。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

○井上雅国副町長 私のほうからご答弁申し上げます。

他の市町村と比べて、子育ての関係でよかった点とその効果ということなのですから、その後によこらぼでということもお聞きになっておられますので、ちょっと重なるところがあるかもしれませんが、他と比べてというのを厳密に何と何を比べて、どれがどれだけプラス・マイナスというのはなかなかないのかなと思うのですが、全体としての印象といいますか、全体としては非常に丁寧に横瀬町は子育て支援の施策をしているということがあるのかなと思っております。例えばほっとハグくむの子育て支援というのが以前取り上げられましたけれども、これなどは結局広域の取組として広がりを見せていると。それは、恐らく横瀬の中で丁寧にそういった支援をしていくということがよいから、外に広がっていったということかと思えます。このような傾向が全体として横瀬町にはあるのではないのかなというふうに感じております。

その延長にあるのですけれども、やはり相談や情報提供を含めて、子育ての不安やストレスを解消していく方法、方向の施策について、比較的我々は重きを置いてやっているというふうに感じております。もちろん事業としてはいろいろな健康診断だったり、助成だったり、健診だったりということがあるので、一つずつ対象の方に丁寧に接しているというところが、そういう安心感につながるということなのではないかなというふうに感じております。

よこらぼのプロジェクトでということをございますけれども、子育てオンライン、産婦人科オンライン、これについてはご相談件数も順調に推移しておりますし、認められて広がりつつあるのかなという印象は持っておりますが、それ以外ということをございますので、よこらぼでいきますと、例えば町内で事業をやらせておりますけれども、横瀬の自然を活用した自然保育ということで、今絵本カフェを展開されているような、そういった取組、これはやはり新しく身近にお子様を連れて行ったり、お子様と一緒に過ごせる場所ができたというところでプラスになっているのではないかなというふうに思います。

あとは、コロナ禍の中でなかなかリアルの実施はできておりませんが、以前ですと小学生や小さなお子様向けも含めて、エリア898などの場所を使って、例えばデータサイエンスであったり、プログラミングであったり、その他お子様向けのプログラムをやるということをやっておりました。私も何回か見させていただいておりますけれども、お子様が集中して一生懸命取り組んでいる姿、それを見守っておられる保護者の方の姿などを見ておりますと、こういった取組を一つ一つよこらぼを通じてご提案いただいてやっていくということは、横瀬の中で子育ての支援の一つのポイントになっているのかなというふうに感じております。幾つかまたほかにもあるかもしれませんが、全体として感じているのはそういったところをございます。

○内藤純夫議長 町長、新生児が増えれば人口も増えますので、先ほどの答弁しますか。減少率1位という町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからつけ足しということで、まずよこらぼでということになりますと、そのほかに例えば東京大学の研究室だったですか、夜泣きの研究ということでやらせていただいて、幾つかの実際のご家庭でご協力いただいて、その後定期的に夜泣きに関する情報発信等をさせていただいたり、これは非常にいいサービスになっているかなというふうに思います。そんなものもあります。それと、すみません。先ほどの埼玉新聞の報道は、私は全く認識していませんで、したがって報道には多分カウントさ

れていないのですけれども、0.29というのはどこ時点とどこ時点を比べてというのがあれですか。

〔何事か言う人あり〕

○富田能成町長 5月中、1月。そこはあまり気にしていなくて、やっぱりその横瀬は分母が小さいので、1か月とか2か月たつと結構大きくぶれます。ですので、1年とか3年とか5年というタームで見えていくというのがすごく大事かなと思っていて、そこ自体は私はあまり気にはなっていません。今年は、2020年で国勢調査の年ですので、その数字は非常に大事かなというふうに思っています。そこで、この5年間のラップというのですか、が取れますので、そこをしっかりと見極めていきたいと思っております。

以上です。

○内藤純夫議長 3番、阿左美健司議員、再々質問どうぞ。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

再々質問、一応今のでおしまいにしようと思っていたのですけれども、一応要望も含めまして、先ほどの満足度86%に上がったということなのですが、確かにこれ、子育て支援課をつくったり、私も横瀬町の子育て事業は評価しているものではあります。なので、これを今後続けるに当たって、やっぱり人の問題が大きいのと思いますので、子育て支援課に対してもうちょっと、子育て支援課といいますか、子育て関係に関するところにマンパワーをもうちょっと割いていただければ、もうちょっと子育て支援のサービスが拡充されると思いますので、その辺の考えがあるかどうかを教えてください。

○内藤純夫議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、今後のというところで少し答弁させていただきます。

まず、子育て支援課の体制に関しましてはよく理解します。他方、福祉の問題がいろいろ状況も変わってきていまして、例えば多世代包括という考え方が出てきて、それをしっかり反映させなくてはいけないとか、あるいは世代を超えて、家庭にもっと総合的にコミットしていくみたいなのも必要かなと思っていて、来期に福祉グループの再編というのを今検討を始めています。やっぱり今の形で運営してきたいい面はあったのですが、ちょっとステージが変わってきたかなと思っていますので、もう一度子育て、健康づくり、それからいきいき町民のところの仕様の内容をもう一度分解して、再構築する、再編成するというのですか、を今は検討しています。その中で検討させていただければと思います。

それと、あと少子化の話の中では、今年に関しては大変大きな危機感を持っています。出生率の向上はなかなか難しく、議員おっしゃるとおりで、国の政策もあったり、いろんなものが影響してくるので、その中で町だけというのはなかなか難しいところもあります。全国の他自治体の状況を見ていると、幾つかの特に小さい自治体で、合計特殊出生率がかなり高い水準を維持しているというパターンが幾つかあるのですが、大体一番影響しているのが住宅政策ですか、が一番やっぱり即効性があります。周辺相場よりも安い子育て支援住宅をばんとつくって、そこに入っていただくという一時的には上がります。埼玉県でいくと、滑川町が新しい駅ができて、新しい世帯がたくさん入ったというところが、今の高い出生率に結びついています。では、それが横瀬町に合うかという、大きい住宅を開発するというのはちょっと合わないかなというふうに思います。あくまで横瀬町は、切れ目ない子育て支援をつくっていく。誰が困

っているかが分かるようにしておく。そして、あとは子育てと教育の連携です。子育てから教育まで切れ目なく、子供たちに目が届くような体制をつくって行って、それでこの町が子育てしやすいまちという、そのブランドをつくっていくというのですか、それが大事ななというふうに思っていて、そういう方向で考えていきたいと思っています。

○内藤純夫議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第1、町政に対する一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時34分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第2、議案第51号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第51号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてであります。公職選挙法の一部改正に伴い、横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第51号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村議会議員及び町村長における選挙公営の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁並びに供託金制度が導入されたことから、必要事項を定めるため、条例を制定したいものでございます。

次に、条例の主な内容ですが、第1条、当該条例の制定趣旨で、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスター作成の選挙公営について必要な事項を定めるものでございます。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公営についての規定で、第2条、議会議員及び町長選挙における候補者は、選挙運動用自動車の使用について、1日当たりの上限額6万4,500円に使用した日数を乗じた金額の範囲内で無料で使用できること、公職選挙法第93条の規定により、供託金が没収される場合は、全額候補者の自己負担となる旨の規定でございます。

第3条、選挙運動用自動車の使用は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、いわゆるハイヤー方式か、一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約、いわゆる個別契約方法があり、候補者においていずれかを選択し、有償契約締結後、選挙管理委員会に届け出なければならないの規定でございます。

第4条、選挙運動用自動車の選挙公営制度の利用に当たり、契約累計ごとの公費負担額を定めたもので、選挙運動用自動車の公費負担にかかる費用は、供託金を没収されない場合に限り、候補者が有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、町がその事業者等に直接支払うこと。公費負担の対象は1日1台限りで、契約が一般運送契約の場合は1日当たりの上限額6万4,500円に日数を乗じた額の範囲内、一般運送契約以外の契約の場合は、1日当たりの限度額が、自動車の借入れは1万5,800円、燃料代は7,560円、運転手の報酬は1万2,500円で、その額に日数を乗じた額が限度額となる旨の規定でございます。

第5条、選挙運動用自動車の使用に関し、複数の契約が締結されているときは、候補者が指定するいずれか一方の契約が締結されているとみなされ、両方の制度を同時に利用することができない旨の規定でございます。

6条から8条までは、選挙運動用ビラのビラ作成の公営についての規定で、第6条、候補者は8条で定める選挙運動用ビラ1枚当たり作成単価限度額に作成枚数を乗じた金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成できること、また公職選挙法第93条の規定により、供託金が没収される場合は全額候補者の自己負担となる旨の規定でございます。

第7条、選挙運動用ビラの作成について公営を受けようとする候補者は、ビラ作成業者との間で有償契約締結後、選挙管理委員会に届け出なければならない旨の規定でございます。

第8条、選挙運動用ビラの作成費用について、1枚当たり作成単価に法定された枚数を乗じた額を公費負担額とし、ビラ作成業者からの請求に基づき、町がその作成業者に直接支払う旨の規定でございます。また、委員会が確認していない場合は公費負担の対象外となること、公職選挙法第93条の規定により、供託金が没収される場合は全額候補者の自己負担となる旨の規定でございます。

9条から11条までは、選挙運動用ポスター作成の公営についての規定で、第9条、候補者は第11条で定める選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価限度額に作成枚数を乗じた金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成できること、公職選挙法93条の規定により、供託金が没収される場合は全額候補者の自己負担となる旨の規定でございます。

第10条、選挙運動用ポスターの作成について公営を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間で有償契約締結後、選挙管理委員会に届け出なければならない旨の規定でございます。

第11条、選挙運動用ポスターの作成費用について、ポスター掲示場枚数に1.1を乗じ、その枚数に1枚当たりの作成単価を乗じた額を公費負担額とし、ポスター作成業者からの請求に基づき、町がその作成業者に直接支払う旨の規定でございます。また、公職選挙法第93条の規定により、供託金が没収される場合

は全額候補者の自己負担となる旨の規定でございます。

第12条、この条例の施行に関し必要事項は、委員会に委任する規定でございます。

附則、この条例の施行日を公布の日と規定するものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、議案第51号について質問します。

今課長のほうから説明ありました、条例制定の基本的な考え方ということで示されました。今回の条例制定の目的というか、これは今各自治体で議員のなり手が少なくなってきた、解消の一つとして、この公職選挙を基づいて公費負担が取り入れられたものというふうに解されますが、一部供託金の導入という形ではなかなか難しくなるのではないかと思います、これは法律で決まった中身なので、それを条例に取り入れたということだと思います。主な公職選挙法の一部改正の概要、こういう点があるのだよということで資料等もいただいていますので、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。それが1つ。

それから、2番目で、法律で新たに町村議員に取り入れたもの、それから条例制定に取り入れたもの、あとは横瀬町の独自性というか、特にここは条例で定めたものの独自性があるのだよというところがあれば、そこのところの説明をよろしくお願いします。

供託金制度の導入となるが、没収となる得票数、議員は初めてですので、町長については既に入っているかも分からないですが、こういうふうになるという得票数、法定ではこう規定されていますよの説明をよろしく願いいたします。

それから、4番目、選挙用運動の自動車借入れでの公費負担の算定ですが、生計同一親族からの自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用の場合の取扱いについて、どういふふうにしていくのかです。

5番目として、附則で公布の日から施行とあります。いつを予定するのか。これで、今提案は11日ということで、今回会期が4日間というか、14日になったので、今日で可決されれば、またそれというだけでも、11日で、もし1日であった場合に、条例公布の日から施行する。11日に可決した場合ということで、横瀬町は一般的に議決されてから公布の日というのが、施行をいつを予定するのか。横瀬町は、一般的に公布の方法をこういうふうにやっていますということの説明をよろしくお願いします。

5点になりますが、以上です。よろしく申し上げます。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、公職選挙法の改正目的、それから概要についてのお尋ねでございます。今回の公職選挙法の改正は、町村の選挙における候補者に係る環境の改善、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入するものでございます。

改正点は、大きく分けて3点でございます。1つ目として、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象となったこと。2つ目として、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されたこと。3つ目として、先ほど触れた町村議会議員選挙における供託金制度が導入され、その額が15万円となったことでございます。なお、供託金制度以外については、条例で定めることが前提ということになります。

次に、条例に制定した後、取り入れたものということでございますけれども、今回条例制定する内容は、先ほど述べた公職選挙法の改正に準じたもので、選挙公営の対象の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布を解禁するものでございます。条例の主な概要は、第2条から第5条が選挙運動用自動車の使用の公営についての規定で、自動車の使用方式をハイヤー方式と個別契約方式に分類し、1日当たりの上限額等を定めるものでございます。

6条から8条は、選挙運動用ビラの作成の公営についての規定で、単価限度額を7円51銭に、作成枚数の限度を町長選挙が5,000枚とし、町議会議員選挙は1,600枚とするものでございます。

第9条から11条は、選挙運動用ポスターの作成の公営についての規定で、単価限度額を7,746円に、作成枚数の限度をポスター掲示場数の1.1倍の48枚とするものでございます。

法律のほうで若干緩みがある部分がございますが、これがポスターの掲示場のポスターの枚数の関係でございますが、2倍以内というのが法定されておりまして、現状1倍から2倍の範囲の中で決めるということで、近隣市町村の状況等を見て、秩父市が1.1倍ということから、長瀨、皆野町についてはその限度額ということで1.0倍ということで、割増しはございませんが、横瀬町はその辺の状況を踏まえて1.1倍ということが妥当だろうということで、この部分は町のほうで決めさせていただいたということでございます。

次に、供託金の没収点についてでございますけれども、供託金の没収点の基礎となるのは、有効投票総数ということになりますので、明確な数字のほうはお示しすることはできません。仮に有権者数を今年の12月1日に定時登録がございましたので、その数字、それから有効投票率を平成27年町長選挙で試算をさせていただきますと、町長選挙の没収点は512.8未満ということになります。それから、町議会議員選挙の没収点は42.7票未満ということになります。

それから、選挙運動用自動車借入れ公費負担の概要についてでございますけれども、選挙運動用自動車借入れに係る公費負担は1台限りで、ハイヤー方式の場合は6万4,500円、これ1日当たりでございますので、それから告示日以降5日間、選挙期間がございまして、5倍をして32万2,500円が上限額となります。

個別契約方式の場合につきましては、自動車についてが1万5,800円が1日当たりで5日間で7万9,000円、燃料代が7,560円で5日間で3万7,800円、運転手については1万2,500円で5日間で6万2,500円、トータルで17万9,300円が上限となります。契約により、支払うべき金額が今お話しした限度額を超える場合につきましては、超えた金額は候補者本人の自己負担ということになります。

それから、生計同一親族からの基準のお話でございますけれども、生計同一親族からの自動車借入れについては、個別契約方式の契約を当該候補者と生計を一にする親族と提携する場合には、当該親族が当該契約に係る業務を業として行う者に限り公営の対象というふうになります。

それから、公布の日、公布等の時期等のお尋ねでございます。地方自治法第16条第1項で、条例の制定

または改廃の議決があったときは、その日から3日以内に長に、送付をしなければならないこと、同条第2項で、長は条例を送付を受けた場合は、その日から20日以内に公布をしなければならないこと。同条第3項では、条例に特別の定めがあるものを除くほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することが規定をされています。この法律に基づき、条例等の公布を行うこととなりますが、本町におきましては今までの慣例により、原則議決日を公布日として処理のほうはさせていただいております。先ほど11日に議決があった場合というお話がございましたけれども、先ほど申した日程の範囲内で、必要なタイミングで公布のほうはさせていただくようになります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。大枠分かりました。

もうちょっと詳しく知りたい点が2点ありますので、よろしく願います。1つは、先ほど供託金の没収となる得票数は出たのですが、これの計算式、みんなに分かりやすくこうだよと言ってもらうと、もうちょっと分かりやすくなると思いますので、こういう計算でというのをよろしく願います。

もう一点ですが、ビラのこれが頒布解禁になって公営対象になりましたと。町村議員につきましては1,600枚ということですが、これは配れる枚数が1,600枚、いや、公費負担するのが1,600枚なので、配る枚数は最も多くても構わないと。町長の場合は5,000枚とありますので、公費負担、ビラはこれだけ作るのとは別に構わない。でも、公費がここまでですよという規定なのか、そのところをよろしく願います。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

供託金の計算式の関係でございますけれども、町長選挙の没収点については、有効投票数割る10、それから議会議員選挙の没収点については有効投票総数割る町の議員の定数割る10ということでございます。

それから、ビラの頒布の関係でございますけれども、これは公職選挙法の142条の第11項のほうで、ビラの作成については無料でできるということが定められていて、その枚数の上限が1,600枚ということになっております。こちらで定めているのは、あくまでも無料でできるものの上限ということが1,600枚ということになると思います。それ以上ができるかということなのですが、想定しているのは1,600枚ということがある一定の数ということではされていると思いますが、それ以上作ることはちょっと確認をさせていただいて、後で答弁をさせていただきたいと思っております。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

日程第2、議案第51号 横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○内藤純夫議長 再開いたします。

ここで、先ほど5番、浅見裕彦議員の質問に対し答弁漏れがございましたので、答弁いたします。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 すみません。それでは、先ほどの質問についての答弁をさせていただきたいと思えます。

公職選挙法第142条第1項で選挙運動のために使用する文書図画は、通常はがき及びビラのほかは頒布することができない。同条第7項で、選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1,600枚と規定されていることから、選挙運動のために使用するビラにつきましては、公費負担する枚数と同様1,600枚となります。

以上でございます。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第3、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議ほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務会計課長。

〔新井幸雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 議案第52号の概要説明をいたします。

お手元に資料①、国保税条例の新旧対照表と資料②、国民健康保険税における軽減判定所得等の改正を配布させていただきましたが、資料②のほうを中心に説明させていただきますので、そちらを御覧ください。今回の改正は、国民健康保険税における低所得者の軽減、これにつきましてはどういうことかといいますと、前年中の所得が一定基準以下の世帯に対しまして、均等割額と平等割額を軽減する制度でございます。

まず、1、概要でございますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し、これは給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等に伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の改正を行うものでございます。このうち10万円の振替とは、給与所得控除、公的年金控除、公的年金等控除につきまして10万円引き下げるとともに、一方で基礎控除を10万円引き上げるというもので、これは平成30年度に税制改正されたものでございます。また、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにするといえますのは、所得等に変化がないにもかかわらず、今回の改正の基準でもともと軽減措置を受けられるといった被保険者が、この10万円の振替によりまして軽減措置を受けられなくなってしまうといった事態を避けるものでございます。

続きまして、2、改正の内容ですが、国民健康保険税の減額対象となる所得算定において、基礎控除額を33万円から43万円引き上げるとともに、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、その合計から1を引いた数に10万円を掛けた金額を加えるというものでございます。これにつきましては、その下の表の軽減判定所得の7割軽減基準額、5割軽減基準額、2割軽減基準額とありますが、それぞれの算定式の改正前、改正後、下線部が変わっておりますので、御覧ください。これによりまして、この算定式によりまして、先ほど概要で説明しました意図せざる影響や不利益を遮断することになります。

3の施行期日でございますが、令和3年1月1日施行で、適用は令和3年度の国民健康保険税の算定からとなります。

以上で横瀬町健康保険税条例の一部改正についての概要説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 説明ありがとうございました。3点ほど質問します。

1つは、今課長から説明あった議案第52号資料の②であります。改正の内容として、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯はということで、米印がついて、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者とあります。この一定のというのの意味をもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

2番目に、この軽減判定の所得が引き上げられることによって、国保税の軽減を受けられる家庭が増えるのではないかとというふうに推定されます。どの程度、これを改正することによって増える家庭があるのか、税務会計課のほうで推定していたら、その数について教えてください。

それから、3つ目として、ホームページでもこの軽減判定所得が載っています。いつも私ここで説明聞

くのですが、所得はそれぞれの家庭によつての状況が違うから、収入があります、あるいは固定資産税がありますといつて一律にいかないの、概要はできないので、所得でという形でホームページでも載っています。でも、ほかの自治体なんかで見ると、すごく分かりやすい自治体もあるのです。7つぐらい例を挙げて、世帯の所得が幾ら、33万円以下の世帯はこれですか、あるいは給与所得者の場合、自営業者、65歳未満の公的年金受給者の場合、あるいは例6、65歳以上の公的年金受給者の場合、例7、自宅を売却した譲渡所得がある場合とかというので、国民健康保険税の計算方法というので示している自治体もあります。だから、もうちょっと誰が見ても、ああ、そうか。所得となるとなかなか分かりにくいので、俺んちの収入このぐらいだから、これは受けられるかどうかというふうに示せないかどうかということについての説明を3点になりますが、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、答弁させていただきます。

まず、一定の給与所得ということでございますが、これ年金所得が入っておりますけれども、給与等の収入金額が55万円を超える方でございます。これ以下になりますと所得税がかからなくなる形になるかと思ひます。あと、年金収入につきましては60万円を超える方、またこれは65歳以上で公的年金の収入の場合は110万円を超える方となります。

続きまして、国保税の実際軽減の世帯数ということでございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、この改正によりまして対象となる世帯は増えることが予想されます。特にこの改正によりまして、自営業者の方やフリーランスの世帯につきましては、所得控除の10万円の減額という部分が生じないため、その分国民健康保険税の基礎控除相当分の10万円の引上げ、このメリットのみ受ける形となります。よつて、その分は軽減額は増額になるかと思ひれます。

それと、実際の世帯数、軽減世帯数、これは今年度の数字ですけれども、11月現在の数字ですけれども、7割軽減世帯数が278世帯、5割軽減世帯数が206世帯、2割軽減が154世帯でございます。この影響につきましては、先ほど申し上げましたけれども、軽減世帯が増えることによつて、町側としましてはその分減収になるかと思ひれます。

それと、3つ目のホームページでございまして、確かに議員ご指摘のとおり、もう少し工夫をして、計算例とかモデル例を分かりやすく掲載できたらなと考えております。

以上でございます。

○内藤純夫議長 5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

今町の国民健康保険税が軽減を行うと減収になると。だから、その減収になった分については、ほかから補填されるのではないかなというふうに思ひますので、再度その説明をよろしく願ひしたいのですが、国民健康保険税会計全体、町としてはこの軽減をしてもほかから補填されるから、国あるいは県から補填されるから変わらないよということによろしいかどうか、もう一度よろしく願ひいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○新井幸雄税務会計課長兼会計管理者 ただいまの質問に答弁させていただきます。

この分の軽減される分の補填というご質問でございますけれども、まだ現時点では具体的にどういった形でとか、そういう具体的なものは出ておりませんが、ただ平成30年度に国民健康保険は埼玉県が保険者ということになっておりますので、その埼玉県の方針によりますと、この保険料軽減制度につきましても財政的支援はしていただけるということになっておりますので、まだ具体的な話にはなっておりませんが、その辺の連携は取っていくような形になるかと思われま

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第52号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第4、議案第53号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第53号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 担当課長の細部説明を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表を御覧ください。今回第10条第3項で2点の改正を行います。1点目が、放課後児童支援員認定資格研修を行うものに中核市の長を加えるものです。放課後児童支援員は、保育士の資格を有するなど、第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならぬと規定をしております。認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、令和2年度から中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとする省令の改正を受け、本条例も同様に改正するものです。

2点目ですが、放課後児童支援員については、経過措置として附則で、令和2年3月31日までは研修修了予定者も支援員としてみなす規定となっております。この経過措置の終了により、支援員としてみなすものに、従事した日から起算して2年を経過する日の年度末までに研修修了予定者を加える改正を行うものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨、規定をしております。

以上で説明とさせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の放課後児童支援員に中核市の長が行う研修をという形で、一部省令改正ですか、が行われたということで、それを国の基準に定めて入れたと。もう一点が、附則から本文のほうに入れて、2年を経過するまでということでありました。

横瀬町で、この放課後児童支援員は必要なのは何人必要なのか。現在今何人この研修を受けている人がいて、何人必要だということが1点であります。

それから、中核市を入れることにより研修機会が増えるということで、今埼玉県では川越と川口と越谷が中核市になっているというところで、今受けている研修というのは、さいたま市と県の研修を受けながら来ているのではないかなというふうに予想されるのですが、これによって利便性というのですか、例えば川越が入りますというと、少し近くなるとかだけれども、そこら辺によつての利便性がどう変わるのかという点が2つ目です。

それから、修了する予定者を含むと入れる理由です。現実に対応する人が間に合っていれば、あえて入れなくてもというふうに思うのですが、ここ入れることによって、どういうことが問題であって、これを予定している者を含むとするのかについて、3点であります。よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 まず、1点目の現状についてでございますけれども、今の学童保育室につきましては、50人定員の2クラス、2単位で行っています。それで、条例でいいますと、1クラス1単位に1人支援員を置くとなっております。そのほかの者については補助員でも可となっております。ですので、1クラスに最低1名、支援員を置くということになります。毎日2人が必要となります。現在学童保育室の指導員の研修修了者は4名おります。今年度新たに2名が埼玉県の研修を受講する予定となっております。

2点目の中核市の研修機会、研修機会の利便性が上がるのではないかとご質問でございますけれども、現在横瀬町では埼玉県が行う研修に実施しております。ただ今後の受講者によって、埼玉県のほうの研修の枠がいっぱいになる可能性もありますので、そういった場合にいろいろな受講する機会があれば、その分年度を待たないで受講することが可能であると思います。

3点目、予定者を含むのですけれども、ここにつきましては現在学童保育室では基準を満たして事業を実施しておりますけれども、今後新たな人材の採用等に対応するため、このような条例改正を行うものです。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第53号 横瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第5、議案第54号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第54号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行い、債務負担行為を認定するものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万9,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,216万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては各担当課長がご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時40分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、最初に質問させていただきます。

これ、最初12ページです。乗り合いタクシーの関係で、町長最初のあいさつの中でもあったので、もうちょっと詳しく説明願えればと思います。乗り合いタクシーの運行委託料につきまして、来年度から進めるに対しての実証実験を行うということでもあります。話し合ったかと思うのだけれども、いつからどの程度に行うのかについて、再度説明をよろしくお願いいたします。これが1点であります。

次に、23ページです。活性化センターの管理運営事業で、高圧ケーブルの引換え及びPAS交換ということで、劣化がということで指摘されたとのこと。どの程度というか、ケーブルと、それからPASという形なのですが、何年ぐらい経過しているのか、このことについて、そして管理しているところからよくないよという指摘があったかどうか、そのことについてをよろしくお願いいたします。それが2点目です。

それから、3点目ですが、24ページ、地域振興拠点の施設管理事業ということで、道の駅あしがくぼのそば、うどんのところの体験のところの厨房の改修工事が入るとのことでありました。なかなか働いている人から、非常に環境よくないよと言われているところだと思います。それに対しての厨房の改修ということで、委託設計料から見ると、そのほば、委託設計料が1割と見ると、10倍ぐらいいかなというふうに思えるのですが、どの程度の工事を行おうとしているのかについてが3点目であります。

それから、28ページになります。今回の補正の中で大きな予算を占めているので、先ほど説明ありました小学校の教育環境整備事業ということで、原木を使い、必要材料を確保するためということで、当初予算1,800万円だったのですが、これが528万円上乗せということで、これも特別委員会で説明等あったと思うのですが、もう一回、何立米だったのが何立米必要だということで、ここを選定しましたということだと思いますので、再度よろしく申し上げます。

もう一点は、9ページで国庫支出金の関係で、先ほど新型コロナの予備費ということで説明がありました。予備費で執行しておいて、後からこれお金が入ってきたので、新型コロナのということであります。なかなか分かりにくいというか、ホームページ見ると新型コロナウイルスの感染症検査助成金と載っているところ。横瀬町も1人当たり65歳以上、なおかつ基礎疾患で治療を受けている人が受けますよというときに、補助金がPCRで上限2万円、それから抗原定量検査で7,500円ということで予定を見ている

とのことであります。どのくらいの人数を想定しながらいるのかについて、ここは補助金なので、50万円
で、補助率2分の1ですか、となったときにどの程度を見越しているのかについてであります。

5点ですか、よろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○小泉照雄まち経営課長 最初の質問の乗り合いタクシーの実証運行の関係でございますけれども、予定で
すけれども、2月の1日から3月31日までの2か月間ということで実証運行を予定しております。

以上です。

○内藤純夫議長 振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは2点答弁させていただきたいと思います。

まず、活性化センターの高圧ケーブルとPASの関係でございます。この2つにつきましては、活性化
センター開設から26年たっておりますが、一度も交換修繕等行っておりませんので、26年経過している
ということ。それと、先般電気管理技術者さんに委託をしております、定期検査をさせていただいた結果
で、耐用年数も過ぎている。そして、絶縁抵抗値等の基準にもかなり低い値になっているということでの
判断でございます。

それと、道の駅「果樹公園あしがくぼ」の体験交流施設の設計業務委託の件でございますが、工事費に
ついてはそこである程度算出をされると思いますので、今の段階では私のところでは把握をしていません。

以上です。

○内藤純夫議長 教育次長。

○大野 洋教育次長 横瀬小学校の木材調達の関係について答弁させていただきます。

まず、製材加工業務委託費としまして、ヒノキ50立米、それから杉を60立米、合わせて110立米でござ
います。費用で2,640万円。そして、町有林のほう、町有林の販売額としまして、原木400立米、312万円
と予算見積りをしております。こちら、差引きで2,328万円となります。当初予算1,800万円との差額528万
円の増額補正ということでございます。

なお、当初予算では、第1期、第2期工事の総量を予算計上しておりましたが、実施計画によりまして
必要製材量等の増加もあり、今回計上している予算額は第1期工事分のみの予算額でございます。また、
この数量及び単価につきましては、補正予算策定時のものでございます。その後、さらに検討、精査をし
ておりますので、さきに小学校校舎整備事業特別委員会でご説明申し上げました数量、金額とは若干の相
違がございます。予算額ということでご了承いただければと思います。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 歳入の9ページになります。衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費等国庫補
助金の50万円についてでございますけれども、こちらにつきましては65歳以上の方、基礎疾患を有する方
がPCR検査を本人の希望により行った場合の助成事業となっております。積算の方法といたしましては、
検査見込み数を65歳以上の高齢者2%50人を見込んで、予備費充当100万円させていただいております。
そのうちの2分の1国庫補助金となっております。この見込みにつきましても大変難しい部分があります。
1市4町、この事業を同時に実施させていただくときに、いろいろ情報交換等をさせていただいている部

分があります。ただ、この事業につきましては、以前にPCRの検査についての問合せだとか、そういうものない状況でした。近隣の自治体の状況等を勘案して、65歳以上の高齢者2%で人数を見込んでおります。

以上です。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。

道の駅あしがくぼの拠点整備事業で、幾らになるかというのは、それはまだこれから算定ということで、厨房をどんな程度、どういうふうに改めて改修しようとしているのかについてが1つ。

それから、もう一点ですが、PCR検査の関係で、ではどこで受けられるのだろうかという、横瀬町内にこのPCR検査を受けられる、あるいは秩父郡市ですか、どの程度で、これはオープンになっている中身かどうかということについて。資料等であるのですが、一応横瀬町内はこういうところで受けられます。あるいは、秩父ではこの程度というふうな数字であるならば、具体例等示していただければと思いますので、2つです。よろしくお願いします。

○内藤純夫議長 質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○大畑忠雄振興課長 それでは、私からは道の駅「果樹公園あしがくぼ」の体験交流施設の改修の概要でございますけれども、今厨房がございますが、その手前というのでしょうか、にテーブルとかを置いて配膳をしたりなんかしていると思います。その時点を基準にしますと、もう少しというのでしょうか、東側というのでしょうか、まで厨房としてというのでしょうか、調理場として確保するといった内容になっております。

以上です。

○内藤純夫議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 PCRの検査を受けられる期間につきましては、横瀬町のホームページ上で掲載しております。紙ベースではいろいろ変更があったりするので、ホームページで紹介するか、問合せ等があったら口頭等で回答させていただくようになっております。全部で今秩父地域で20医療機関となっております。そこには、横瀬町内の医療機関は含まれておりません。

以上です。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第54号 令和2年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）については、これを原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第6、議案第55号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第55号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,997万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,453万4,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長がご説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い、休憩をして担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時57分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほどよろしく願いいたします。

今課長のほうから説明があつて、歳出の関係で保険給付費であります。実績に基づいてということで、一般被保険者療養給付費、それから高額療養費、葬祭費ということであります。伸び率で、伸び率という言葉はうまくないのですが、増え方として、保険給付が8.4%、それから高額療養が12.5%、葬祭費についてがこれ11.1%ですか、こういうことについての要因というか、どういうことが考えられるかということについての見解があれば伺えればと思いますので、3点であります、よろしく願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 不足が見込まれる要因でございますが、現段階では新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがどのくらいか分かっておりません。ただ、高額療養費が増額となっていることから、高額受診者の影響があると考えております。葬祭費につきましては、現時点で15件支出しており、前年度の実績13件を上回っている状況にあることから、増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第55号 令和2年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第7、議案第56号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第56号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,310万4,000円追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,199万9,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第56号 令和2年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第8、議案第57号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第57号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万

4,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ1億982万円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第57号 令和2年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第9、議案第58号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第58号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,394万8,000円とするものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時24分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第58号 令和2年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第10、議案第59号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第59号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ6,141万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○内藤純夫議長 再開いたします。

説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第59号 令和2年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○内藤純夫議長 再開いたします。



◎日程の追加

○内藤純夫議長 ただいま4番、宮原みさ子議員から、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 追加日程第1、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 議長より意見書の発言をいただきましたので、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、意見書の全文を読ませていただきます。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。

我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興につながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に

十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

埼玉県秩父郡横瀬町議会議長 内藤 純夫

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、防災担当大臣であります。

以上、この意見書につきまして議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 提出者の説明を終わります。

賛成者の発言を求めます。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。ただいま議長より賛成者の意見ということでご指名いただきましたので、こちらで申し上げさせていただきたいと思っております。

私といたしまして賛成の立場でございますが、今宮原議員がここでおっしゃった内容、まずそのまま私も賛同しております。そして、それにつけ加えまして、この町におきましても過去の豪雪のとき、大雪が降ったときには、作業して1人の方、命を亡くされているということで聞いております。また、今年の台風19号の際の被害では、土砂崩落、そして道路崩壊等甚大な被害を被っております。このような事態に備えていくためには、防災・減災、国土強靱化は必須の事項でございます。よりまして、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○内藤純夫議長 賛成者の発言を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいま上程中の発議案ですけれども、一応口頭では提出先が示されましたけれども、この案分に提出先がついていないとちょっと分かりにくいので、それを添付していただくことが必要かと思うのです。ぜひそのように取り扱っていただきたいと思います。

○内藤純夫議長 提出者の答弁を求めます。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 そのようにさせていただきます。

○内藤純夫議長 よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○内藤純夫議長 では、今回は後で渡すということでお願いいたします。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第3号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○内藤純夫議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第6回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 内 藤 純 夫

副 議 長 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 大 野 伸 惠

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修